

大学機関別認証評価

自己評価書

平成27年6月

宇都宮大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織	9
	基準3 教員及び教育支援者	33
	基準4 学生の受入	44
	基準5 教育内容及び方法	53
	基準6 学習成果	98
	基準7 施設・設備及び学生支援	107
	基準8 教育の内部質保証システム	130
	基準9 財務基盤及び管理運営	149
	基準10 教育情報等の公表	168

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人宇都宮大学

(2) 所在地 栃木県宇都宮市

(3) 学部等の構成

学部：国際学部、教育学部、工学部、農学部

研究科：国際学研究科（博士前期・後期課程）、

教育学研究科（修士課程・専門職学位課程）、

工学研究科（博士前期・後期課程）、農学研究

科（修士課程）、連合農学研究科（博士課程）

関連施設：地域連携教育研究センター、雑草と里

山の科学教育研究センター、総合メディア基盤

センター、留学生・国際交流センター、地域共

生研究開発センター、バイオサイエンス教育研

究センター、附属図書館、保健管理センター、

キャリア教育・就職支援センター、基盤教育セ

ンター、オプティクス教育研究センター、教職

センター

学部附属施設：国際学部附属多文化公共圏センタ

ー、教育学部附属学校（幼・小・中及び特別支

援）、工学部附属ものづくり創成工学センター、

農学部附属農場、農学部附属演習林

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部4,160人、大学院768人

専任教員数：304人、助手数：1人

2 特徴

宇都宮大学は、北関東に位置する栃木県の県都である人口52万人の宇都宮市にある。

その生い立ちは、栃木師範学校及び宇都宮農林専門学校を母体とし、昭和24年に学芸学部（現教育学部）と農学部の2学部からなる新制国立大学として発足した。その後昭和39年に工学部が、平成6年には国際学部が設置され、4学部からなる中規模総合大学として今日に至っている。

また、宇都宮大学は、「地域に学び、地域に返す、地域と大学の支え合い」をモットーとしており、「豊かな発想を地域に、新たな知を世界へ」をキャッチフレーズに教育研究並びに社会貢献活動を展開している。

なお、「全国大学の地域貢献度調査」においては、調査が開始された平成18年度に全国第1位となって

以降、トップ10に8回ランキングされるなど高い評価を受けている。

本学では、共有する大学改革と人材育成の fundamental concept として、「3C精神」：すなわち新たな地域社会の変革を担うべく、「主体的に挑戦し（Challenge）、自らを変え（Change）、社会に貢献する（Contribution）」をモットーとしている。また、「日本で最も学生を大切に育てる大学」、「日本で最も地域から信頼される大学」及び「あらたな知を創造し続ける大学」を目指して、組織の改革や人材養成を進めている。

大学規模の特性“顔の見える距離感”を生かしたきめ細かな教育を最も重要な役割と考え、基盤教育と専門教育を有機的に結びつけた4年一貫教育を通して問題解決能力を身に付け、“あらたな社会”を拓き支える人材を養成している。特に、教育の透明性を高め、学生をどのような教育によって、どのような人材を養成するかを内外に具体的に示した「教育プログラムシラバス：宇都宮大学の学士課程・修士課程教育2015－学生の皆さんへの約束－」を作成・配付し、教育体系の見える化と質保証を図っている。

また、教育研究のさらなる活性化に資するため、競争的資金の継続的な獲得に積極的に取り組んでいる。

- 文部科学省プロジェクト「学生の習熟度の多様性に対応した総合的多面的英語教育改革」（平成21年度～23年度）を契機に全学生に対する実践的な英語運用能力の向上をめざし、基盤教育英語プログラムを

持続的に発展させており、この成果が大学英語教育学会において高く評価され、「平成25年度大学英語教育学会賞（実践賞）」を受賞している。

- 文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」（平成25年度～29年度）を活用し、地域課題に関連した教育を全学の教育課程の中に位置づけている。

- 文部科学省「大学教育再生加速プログラム」（平成26年度～30年度）に採択され、前述した「3C人材」の養成に取り組んでいる。

II 目的

1. 目的

本学では、学則第1条第1項において、以下の目的を定めている。

宇都宮大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、真理と正義を愛する人格を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2. 理念と方針

本学では、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献することを理念とし、広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践するため、次の基本的な方針を定めている。

1. 幅広く深い教養と実践的な専門性を身につけ、未来を切り開く人材を育成します。
2. 持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、高水準で特色のある研究を推進します。
3. 地域社会のみならず広く国際社会に学び貢献する活動を積極的に展開します。

3. 教育目標

上記の理念と方針を基に、専門に関する基礎を身につけ、広い視野とバランスのとれた判断を可能にする豊かな人間性を持った人材の育成を目指し、次の教育目標を定めている。

1. 現代社会に必要なリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、そして、知と行動力を統合した行動的知性を育成するための基盤教育を行います。
2. 実践的で専門的な知識を修得するための専門教育を行います。
3. 基盤教育及び専門教育を有機的に結びつけた4年一貫教育により、問題解決能力を身につけ、“あらたな社会”を拓き支える人材を育成します。

4. 学部の目的

本学では、学部ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、次のとおり定めている。

国際学部（宇都宮大学国際学部履修規程）

国際学部は、現代の諸問題に的確に対応し解決するために、伝統的学問の枠組みを超えて、諸科学の連携による新しい学問体系「国際学」（International Studies）の基礎的・専門的知識を身に付け、地域社会及び国際社会に貢献することのできる人材を育成する。

教育学部（宇都宮大学教育学部履修規程）

教育学部は、学校教育教員及び広く社会の各分野で活躍する人物の養成を目的とする。

工学部（宇都宮大学工学部履修規程）

工学部は、基盤教育科目（初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。）、共通専門基礎科目及び共通専門科目並びに機械システム工学、電気電

子工学、応用化学、建設学又は情報工学の専門分野に関する教育・研究を通して、幅広い視野を持ち、積極的にものづくりを志し、広く自然環境と人間社会の調和発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。

農学部（宇都宮大学農学部履修規程）

農学部は、持続的生物生産、環境の保全と修復、生命科学の発展と応用を共通の目標においていた教育・研究を通して、地域社会並びに国際社会に貢献することができる人材を育成する。

5. 研究科の目的

本学では、大学院学則第1条第1項において、以下の目的を定めている。

宇都宮大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

国際学研究科（宇都宮大学大学院国際学研究科細則）

第2条 博士前期課程においては、次の高度専門職業人を養成する。

- 一 國際社会研究専攻においては、調査分析能力と問題解決能力を備えた人材
 - 二 國際文化研究専攻においては、異文化理解に基づく多文化共生を推進できる人材
 - 三 国際交流研究専攻においては、市民レベルの国際交流・国際貢献活動に従事する人材
- 2 博士後期課程の国際学研究専攻においては、多文化公共圏の形成に関わる課題設定・実施の組織的監理を行う指導的高度専門職業人を養成する。

教育学研究科（宇都宮大学大学院教育学研究科細則）

第2条 学校教育専攻では、教員養成系学士課程などを卒業し教員としての基礎的な資質能力を修得した者の中から、教員としての職責を自覚し、豊かな人間性と幅広い視野をもった教育現場で求められる有力な一員となり得る教員を養成する。また、理論と実践とを密接に結合した研究・教育体制を整備し、現職教員及び社会人に対しても、継続教育の一環として充実した再学習の場を提供する。

2 教育実践高度化専攻では、学校現場から課題を抽出し、理論と実践の架橋・往還・融合を通して学校現場と共に組織的に課題を解決しようとする中で、多様な人々と協働しながら対応・解決できる力量を備えた、高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成する。

工学研究科（宇都宮大学大学院工学研究科細則）

第2条 博士前期課程では、工学についての幅広い視野と実システムへの応用力をもち、自主性と創造的能力を発揮できる人材を養成することを目的とする。

博士後期課程では、新分野に対応できる創造的能力と幅広い工学的知識を身につけ、社会の要請する工学的諸課題を自ら解決できる自立した人材を養成することを目的とする。

農学研究科（宇都宮大学大学院農学研究科細則）

第2条 本研究科では、農業・食料・資源・環境問題を解決するため、生命・生物機能・生物資源・環境・社会経済に關係する農学の領域を中心とした高度な専門知識と技術を修得し、自然や文明・社会・文化に対する豊かな教養をそなえた、地域と世界に貢献しうる高度専門職業人を養成する。

III 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1－1－①： 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、学校教育法第 83 条の主旨に沿い、学則に定められている（資料 1－1－①－1）。この目的を踏まえ、達成する基本的な成果を示した理念と方針、教育目標を定めている（資料 1－1－①－2）。そして、大学の目的をより明確にするために、各学部における教育目的・養成する人材像をそれぞれの履修規程において学科・課程・コースごとに定めている（資料 1－1－①－3）。また、これらの目的を実現するために、第 2 期中期目標期間における大学の基本的な目標が定められ、平成 23 年に、学長のリーダーシップのもと当該目標を達成するための重点施策を付して作成した「宇都宮大学の目標と計画」を学内外に公表し、計画達成に向けて推進を図っている（資料 1－1－①－4、資料 1－1－①－5）。

資料 1－1－①－1 宇都宮大学学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

（本学の目的）

第 1 条 宇都宮大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、真理と正義を愛する人格を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に履修規程で定め、公表するものとする。

資料 1－1－①－2 宇都宮大学の理念と方針・教育目標 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/rinen.php>)

宇都宮大学の理念と方針

宇都宮大学は、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献することを理念とし、広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践するため、次の基本的な方針を定めています。

1. 幅広く深い教養と実践的な専門性を身につけ、未来を切り開く人材を育成します。
2. 持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、高水準で特色のある研究を推進します。
3. 地域社会のみならず広く国際社会に学び貢献する活動を積極的に展開します。

宇都宮大学の教育目標

専門に関する基礎を身につけ、広い視野とバランスのとれた判断を可能にする豊かな人間性を持った人材の育成をめざします。

具体的には

1. 現代社会に必要なリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、そして、知と行動力を統合した行動的知性を育成するための基盤教育を行います。
2. 実践的で専門的な知識を修得するための専門教育を行います。
3. それらのふたつを有機的に結びつけた 4 年一貫教育により、問題解決能力を身につけ、"あらたな社会"を拓き支える人材を育成します。

資料 1－1－①－3 各学部履修規程

国際学部履修規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-220.pdf>)

（学部及び学科の目的）

第 2 条の 3 本学部は、現代の諸問題に的確に対応し解決するために、伝統的学問の枠組みを超えて、諸科学の連携による新しい学問体系「国際学」（International Studies）の基礎的・専門的知識を身に付け、地

域社会及び国際社会に貢献することのできる人材を育成する。

- 2 國際社会学科は、國際社会の構造を、歴史あるいは人権、法律、政治、経済などのシステムから理解し、世界規模の相互交流に必要な基礎的・専門的知識を身に付けると同時に、グローバリゼーションにともなう社会的諸課題の解決のために国際協力、環境、技術移転、情報などの側面からアプローチできる人材を養成する。
- 3 國際文化学科は、國際社会の構造を、歴史、伝統、宗教、芸術などの人間精神に関わる分野から考察し、異文化間の相互交流に必要な基礎的・専門的知識を身につけると同時に、グローバリゼーションにともなう文化的諸問題の解決のために異文化理解、コミュニケーション、文化比較、言語、文学などの側面からアプローチできる人材を養成する。

教育学部履修規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-479.pdf>)

(学部及び課程の目的)

第2条の2 本学部は、学校教育教員及び広く社会の各分野で活躍する人物の養成を目的とする。

- 2 学校教育養成課程は、学校教育全般を見直しつつ、実践力のある初等・中等教員及び特別支援教育の教員の資質を持った人物を養成することを目的とする。
- 3 総合人間形成課程は、社会人としての総合的な能力を身に付け、現実の課題解決に活躍できる資質を持った人物を養成することを目的とする。

工学部履修規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-260.pdf>)

(学部、学科及びコースの目的)

第3条 本学部は、基盤教育科目（初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。以下同じ。）、共通専門基礎科目及び共通専門科目並びに機械システム工学、電気電子工学、応用化学、建設学又は情報工学の専門分野に関する教育・研究を通して、幅広い視野を持ち、積極的にものづくりを志し、広く自然環境と人間社会の調和発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。

- 2 機械システム工学科は、総合デザイン教育を含む機械工学に関する基礎及び専門教育を通して、将来の社会的要請に柔軟に対応できる創造性豊かな人材を養成することを目的とする。
- 3 電気電子工学科は、電気電子工学を通して、高度技術社会を支える新技術の研究開発や応用に貢献し、人間性豊かな社会の創造に積極的に参加する人材を養成することを目的とする。
- 4 応用化学科は、幅広い化学の知識と技術を身につけ、地球環境とのバランスをとりながら科学技術の進展に貢献できる、柔軟で創造性豊かな人材を養成することを目的とする。
- 5 建設学科は、住宅から国土計画にいたる建設技術に関する基礎的、応用的な知識を身につけ、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。建設学科の各コースの目的は次のとおりとする。
 - 一 建築学コースは、建築工学及び建築の芸術性、社会性に関する教育・研究を通して、豊かな空間と、よりよい社会の創造をめざす人材を養成することを目的とする。
 - 二 建設工学コースは、社会基盤及び自然環境の整備のための建設技術に関する教育・研究を通して、国土開発・保全、海外開発協力に活躍できる人材を養成することを目的とする。
- 6 情報工学科は、情報工学の基礎的、普遍的、本質的な知識を身につけ、世の中の変化に柔軟に対処できる人材を養成することを目的とする。

農学部履修規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-290.pdf>)

(学部及び課程の目的)

第2条の3 本学部は、持続的生物生産、環境の保全と修復、生命科学の発展と応用を共通の目標において教育・研究を通して、地域社会並びに国際社会に貢献することのできる人材を育成する。

- 2 生物資源科学科は、生物学及び化学を基礎として、多様な生物資源の特質を分子から個体・個体群・生態系レベルで充実し、動物・植物・昆虫・微生物の機能解明・開発、食料等の人間生活に必要な生物資源の持続的生産、及び生物資源の環境産業等への展開利用に役立つ理論と実践力を身につける教育を行う。その上で多様な問題に対する解決能力を身につけ能動的に活躍できる人材を育成する。
- 3 応用生命学科は、生命の営みを支える物質を明らかにし、その代謝などによる構造や機能の変化を解明することを通じて、真に豊かな暮らしを支える科学技術の発展を図るための教育研究を行い、生命・食品・環境の分野で活躍できる人材を育成する。
- 4 農業環境工学科は、環境と調和した農業システムと豊かで美しい田園空間の創出をめざし、農業生産、農村居住空間から農作物流通に至るまでの農業・農学の課題に対して、調査・計画・設計及び管理技術に関する工学的な教育・研究を行い、関連技術の高度化、多様化、国際化に貢献できる人材を育成する。
- 5 農業経済学科は、国内外の食料・農業・農村について社会科学的視点から教育・研究を行い、実践的解決能力を備え、社会に貢献できる人材を育成する。

6 森林科学科は、人間社会の持続的発展のための森林資源の利活用を探求することを通して、森林に係わる実践的専門家を育成する。

資料 1－1－①－4 宇都宮大学第 2 期中期目標期間における大学の基本的目標

(http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/ch-target-2_H22-27.pdf)

(前文) 大学の基本的な目標

地域の「知」の拠点として、地域から期待・信頼されることはもとより、広く社会に貢献すべく開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践して、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献する。そのために透明な大学運営のもとで、①学士課程のみならず大学院課程における教育の質の維持・向上と保証に努め、幅広く、深い教養と実践的な専門性を身につけた未来を切り開く高度な専門職業人を養成する。また、②持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、光学などの特定分野については極めて高い水準で特色ある研究を推進する。さらに、③自ら築いた教育研究の成果を発信して社会連携機能を高め、地域社会のみならず広く国際社会・国際交流に貢献する積極的な活動を展開し、キラリと光る元気な大学を目指す。

資料 1－1－①－5 「宇都宮大学の目標と計画」

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/plan/pdf/juten-shisaku_h23.pdf

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、学校教育法第 83 条の主旨に沿い学則に定められており、その目的を踏まえ、達成する基本的な成果を示した理念と方針、教育目標を定めている。また、目的を明確にするために各学部の教育目的・養成する人材像をそれぞれの履修規程において、学科・課程・コースごとに定めている。

目的を実現するために、第 2 期中期目標期間における大学の基本的な目標が定められ、平成 23 年には、学長のリーダーシップのもと作成した「宇都宮大学の目標と計画」を学内外に公表し、計画達成に向けて推進を図っている。

以上のことから、大学の目的が学則に定められ、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

観点 1－1－②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院の目的は、学校教育法第 99 条の主旨に沿い、宇都宮大学大学院学則に定められている（資料 1－1－②－1）。大学院の目的をより明確にするために、各研究科における教育目的・養成する人材像を、各研究科細則で定めている（資料 1－1－②－2）。

資料 1－1－②－1 宇都宮大学大学院学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

第 1 条 宇都宮大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に

寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に研究科細則で定め、公表するものとする。

資料 1－1－②－2 各研究科細則

国際学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-230.pdf>)

(教育研究の目的)

第2条 博士前期課程においては、次の高度専門職業人を養成する。

- 一 国際社会研究専攻においては、調査分析能力と問題解決能力を備えた人材
 - 二 国際文化研究専攻においては、異文化理解に基づく多文化共生を推進できる人材
 - 三 国際交流研究専攻においては、市民レベルの国際交流・国際貢献活動に従事する人材
- 2 博士後期課程の国際学研究専攻においては、多文化公共圏の形成に関わる課題設定・実施の組織的監理を行う指導的高度専門職業人を養成する。

教育学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-310.pdf>)

(教育研究の目的)

第2条 学校教育専攻では、教員養成系学士課程などを卒業し教員としての基礎的な資質能力を修得した者の中から、教員としての職責を自覚し、豊かな人間性と幅広い視野をもった教育現場で求められる有力な一員となり得る教員を養成する。また、理論と実践とを密接に結合した研究・教育体制を整備し、現職教員及び社会人に対しても、継続教育の一環として充実した再学習の場を提供する。

2 教育実践高度化専攻では、学校現場から課題を抽出し、理論と実践の架橋・往還・融合を通して学校現場と共に組織的に課題を解決しようとする中で、多様な人々と協働しながら対応・解決できる力量を備えた、高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成する。

工学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-290.pdf>)

(教育研究の目的)

第2条 博士前期課程では、工学についての幅広い視野と実システムへの応用力をもち、自主性と創造的能力を発揮できる人材を養成することを目的とする。

博士後期課程では、新分野に対応できる創造的能力と幅広い工学的知識を身につけ、社会の要請する工学的諸課題を自ら解決できる自立した人材を養成することを目的とする。

農学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-300.pdf>)

(教育研究の目的)

第2条 本研究科では、農業・食料・資源・環境問題を解決するため、生命・生物機能・生物資源・環境・社会経済に関する農学の領域を中心とした高度な専門知識と技術を修得し、自然や文明・社会・文化に対する豊かな教養をそなえた、地域と世界に貢献しうる高度専門職業人を養成する。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、学校教育法第99条の主旨に沿い、大学院学則に定めるとともに、各研究科においても研究科細則により、教育目的とともに養成する人材像を明確にしている。

以上のことから、大学院の目的が学則に定められ、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学の目標・計画、及び重点施策をステークホルダーに分かりやすく説明するため、学長のリーダーシップのもとで、リーフレット「宇都宮大学の目標と計画」を作成し、ホームページ等により広く学内外に公表している。

【改善を要する点】

特になし。

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2－1－①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学則に従って、国際学部、教育学部、工学部、農学部の4学部により構成されている。（資料2－1－①－1）。教育学部は初等・中等教育及び特別支援教育の教員並びに広く社会の各分野で活躍する人物の養成を目的とするとしているため、多様な領域にまたがる科目の提供が必要であり、課程制を採用している。その他の3学部は専門性を重視した教育・研究を行っており、学科制を採用している。その構成は資料2－1－①－2に示すとおりである。これらの学部・学科(課程)の目的は、履修規程にそれぞれ定められている（前掲資料1－1－①－3）。

資料2－1－①－1 宇都宮大学学則

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>

（学部、学科・課程及び講座）

第2条 本学に、次の学部を置く。

国際学部

教育学部

工学部

農学部

2 各学部に学科・課程を、学科・課程に修士講座を次のとおり置く。

資料2－1－①－2

学部及び学科（課程）の構成

（宇都宮大学学則第2条第2項 抜粋）

学部	学科・課程
国際学部	国際社会学科 国際文化学科
教育学部	学校教育教員養成課程 総合人間形成課程
工学部	機械システム工学科 電気電子工学科 応用化学科 建設学科 情報工学科
農学部	生物資源科学科 応用生命化学科 農業環境工学科 農業経済学科 森林科学科

【分析結果とその根拠理由】

本学を構成する4学部はそれぞれ独自の目的と学問分野をもって教育研究活動を行っており、教育学部については課程制を、その他の学部については学科制を採用している。各学部の学科・課程の構成及びそれらの目的は、履修規程に定められた各学部の目的と整合している。

以上のことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2－1－②：教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育（以下「基盤教育」という。）は、初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目から構成される基盤教育科目として実施している（資料2－1－②－1）。この基盤教育は、主たる担当学部・センター（以下「担当学部等」という。）を定めた上で、基盤教育センターによって統括されている（資料2－1－②－2）。

基盤教育は、基盤教育センターに部会を置いて運営している。本学の全教員はいずれかの部会に所属し、全教員体制を取ると同時に、担当学部から選出された部会長・副部会長・連絡教員を配置して学部等との連携により運営に当たっている。（資料2－1－②－3）。

その上で、基盤教育センターに部会長・副部会長そして各学部教務委員から構成される基盤教育運営会議を置き、全体の運営を統括し、基盤教育の管理運営に関する事項の審議を行っている（資料2－1－②－4）。

また、同センターに基盤教育企画委員会を置き、基盤教育の企画を行っている（資料2－1－②－5）。これらの具体的実施においては、企画委員会の下に、初期導入科目企画チーム、基盤教育英語企画チーム、教養科目企画チーム、基盤教育FDチームを置き、機動的な実施体制としている（別添資料2－1－②－1）。

基盤教育センターを中心とした体制整備の結果、全教員体制による基盤教育の実質化が図られ、多様な科目の修得と専門科目へのスムーズな移行が可能となった（後掲別添資料5－1－②－1～2）。

資料2－1－②－1 宇都宮大学学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

(教育課程の編成方法等)

第15条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、基盤教育科目（初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。以下同じ。）及び専門教育科目とする。

（略）

(基盤教育)

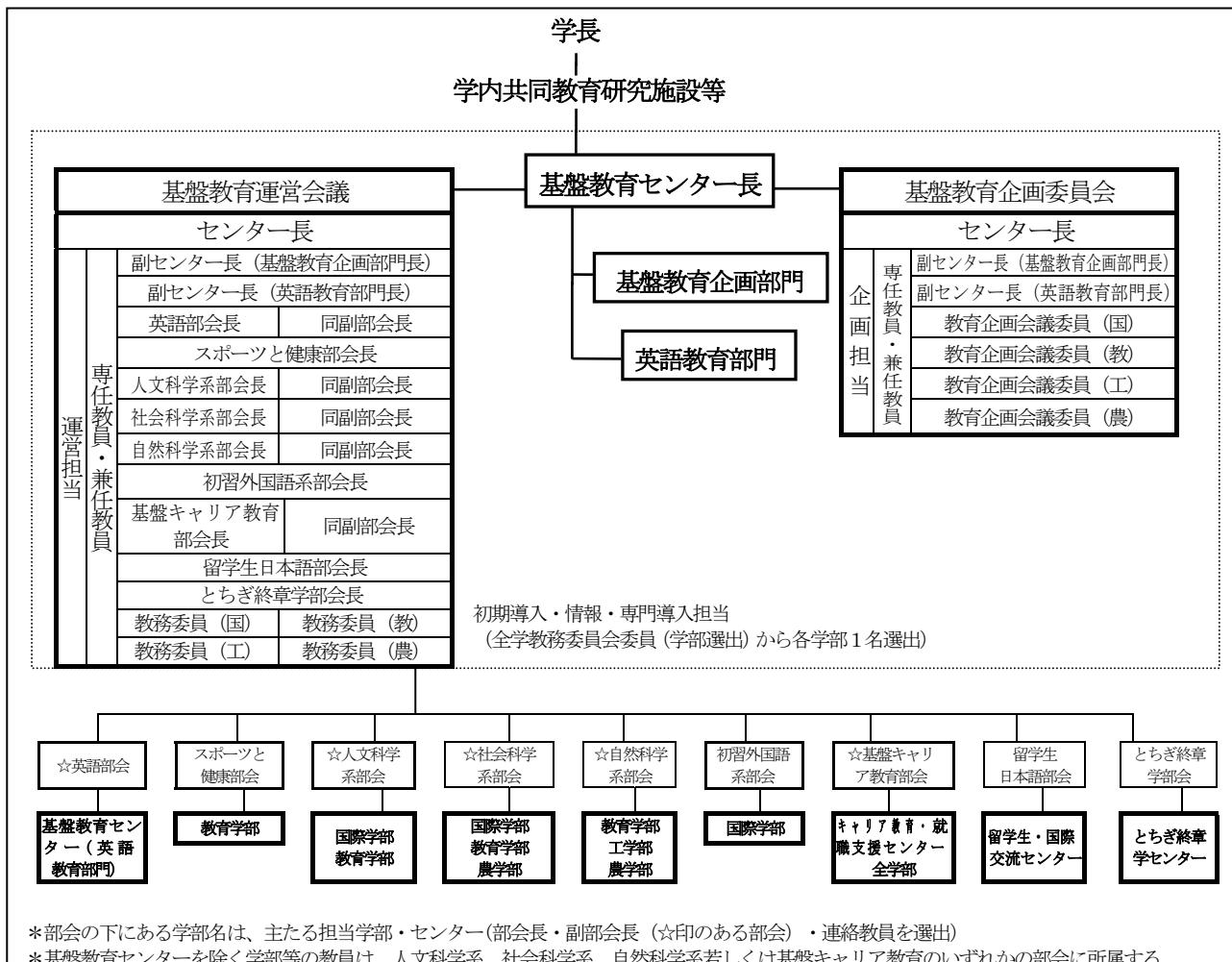
第15条の4 基盤教育科目により現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。

（略）

(履修方法等)

第16条 基盤教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、基盤教育運営会議の議を経て、学長が別に定める。

資料 2-1-②-2 宇都宮大学基盤教育センター組織図（平成 27 年 4 月現在）

資料 2-1-②-3 宇都宮大学基盤教育センター規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/13-060.pdf>)

(部会)

第10条 センターに、次の各号に掲げる部会を置く。

- 一 英語部会
 - 二 スポーツと健康部会
 - 三 人文科学系部会
 - 四 社会科学系部会
 - 五 自然科学系部会
 - 六 初習外国語系部会
 - 七 基盤キャリア教育部会
 - 八 留学生日本語部会
 - 九 とちぎ終章学部会
- 2 各教員は、全員いずれかの部会に所属する。
 - 3 部会に、部会長を置き、センター長が委嘱する。
 - 4 部会に、必要に応じ副部会長を置くことができるものとし、センター長が委嘱する。

5 部会に必要な事項は、センター長が別に定める。

(運営会議)

第11条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、宇都宮大学基盤教育運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

(基盤教育企画委員会)

第13条 基盤教育の企画に関する事項を審議するため、宇都宮大学基盤教育企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。

2 企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。

資料 2－1－②－4 宇都宮大学基盤教育運営会議規程

(<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/13-061.pdf>)

(任務)

第2条 会議は、基盤教育の運営・調整に関し、次の事項を審議する。

- 一 基盤教育を担当する非常勤講師の選考に関すること。
- 二 基盤教育センター（以下「センター」という。）の予算に関すること。
- 三 部会により提案された開講科目の確認及び承認に関すること。
- 四 基盤教育の時間割作成に関すること。
- 五 基盤教育の履修表に関すること。
- 六 その他基盤教育の運営に関すること。

(組織及び運営)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 各部会長及び副部会長
- 四 国際学部、教育学部及び農学部から選出された教務委員会委員 各1名
- 五 工学研究科から選出された教務委員会委員 1名
- 六 その他センター長が指名した者

資料 2－1－②－5 宇都宮大学基盤教育企画委員会規程

(<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/13-062.pdf>)

(任務)

第2条 委員会は、基盤教育の企画に関し、次の事項を審議する。

- 一 基盤教育全体の方針・あり方に関すること。
- 二 学部別実施科目のうち初期導入・情報処理基礎における全学共通部分に関すること。
- 三 新たな教育内容及び科目に関すること。
- 四 開講コマ数の設定に関すること。
- 五 教育改善活動に関すること。

六 その他基盤教育の企画に関すること。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 副センター長

三 国際学部、教育学部及び農学部から選出された教育企画会議委員 各1名

四 工学研究科から選出された教育企画会議委員 1名

五 その他センター長が指名した者

別添資料2－1－②－1：基盤教育企画体制の充実について—平成26年度基盤教育企画チーム構成—

【分析結果とその根拠理由】

本学の基盤教育は、初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目から構成される基盤教育科目として全教員体制により実施している。

基盤教育科目のうち、学部共通で実施する科目は「主たる担当学部」「部会」「運営会議」と組織化し、部会長・副部会長・連絡教員が責任を持って調整に当たっており、一方、学部別に実施する科目は、学部教務委員会が調整に当たっている。

また、基盤教育の運営を行う基盤教育運営会議には各学部から選出された教務委員会委員各1名が、基盤教育の企画を行う基盤教育企画委員会には各学部等から選出された教育企画会議委員各1名がそれぞれ構成メンバーとなっており、専門教育を実施する各学部等との連携体制も整っている。

以上のとおり、役割と権限を明確にして、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

観点2－1－③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院は、国際学研究科、教育学研究科、工学研究科、農学研究科の4研究科により構成されている（資料2－1－③－1）。国際学研究科と工学研究科は博士前期課程と博士後期課程が、教育学研究科は修士課程と専門職学位課程が、農学研究科は修士課程がそれぞれ置かれている。これらの課程は資料2－1－③－2に示す専攻により構成されている。

教育学研究科は、文部科学省の教職大学院に関する政策動向を早期に見極め、多くの大学がミッション再定義の検討を進める中、その時点で既に設置準備を進め、未設置大学の中で最初に設置（平成27年度）するとともに、同時に既存の修士課程を見直し、新たな専攻を設置している（別添資料2－1－③－1）。

工学研究科は、産業界が求める実践的光工学を修得した人材を養成するため、博士前期課程に先端光工学専攻を設置（平成27年度）するとともに、既存の専攻の拡充と強化を行っている（別添資料2－1－③－2）。

また、各研究科（専攻）の目的は、研究科細則にそれぞれ定められている（前掲資料1－1－②－2）。なお、農学研究科については、国立大学法人東京農工大学、国立大学法人茨城大学とともに連合大学院を構成し、大学院博士後期課程の教育を行っている。

資料2－1－③－1 宇都宮大学大学院学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

(研究科)

第2条 本学大学院に次の研究科を置く。

国際学研究科

教育学研究科

工学研究科

農学研究科

(課程)

第3条 教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する教職大学院の課程(以下「教職大学院の課程」という。)、農学研究科に修士課程、国際学研究科及び工学研究科に博士課程を置く。

資料2－1－③－2 大学院各研究科及び専攻の構成

研究科名	専攻名		
	修士課程・博士前期課程	教職大学院の課程	博士後期課程
国際学研究科	国際社会研究専攻 国際文化研究専攻 国際交流研究専攻		国際学研究専攻
教育学研究科	学校教育専攻	教育実践高度化専攻	
工学研究科	機械知能工学専攻 電気電子システム工学専攻 物質環境化学専攻 地球環境デザイン学専攻 情報システム科学専攻 先端光工学専攻		システム創成工学専攻
農学研究科	生物生産科学専攻 農業環境工学専攻 農業経済学専攻 森林科学専攻		(注)

(注) 国立大学法人東京農工大学、国立大学法人茨城大学とともに連合大学院を構成し、大学院博士後期課程の教育を行っている。

別添資料2－1－③－1 教育学研究科の改組の概要

別添資料2－1－③－2 工学研究科博士前期課程の改組の概要

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、高度な専門性を有する人材を養成し、社会に広く貢献するという目的のもと4研究科を設置している。

また、教育学研究科に専門職学位課程(教職大学院)及び工学研究科博士前期課程に先端光工学専攻を設置す

るとともに、既存の両研究科の専攻を改組して、社会の要請に応えている。各研究科・専攻の構成は、研究科細則に定められた各研究科の目的と整合している。

以上のことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2－1－④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点2－1－⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、6つの学内共同教育研究施設が設置され、この他に教育研究支援施設として4つの全学センターと8つの学部附属の教育研究施設が設置されている。これらの施設・センターの設置目的と活動状況の概略を資料2－1－⑤－1に示す。

なお、これらの施設・センターは、必要に応じて新設や改組を行っており、社会や時代の変化やニーズに柔軟に対応するため常に進化している。(別添資料2－1－⑤－1～5)

教育学部には、附属学校園として幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校が設置されており、実習期間全体の約7割にあたる教育実習Ⅰ及びⅡを実施し、教育学部の教育活動において重要な役割を果たしている(資料2－1－⑤－2～3)。また、工学部附属ものづくり創成工学センターは、工学部全学科を横断した必修科目を担当するなど創造性教育・ものづくり教育に大きく関与しているほか、農学部附属農場及び附属演習林は、農学部全学生が学ぶコアカリキュラムの一部として、コア実習の場を提供している。

なお、農学部附属農場は、豊かな自然に恵まれた広大な敷地に、作物、園芸、畜産、農業機械の各分野を、充実した規模・内容・スタッフで展開する「分野複合型教育環境」が、他大学には例を見ない教育環境として高く評価され、全国の附属農場に先駆けて、平成22年度より文部科学省から教育関係共同利用拠点として認定を受け、「首都圏における食・生命・環境の複合型フィールド教育共同利用拠点」形成事業として展開している(資料2－1－⑤－4)。

資料2－1－⑤－1 全学的教育研究施設等の設置目的と活動状況

名 称	設置の目的及び任務(各センター等の内規により抜粋)	教育に関する活動状況(主として26年度の取組)
【学内共同教育研究施設】		
地域連携教育研究センター	【目的】 地域連携及び生涯学習の推進に関する教育研究及び事業等を行うことによって、本学の	公開講座(毎年、30～40本、受講者1,500名内外)や文科省委託の社会教育主事講習(4年間に計2回)など社会貢献を中心に活動している。教育面では、学内の協力体制のもと、社会教育主事資格取得のための主要科目(4科目)

	<p>地域連携の推進に寄与する。</p> <p>【任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域連携の推進に関する事業の企画実施。 2. 生涯学習、人材育成及び指導者養成に関する教育内容・方法の研究。 3. 公開講座、地域連携講座及び社会教育主事講習等の企画実施。 <p>平成 25 年 4 月生涯学習教育研究センターを改組（別添資料 2-1-(5)-1）。</p>	<p>の開講、博物館実習の運営協力などを行うほか、成人教育等のテーマで教育学研究科学生の研究を指導している。このほかに、年間 20 本程度の地域連携事業を行っている。なお、平成 25 年に大学と地域住民や自治体との架け橋機能を集約化するため、生涯学習教育研究センターを改組して地域連携教育研究センターを設置している。こうした COC 機能の強化は、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」（平成 25 年度～29 年度）の採択につながっており、センター内に設置した「とちぎ終章学センター」が中心となり、高齢者共生社会を支える人材育成を全学的に進めている。</p>
雑草と里山の科学教育研究センター	<p>【目的】</p> <p>雑草及び里山に関する包括的な教育研究を分野横断的な連携によって推進するとともに、地域の持続的な発展に資する。</p> <p>【任務】</p> <p>目的を達成するため次の部門を置き、必要な業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 植生マネジメント部門 2. 野生鳥獣管理部門 3. 地域資源開発部門 <p>平成 26 年 4 月雑草科学研究センターの一部と農学部附属里山科学研究センターを統合再編（別添資料 2-1-(5)-2）。</p>	<p>雑草の研究とその社会への還元が活動の中心であるが、教育への寄与としては、農学部・基盤教育の講義の担当や、農学部の学生実験及び卒論の指導、農学研究科の修士研究指導を行っている。</p> <p>また、雑草制御や野生鳥獣管理などフィールド（現場）の問題における社会の要請に対応すべく、栃木県と連携して「とちぎ獣害対策地域リーダー育成研修会」を開催するとともに、栃木県内の自治体等と連携協定を締結し、地域資源の保全、人材育成等に寄与している。</p>
総合メディア基盤センター	<p>【目的】</p> <p>情報通信基盤及び情報システムに関する企画立案、設計及び運用を行うことにより、本学の教育研究、情報サービス及び大学経営業務を支援するとともに、IT 関連分野における教育研究及び研究開発を推進し、地域に貢献する。</p> <p>【任務】</p> <p>目的を達成するため次の部門を置き、必要な業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基盤ネットワーク部門 2. 基盤システム部門 	<p>550 台規模のコンピュータ端末を、研究科・学部や図書館等との連携を含め、両キャンパスの 16 室並びに附属学校園に整備し、管理、運用を行い、授業及び自学に活用されている（平成 23 年度より）。</p> <p>ソフトウェアライセンス包括契約の積極展開並びに柔軟なソフトウェア利活用環境（平成 19 年度より）、また順次展開を進めている無線環境等は授業にて利活用されている（ラーニングコモンズ等、平成 23 年度より）。</p> <p>全学部の授業で利用できる授業支援システム（Moodle）を展開、維持している（平成 17 年度より）。</p> <p>国立情報学研究所 SINET との超高速ネットワークの整備運用、展開を推進し、教育研究に活用されている（平成 14 年度より）。</p> <p>また情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の運用を継続し（平成 19 年度より）、さらに先進的取組みとして新国際規格 ISO27001:2013 認証への早期対応を実現した（平成 26 年度 9 月、国立大における最初の取得）こと等により、安心で安全な教育 ICT 環境の維持発展に努めている。</p>

		デジタルサイネージの積極展開を推進とともに、スマートフォンからも休講情報やその他教務/修学関連情報が利用できるよう展開し、学生の利便を図っている（平成23年度より）。
留学生・国際交流センター	<p>【目的】 外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し、必要な教育及び指導・助言等を行うとともに、その充実及び国際交流の推進に寄与する。</p> <p>【任務】 目的を達成するため次の部門を置き、必要な業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本語教育運営部門 2. 留学生指導・相談部門 3. 国際交流推進部門 	主な業務として、①日本語教育（主対象：大学院生、学部生、研究生、交換留学生、教員研修留学生）、②留学生相談及び海外留学についての指導・助言、③地域との交流行事（ホームステイ等）、④国際交流の推進（協定校訪問、日本留学フェア、留学生向け進学説明会等への参加）を行っている。
地域共生研究開発センター	<p>【目的】 独創的な研究開発の促進及び支援、先端計測分析技術等による教育研究支援、産学官金連携の積極的な推進及び知的財産の創造と活用を行い、地域社会の発展に貢献する。</p> <p>【任務】 目的を達成するため次の部門を置き、必要な業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. イノベーション創成部門 2. 先端計測分析部門 3. 産学連携・知的財産部門 4. URA室 <p>平成26年4月地域共生研究開発センターと知的財産センターを統合再編（別添資料2－1－⑤－3）。</p>	<p>イノベーション創成部門では、ヤングスカラー研究支援事業として研究グランドにDC13名、MC26名の計39名を採択し、国際会議奨励グランドにDC3名、MC10名の計13名を採択している。先端計測分析部門では、「機器利用」の個別講習会を54回開催し、延べ99名の学部生・大学院生が参加している。</p> <p>知財関連では、教員、学生の発明相談・支援を行い、年間20件～30件出願している。平成26年度は2つの知財関連の講座を開講し、25名が単位取得している。また、学内及び学外を対象とした知財セミナーを1回開催している。</p> <p>なお、平成26年に知的財産の創出・活用・管理と一体化した産学連携を進めるため、知的財産センターを地域共生研究開発センターへ統合している。</p>
バイオサイエンス教育研究センター	<p>【目的】 バイオサイエンス分野の教育研究を支援し、先端的な基礎及び応用研究の推進を図り、バイオサイエンス及びテクノロジーの啓発活動を通して地域に貢献するとともに、関連分野の教員の共同利用に供する。</p> <p>【任務】 目的を達成するため次の部門を置き、必要な業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ゲノミクス解析部門 	<p>年間のべ25日間の学生実験（農学部2、3年生、136名）を実施し、セミナー・シンポジウム等を毎年23回開催している。学内向けの研究支援として約8,000サンプルのDNAシーケンス解析業務を行っている。この他、遺伝子実験・動物実験設備や遺伝子解析用の各種機器類等の維持管理と貸出しを行っている。</p> <p>また、施設利用者に対する教育訓練として遺伝子組換え実験講習会（60名）と動物実験に係る教育訓練（69名）、及び施設外利用者等の受講希望者を含む教育訓練として放射線障害防止のための教育訓練（176名）を実施している。</p> <p>また、学内におけるR I取扱者は36名（教職員11名）で、平成26年度に使用したR Iの核種はヨウ素125、炭</p>

	<p>2. 生体分子機能解析部門 3. 動物部門 4. 資源植物部門 5. アイソトープ利用部門</p> <p>平成26年4月バイオサイエンス教育研究センターと雑草科学研究センターの一部を統合再編（別添資料2-1-⑤-4）。</p>	<p>素14、トリチウムである。施設内設備機器を使用するために立ち入った放射線業務従事者を含めると38名である。</p> <p>なお、新規植物ホルモンに関する研究などラボベースのバイオサイエンス研究の取組を強化するため、雑草科学研究センターの一部をバイオサイエンス教育研究センターへ統合している。</p>
【全学センター】		
オプティクス教育研究センター	<p>【目的】 産学官で協働してオプティカルサイエンス及びテクノロジーの分野における教育研究の継続的推進を図り、ものづくり基盤技術についても精通した人材の育成を行うとともに、同分野で我が国及び世界をリードできる研究領域を創成するための拠点を形成する。</p> <p>【任務】 目的を達成するため次の部門を置き、必要な業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先端領域教育研究部門 2. 応用領域教育研究部門 3. 基礎領域教育研究部門 	<p>キヤノン株式会社から講師の派遣（8名）を受け入れ学部2科目、大学院5科目（講義及び実験）の授業を開講している。</p> <p>協定を締結しているアリゾナ大学から教授を招へいした特別講義を3科目開講しているほか、同大学のディスタンスラーニングを開講している。また、シュツットガルト大学へ大学院生を1名派遣している。</p>
キャリア教育・就職支援センター	<p>【目的】 学生のキャリア教育及び就職活動を支援する。</p> <p>【任務】 <ol style="list-style-type: none"> 1. キャリア教育及び就職活動支援。 2. 進路・就職相談。 3. インターンシップ関係。 4. 宇都宮大学職業紹介業務運営規程に定める職業紹介業務。 5. 就職先の開拓及び求人相談。 6. 学内部局及び学外機関との連携。 </p>	<p>「4年一貫のキャリア教育」の考え方に基づき、各学科における新入生セミナーにおいて2コマ程度の導入キャリア教育を実施するとともに、宇都宮市との連携科目「起業の実際と理論（アントレプレナーシップの養成）」や働くことの意味を実際に学ぶ「人間と社会」など9科目の基盤キャリア教育科目を開講している。</p> <p>業界・企業の動向や、人材育成方針、働く思い等について、業界を代表する企業を招いての「キャリアフェスティバル」（シンポジウムと分科会、参加者503名）、学生ならではのユニークなアイディアによる意欲的な「学生支援プロジェクト」（4件採択）、栃木労働局等との共催により、学生への労働法制の基礎知識の普及促進を目的とした「労働法制セミナー」（参加者40名）、学生の豊かなキャリア形成を後押しするセミナー「仕事も家庭も欲張りに生きよう！本音で語るトークセッション」（参加者82名）職業適性や学生自身のキャリアについて考えさせる「業界研究セミナー」（参加者292名）などを実施している。</p> <p>また、職場体験型インターンシップのほか、課題発見・解決型インターンシップを本格的に実施（4社14名参加）している。</p>
基盤教育センター	【目的】	アクティブ・ラーニング科目を10科目（平成24年度）

	<p>現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための基盤教育について、全学的実施の企画運営を中心的に担い、その充実に資する。</p> <p>【任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基盤教育の実施。 2. 基盤教育の企画・開発。 3. 基盤教育に係るカリキュラムの編成及び改善。 4. 基盤教育に係る開講科目及び担当者の全学的調整と管理。 5. 基盤教育の調査・研究。 6. 基盤教育実施のための予算関係。 	<p>から 28 科目に拡充して量的拡大を図るとともに、基盤教育の改善及び幅広い連携の実現により主体的学びの具現化に向け FD 支援を進め、授業の質的改善を図っている。</p> <p>更に、学生の要望に応え、24 時間いつでも利用できるラーニング・コモンズを増設して、特任教員を採用するなど学生支援体制を整備している。</p> <p>また、学生の習熟度の多様性に対応した「総合的多面的英語教育改革」(平成 21~23 年度)を契機として取り組んできた基盤教育における英語改革の成果が、大学英語教育学会において高く評価され、「2013 年度大学英語教育学会賞(実践賞)」を受賞している。</p>
教職センター	<p>【目的】</p> <p>教職課程の改善、充実及び教員養成機能の強化並びに充実を図るとともに、学内外の教育関連機関等と連携・協働し、教員養成及び現職教員研修の質の向上を図る。</p> <p>【任務】</p> <p>目的を達成するため次の室及び部門を置き、必要な業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教職企画調整室 2. 教育実践部門 3. 地域連携部門 4. 教職支援部門 <p>平成 26 年 4 月新設（別添資料 2-1-⑤-5）。</p>	<p>これまで学部・研究科ごとに行っていた教職課程の運営及び学内外の教育関連機関との連携について全学的な見地から充実を図るために平成 26 年 4 月「宇都宮大学教職センター」を開設した。</p> <p>教育実践部門は、教職入門、教職実践演習など全学に関わる授業科目の企画・運営を行っている。</p> <p>地域連携部門は、栃木県総合教育センターとの共催による教職員サマーセミナー（10 講座、受講者 301 名）を実施している。学生の学校等支援活動は延べ 211 名を派遣している。</p> <p>教職支援部門は、教職志望者への相談業務及び教員採用試験対策の講座を実施している。</p> <p>教職企画調整室は、以上の業務全体の調整と教育委員会との調整、及び次年度の企画を行っている。</p>
【学部附属の教育研究施設】		
国際学部附属 多文化公共圏センター	<p>【目的】</p> <p>学内外・国内外の団体と連携を図り、多文化公共圏に関する理論的実証的研究および教育・指導助言、シンポジウム等を開催し、グローバリゼーションの時代の公共性の在り方に係る情報を発信する。</p> <p>【任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育研究。 2. 地域連携・貢献。 3. 国際協力・交流。 	<p>連続市民講座やグローバル教育セミナー「子どもの貧困とグローバル教育」等の講座をとおし、多文化圏教育及び多文化圏交流に関する情報発信・知識の拡大を図るとともに、学生が企画・運営する「宇都宮大学学生国際連携シンポジウム」を始めとした学生参加型交流イベントや、市町教育委員会などとも協力する、各種多文化圏交流事業等を年間約 24 事業を実施あるいは協賛・共催している。これら事業等（例：フェアトレードまつり、HANDS プロジェクト、福島乳幼児妊産婦援助、連続市民講座等）への参加者総数は延べ約 1,000 名を上回る。</p>

	4. 広報・ワークショップ。 5. 協賛団体等との交流会。	
教育学部附属幼稚園	<p>【目的】 義務教育及びその後の教育の基礎を培い、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する。</p> <p>【任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の理論及び実際にに関する研究並びにその実証。 2. 学部及び研究科における幼児の教育に関する研究への協力。 3. 学部の計画に従った学生の教育実習の実施。 4. 教員の研修への協力。 	<p>教育実習の過去5年間の実施状況については、資料2－1－⑤－2のとおりである。</p> <p>実習に際しては、平成26年度に全学組織として新たに設置された教職センターの教育実践専門委員会と連携し、実習計画の立案、教育実習生に関する情報交換などに組織的に取り組んだ。さらに、実務家教員と連携して実習前指導、学習指導観の書き方講習会などを実施した。これらの取り組みが、教育実習を円滑に進める上で大きな効果があった。</p> <p>教育研究の成果を広く普及するため、各附属学校園において公開研究会を実施した（資料2－1－⑤－3）。また、公開研究会に向けて、各学校園においては、教育学部教員も参加して、前年度から多くの学内研究会、事前研究会を実施し、研究内容の精査、確認を行った。その結果、以下のような成果を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開研究会に向けて約10ヶ月にわたり校内研究を積み重ねてきたことにより、教職員一人一人の指導法が向上した。 ・県内外の公立学校の教員に対して「単元開発」「個の学び」「集団の学び」についての先進的な指導のあり方を発信することができた。 ・県教委・市教委等の指導主事46名および栃木県小学校教育研究会の教員13名を指導者として招聘するなど、地域と連携しながら研究を進めることにより地域とのつながりを深められた。 ・県教委・市教委等の指導主事30名および栃木県中学校教育研究会の教員10名を指導者として招聘するなど、地域と連携しながら研究を進めることにより地域とのつながりを深められた。 <p>附属学校連携室、連携・一貫教育の研究組織である「宇都宮大学教育学部附属学校連携・一貫教育推進機構」等の活動を軸として、言語、社会、数学、自然、芸術、生活、健康、特別支援の8つの実践班において、大学教員と連携して教育研究活動に当たった。その成果を、教員養成機能の充実フォーラムにおいて公開した。</p> <p>特別な支援を要する子どもの課題を解決するため、四附属特別支援教育推進委員会を年間5回開催し、個別の支援計画、接続時のスムーズな移行などに関する協議・検討を行った。また、小学校、中学校、幼稚園において授業参観を行い、特別な支援を要する子どもへの対応に関する情報蓄積と事例検討会を行った。これらの活動を通して、子どもの個別の課題に向き合い、一人一人を大切にする教育を実践することが出来た。</p>
教育学部附属小学校	<p>【目的】 児童の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す。</p> <p>【任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の理論及び実際にに関する研究並びにその実証。 2. 学部及び研究科における児童の教育に関する研究への協力。 3. 学部の計画に従った学生の教育実習、教職実践演習の実施。 4. 教員の研修への協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の公立学校の教員に対して「単元開発」「個の学び」「集団の学び」についての先進的な指導のあり方を発信することができた。 ・県教委・市教委等の指導主事46名および栃木県小学校教育研究会の教員13名を指導者として招聘するなど、地域と連携しながら研究を進めることにより地域とのつながりを深められた。 ・県教委・市教委等の指導主事30名および栃木県中学校教育研究会の教員10名を指導者として招聘するなど、地域と連携しながら研究を進めることにより地域とのつながりを深められた。 <p>附属学校連携室、連携・一貫教育の研究組織である「宇都宮大学教育学部附属学校連携・一貫教育推進機構」等の活動を軸として、言語、社会、数学、自然、芸術、生活、健康、特別支援の8つの実践班において、大学教員と連携して教育研究活動に当たった。その成果を、教員養成機能の充実フォーラムにおいて公開した。</p> <p>特別な支援を要する子どもの課題を解決するため、四附属特別支援教育推進委員会を年間5回開催し、個別の支援計画、接続時のスムーズな移行などに関する協議・検討を行った。また、小学校、中学校、幼稚園において授業参観を行い、特別な支援を要する子どもへの対応に関する情報蓄積と事例検討会を行った。これらの活動を通して、子どもの個別の課題に向き合い、一人一人を大切にする教育を実践することが出来た。</p>
教育学部附属中学校	<p>【目的】 小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す。</p> <p>【任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の理論及び実際にに関する研究並びにその実証。 2. 学部及び研究科における生徒の教育に関する研究への協力。 3. 学部の計画に従った学生の教育実習、教職実践演習の実施。 4. 教員の研修への協力。 	<p>附属学校連携室、連携・一貫教育の研究組織である「宇都宮大学教育学部附属学校連携・一貫教育推進機構」等の活動を軸として、言語、社会、数学、自然、芸術、生活、健康、特別支援の8つの実践班において、大学教員と連携して教育研究活動に当たった。その成果を、教員養成機能の充実フォーラムにおいて公開した。</p> <p>特別な支援を要する子どもの課題を解決するため、四附属特別支援教育推進委員会を年間5回開催し、個別の支援計画、接続時のスムーズな移行などに関する協議・検討を行った。また、小学校、中学校、幼稚園において授業参観を行い、特別な支援を要する子どもへの対応に関する情報蓄積と事例検討会を行った。これらの活動を通して、子どもの個別の課題に向き合い、一人一人を大切にする教育を実践することが出来た。</p>

教育学部附属特別支援学校	<p>【目的】</p> <p>知的障害者に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける。</p> <p>【任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の理論及び実際に関する研究並びにその実証。 2. 学部及び研究科における児童及び生徒の教育に関する研究への協力。 3. 学部の計画に従った学生の教育実習、教職実践演習、介護等体験の実施。 4. 教員の研修への協力。 	<p>附属学校の教員は、学部の教科教育法などの授業にも実地指導講師として係わり、学部生の教育に大きく貢献している。また、文部科学省・国研や栃木県における教育委員会・教育研究所・教育センターの委員の他、宇河地区などの各教科において部長、理事、事務局など要職を兼ねているものが多く、対外的にも大きく貢献している。</p> <p>特に毎年、附属幼稚園では、県幼児教育センター講師や県幼稚園連合会指導員・講師に各2-5名派遣している。附属小学校では、国語科、算数科、社会科で2-18回の要請訪問、附属中学校では、国語科、保健体育科、英語科、家庭科における総合訪問や日本英語検定協会講師などの要請に幅広く対応している。特別支援学校では、宇都宮市の訪問相談を3-4園（幼稚園）に対して3-9ケース、就学前の子どもに対する早期相談を6-14ケースに対して延べ28-99回サポートした。</p>
工学部附属ものづくり創成工学センター	<p>【目的】</p> <p>ものづくり感性の涵養、創造性・独創性及び問題解決能力を育成するために、工学部全学科1年次生の必修科目「創成工学実践」（受講者415名）、工学部共通専門科目「創成プロジェクト実践Ⅰ」、「創成プロジェクト実践Ⅱ」を実施している。また、キャリア教育の一環として、産業界におけるものづくりについて現役技術者の講演を聴く「ものづくり実践講義」（受講者80名）、ものづくりの現場を体験する「インターンシップA、B」（受講者33名、国際インターンシップ4名及び知財インターンシップ2名を含む）を実施している。さらに、経営並びに生産管理について学ぶ「経営工学序論」（受講者77名）、「経営工学」（受講者95名）、「生産工学」（受講者31名）も実施している。また、グローバル社会におけるものづくり技術者育成を目指し、海外の大学と積極的に連携教育プログラムを実施している。平成26年度はベトナムダナン工科大学と共同で、災害時のためのものづくり研修を双方の大学を会場として交互に実施した（本学学生延べ28名、ダナン工大学生延べ28名）。さらに「災害時ものづくりと地域協力体制確立に向けた教育シンポジウム」を開催し、それと連動したものづくりワークショップに本学学生30名、海外4大学学生4名の参加があった。また社会貢献活動として、若年層にものづくりに対する興味を喚起し、理工系への進学を促すことを狙いとして、小学生を対象としたものづくり体験講座（参加者209名）も夏期に実施している。</p>	
農学部附属農場	<p>【目的】</p> <p>農業及び生命科学に関する実習教育を行うとともに、関連分野の学術研究の発展に資する。</p> <p>【任務】</p> <p>目的を達成するため次の部門を置き、必要な</p>	<p>農学部全学科の学生（延べ3351名）がコア実習（生物資源科学科25回、応用生命化学科6回、農業環境工学科17回、農業経済学科19回、森林科学科2回）に利用。また生物生産科学科の植物生産学コース・応用生物学コース・動物生産学コース、農業環境工学科の学生が74回（延べ約3,490名）の専門実習3科目で利用。さらに農場教員のもと、卒業論文（9名）、修士論文（3名）、の指導が行われる。</p>

	<p>業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作物部門 2. 園芸部門 3. 畜産部門 4. 機械・土地利用部門 	<p>ている。</p> <p>※教育関係共同利用拠点の利用実績は資料2-1-⑤-4参照</p>
農学部附属演習林	<p>【目的】 森林科学に関する実習教育を行うとともに、学術研究に資しきねて林業の改善発達に貢献する。</p> <p>【任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 森林科学に関する研究調査及び刊行。 2. 教員及び学生の附属演習林の利用。 3. 森林科学に関する情報交換及び諸統計。 4. 附属演習林経営の計画及び実施。 	森林科学科の学生実習8科目（船生演習林6科目、日光演習林2科目）において、延べ1,390名の学生が演習林を利用している。また、農学部コア実習では5学科すべての学生が13回（船生演習林11回、日光演習林2回）、延べ425名が利用している。

資料2-1-⑤-2 教育学部学生の教育実習の実施状況（学務部調べ）

(単位：人)

事項	年度	22	23	24	25	26
附属学校のみにおいて教育実習を実施		357	325	158	146	147
附属学校と公立学校等両方で教育実習を実施		2	2	149	152	154
公立学校等のみで教育実習を実施した学生数		167	165	174	163	139
計		526	492	481	461	440

資料2-1-⑤-3 附属学校 公開研究会参加人数

(単位：人)

学校	年度	23	24	25	26
附属幼稚園		132	101	75	118
附属小学校		739	665	672	739
附属中学校		260	265	289	270
附属特別支援学校		110	※0	※0	102
計		1241	1031	1036	1229

※校舎改修のため実施せず。

資料2-1-⑤-4 農学部附属農場（教育関係共同利用拠点）における利用実績(平成26年度)

機関名	実習期間	参加人数	主な実習内容
女子栄養大学 栄養学部栄養科学科	9/8~9	教員3名 学部生23名 計26名	・ウシの生殖科学概論 ・ウシの生殖科学実験

人間総合科学大学 人間科学部健康栄養学科	8/11(座学) 10/11~13	教員6名 学部生24名 院生1名 計31名	<ul style="list-style-type: none"> ・ウシの飼養管理実習 ・ウシの搾乳実習 ・酪農科学概論 ・園芸学概論 ・作物学概論 ・水稻収穫・調製実習
お茶の水女子大学 大学院 SHOKUIKU プログラム	9/10~9/11	教員1名 院生21名 計22名	
武蔵野大学環境学部	9/20~21	教員1名 学部生8名 計9名	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒツジの飼養管理実習 ・果樹収穫実習 ・野菜収穫実習 ・乳製品加工実習
日本女子大学家政学部 家政経済学科	10/4~5	教員1名 学部生9名 計10名	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻栽培学概論 ・無農薬栽培と慣行栽培 ・エコファームと低農薬ファーム見学 ・野菜栽培学概論
神奈川県立保健福祉大学栄養学科	10/18~19	教員2名 学部生13名 計15名	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮大学教員・学生との交流会

利用者数（教員含む）

国立大学 1校、22名（大学院生）

公立大学 1校、31名

私立大学 4校、60名

計 113名

別添資料2－1－⑤－1：地域連携教育研究センター改組イメージ図

別添資料2－1－⑤－2：雑草と里山の科学教育研究センター再編イメージ図

別添資料2－1－⑤－3：地域共生研究開発センター再編イメージ図

別添資料2－1－⑤－4：バイオサイエンス教育研究センター再編イメージ図

別添資料2－1－⑤－5：教職センター新設イメージ図

【分析結果とその根拠理由】

本学のセンター等では、本学の教育活動の一環となる重要な活動を行うとともに、特色ある研究、地域との連携・協力などを推進している。また、大学設置基準に基づく学部附属の教育研究施設を設置している。

以上のことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2－2－①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、

必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学の教育活動に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会が置かれ、月1回定例開催されている（資料2-2-①-1～2）。また、教育研究評議会又は学長から付託された教育に関する基本的事項について審議する機関として、教育企画会議が置かれ、月1回定例開催されている（資料2-2-①-3）。

学士課程をはじめ、教務に関する全学的な重要事項等について審議する機関として、教務委員会が置かれ、月1回定例開催されている（資料2-2-①-4）。

また、教授会に関する規程（資料2-2-①-5）に基づき、各学部・工学研究科の教育活動に関わる重要事項を審議する機関として、各学部・工学研究科に教授会が置かれ、月1回以上開催されている（資料2-2-①-6）。

大学院の教育については、国立大学法人宇都宮大学組織規程第31条及び第31条の2（資料2-2-①-7）に基づき、各研究科に研究科委員会及び研究科教授会を設置し、各研究科委員会内規等により、教育研究活動に関わる重要事項を審議している。（資料2-2-①-8）

各学部等における教務に関する委員会の概要は、資料2-2-①-9に示すとおりである。

資料2-2-①-1 教育研究評議会に関する規程

国立大学法人宇都宮大学組織規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-010.pdf>)

(教育研究評議会)

第11条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する規程は、別に定める。

国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-040.pdf>)

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次の評議員をもって組織する。

一 学長

二 理事 4名

三 副学長（前号に該当する者を除く。）のうち学長が指名した者

四 国際学部長、教育学部長、農学部長

五 工学研究科長

六 基盤教育センター長

七 国際学部、教育学部、農学部から選出された教授 各2名

八 工学研究科から選出された教授 2名

(審議事項)

第4条 教育研究評議会は、次の事項を審議する。

一 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項（経営に関するものを除く。）

二 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関するものを除く。）

三 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 教員人事に関する事項

五 教育課程の編成に関する方針に係る事項

六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

九 その他教育研究に関する重要事項

資料2-2-①-2 平成26年度教育研究評議会の主な審議事項（抜粋）

開催日	主な審議事項
第1回〔4月9日〕	教育研究評議会から選出する委員会委員及び会議委員について 他
第2回〔5月14日〕	教員人事について
第3回〔6月11日〕	国立大学法人宇都宮大学業務方法書の変更について 他
第4回〔7月9日〕	宇都宮大学における研究者等の行動規範の改訂（案）について 他
第5回（持回り会議） 〔7月31日～8月7日〕	特任教員の選考について
第6回〔9月10日〕	学生の懲戒について 他
第7回〔10月8日〕	教育研究評議会から選出する学長選考会議委員の交代について 他
第8回〔11月12日〕	学校教育法及び国立大学法人法改正に伴う学内規程等の一部改正について 他
第9回〔12月10日〕	中期目標・中期計画の変更について 他
第10回〔1月14日〕	教員人事について
第11回〔2月10日〕	年俸制の導入について 他
第12回〔3月11日〕	宇都宮大学名誉教授の選考について 他

資料2-2-①-3 宇都宮大学教育企画会議の運営に関する申合せ

[\(http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-040.pdf\)](http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-040.pdf)

(任務)

第2 会議は、宇都宮大学における全学的な教育改善、特色ある教育の展開方向など、教育研究評議会又は学長から付託された教育に関する基本的事項について審議し、教育研究評議会又は学長に報告する。

(組織)

第3 会議は、次の委員をもって組織する。

- 一 理事のうち学長が指名した者 1名（以下「理事」という。）
- 二 国際学部長、教育学部長、農学部長が指名した者 各1名
- 三 工学研究科長が指名した者 1名
- 四 基盤教育センター長が指名した者 1名
- 五 国際学部、教育学部、農学部から選出された評議員 各1名
- 六 工学研究科から選出された評議員 各1名
- 七 その他学長が指名した者 若干名

資料2-2-①-4 宇都宮大学教務委員会規程 ([\(http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-110.pdf\)](http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-110.pdf))

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 大学教育の教務に係る全学的な取組の実施に関すること。
- 二 基盤教育と専門教育の連携及び科目間調整に関すること。
- 三 各学部間及び各研究科間の教務に係る連携及び科目間調整に関すること。
- 四 地域連携教育研究センターの管理運営（教員人事を除く。）に関すること。
- 五 その他教務に関すること。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 理事のうち学長が指名した者 1名（以下「理事」という。）
- 二 教育研究評議会から選出された評議員 1名
- 三 地域連携教育研究センター長
- 四 国際学部、教育学部、農学部から選出された教員 各2名
- 五 工学研究科から選出された教員 2名
- 六 基盤教育センターから選出された教員 1名
- 七 学務部長
- 八 その他委員会が必要と認めた者 若干名

資料2－2－①－5 教授会に関する規程

国立大学法人宇都宮大学組織規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-010.pdf>)

(教授会)

第30条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

宇都宮大学教授会規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-010.pdf>)

(役割)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び卒業に関する事項
 - 二 学位の授与に関する事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

宇都宮大学大学院研究科教授会規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-015.pdf>)

(役割)

第3条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

資料2－2－①－6 各学部教授会に関する内規

宇都宮大学国際学部教授会内規 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-010.pdf>)

(審議事項)

- 第3条 教授会は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項を審議する。ただし、第7号及び第12号の審議は、前条第1号に規定する構成員で審議する。
- 一 学生の入学、卒業及び学位の授与に関すること。
 - 二 教育課程の編成及び教育方針に関すること。
 - 三 授業、試験及び単位認定に関すること。
 - 四 学生に対する懲戒処分及びその他学生の身分に関すること。
 - 五 学生の厚生及び指導に関すること。
 - 六 国際交流に関すること。
 - 七 教員の教育研究業績等の審査に関すること。
 - 八 学部長候補者の推薦に関すること。
 - 九 評議員、学科長及び学部附属施設長の選考に関すること。
 - 十 諸規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 十一 学科、講座、附属施設の設置及び廃止に関すること。
 - 十二 予算の要求及び配分に関すること。
 - 十三 その他教育研究に関すること。

宇都宮大学教育学部教授会内規 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-010.pdf>)

(審議事項)

- 第3条 教授会は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項を審議する。
- 一 学生の入学、卒業、休学、退学及び転学等に関すること。
 - 二 学位の授与に関すること。
 - 三 学部の教育方針に関すること。
 - 四 教育課程の編成に関すること。
 - 五 課程、講座、附属施設の設置及び廃止に関すること。
 - 六 学部長候補者の推薦に関すること。
 - 七 評議員及び学部附属施設長の選考に関すること。
 - 八 学部諸規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 九 学生の厚生及び指導に関すること。
 - 十 学生の懲戒処分に関すること。
 - 十一 学生の試験及び単位認定に関すること。
 - 十二 学生の転部、転科及び除籍に関すること。
 - 十三 名誉教授の選考に関すること。
 - 十四 非常勤講師等に関すること。
 - 十五 中期目標・中期計画に関すること。
 - 十六 教員の教育研究業績等の審査に関すること。
 - 十七 予算の要求及び配分に関すること。
 - 十八 その他教育研究に関すること。

宇都宮大学工学部・工学研究科教授会内規 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-010.pdf>)

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる学部の教育研究に関する事項を審議する。

- 一 学生の入学、卒業、休学、退学及び転学等に関すること。
- 二 学位の授与に関すること。
- 三 教育課程の編成に関すること。
- 四 学生に対する懲戒処分及び除籍に関すること。
- 五 教育方針に関すること。
- 六 学生の試験に関すること。
- 七 単位認定に関すること。
- 八 学生の転部及び転科に関すること。
- 九 学生の厚生及び指導に関すること。
- 十 学部附属施設長の選考に関すること。
- 十一 非常勤講師等に関すること。
- 十二 中期目標・中期計画に関すること。
- 十三 諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- 十四 学科、講座、附属施設の設置及び廃止に関すること。
- 十五 予算の要求及び配分に関すること。
- 十六 その他教育研究に関すること。

宇都宮大学農学部教授会内規 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-010.pdf>)

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項を審議する。

- 一 学生の入学、卒業、休学、退学及び転学等に関すること。
- 二 学位の授与に関すること。
- 三 学部の教育方針に関すること。
- 四 教育課程の編成に関すること。
- 五 学科、講座及び附属施設の設置及び廃止に関すること。
- 六 学部長候補者の推薦に関すること。
- 七 評議員及び学部附属施設長の選考に関すること。
- 八 学部諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- 九 学生の厚生及び指導に関すること。
- 十 学生の懲戒に関すること。
- 十一 学生の試験及び単位認定に関すること。
- 十二 学生の転部、転科及び除籍に関すること。
- 十三 名誉教授の選考に関すること。
- 十四 非常勤講師等に関すること。
- 十五 中期目標・中期計画に関すること。
- 十六 教員の教育研究業績等の審査に関すること。
- 十七 予算の要求及び配分に関すること。

十八 その他教育研究に関すること。

資料2-2-①-7 研究科委員会・教授会に関する規程

国立大学法人宇都宮大学組織規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-010.pdf>)

(研究科委員会)

第31条 国際学研究科、教育学研究科及び農学研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

(研究科教授会)

第31条の2 工学研究科に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

資料2-2-①-8 各研究科委員会等に関する内規

宇都宮大学大学院国際学研究科委員会内規 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-020.pdf>)

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項を審議する。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- 二 学位の授与及び取消しに関すること。
- 三 教育課程の編成及び教育方針に関すること。
- 四 授業、試験及び単位認定に関すること。
- 五 学生に対する懲戒処分及びその他学生の身分に関すること。
- 六 学生の厚生及び指導に関すること。
- 七 教員の教育研究業績等の審査に関すること。
- 八 諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- 九 専攻、講座の設置及び廃止に関すること。
- 十 その他教育研究に関すること。

宇都宮大学大学院教育学研究科委員会内規 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-300.pdf>)

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 大学院生の入学、修了、休学、退学及び転学等に関すること。
- 二 学位の授与及び取消しに関すること。
- 三 教育課程の編成に関すること。
- 四 大学院生の懲戒に関すること。
- 五 研究科の教育方針に関すること。
- 六 大学院生の試験に関すること。
- 七 単位の認定に関すること。
- 八 大学院生の転研究科、転専攻及び除籍に関すること。
- 九 大学院生の厚生及び指導に関すること。
- 十 教員の資格審査及び非常勤講師等に関すること。
- 十一 中期目標・中期計画に関すること。

十二 研究科諸規程等の制定及び改廃に関すること。

十三 専攻の設置及び廃止に関すること。

十四 その他教育研究に関すること。

宇都宮大学工学部・工学研究科教授会内規 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-010.pdf>)

(審議事項)

第3条

(略)

2 教授会は、次の各号に掲げる研究科の教育研究に関する事項を審議する。

一 学生の入学、修了、休学、退学及び転学等に関すること。

二 学位の授与に関すること。

三 教育課程の編成に関すること。

四 学生に対する懲戒処分及び除籍に関すること。

五 研究科長候補者の推薦に関すること。

六 教育方針に関すること。

七 学生の試験に関すること。

八 単位認定に関すること。

九 学生の転研究科及び転専攻に関すること。

十 学生の厚生及び指導に関すること。

十一 評議員の選考に関すること。

十二 名誉教授の選考に関すること。

十三 非常勤講師等に関すること。

十四 中期目標・中期計画に関すること。

十五 諸規程等の制定及び改廃に関すること。

十六 専攻、講座の設置及び廃止に関すること。

十七 予算の要求及び配分に関すること。

十八 その他教育研究に関すること。

宇都宮大学大学院農学研究科委員会内規 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-020.pdf>)

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

一 大学院生の入学、修了、休学、退学及び転学等に関すること。

二 学位の授与及び取消しに関すること。

三 教育課程の編成に関すること。

四 大学院生の懲戒に関すること。

五 研究科の教育方針に関すること。

六 大学院生の試験に関すること。

七 単位認定に関すること。

八 大学院生の転研究科、転専攻及び除籍に関すること。

九 大学院生の厚生及び指導に関すること。

十 教員の資格審査及び非常勤講師等に関すること。

- 十一 中期目標・中期計画に関すること。
- 十二 諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- 十三 専攻の設置及び廃止に関すること。
- 十四 その他教育研究に関すること。

資料2－2－①－9 各学部等における教務に関する委員会の概要

学部等	名称	主な任務	開催頻度
基盤教育	基盤教育運営会議	部会により提案された開講科目的確認及び承認に関すること。 基盤教育の時間割作成、基盤教育の履修表等に関するここと。	月1回 (8月を除く。以下同じ) 年11回
国際学部 国際学研究科	国際学部・国際学研究科教務委員会	教育課程の編成、授業時間割の編成、定期試験、単位の認定等に関するここと。授業方法及び教育設備等の改善充実に関するここと。	月1回 年11回
教育学部 教育学研究科	教育学部及び教育学研究科教務委員会	教育課程・授業時間割の編成、既修得単位の認定、教員免許状、介護等体験、幼稚園教諭及び保育士の養成、現職教員等の研修等に関するここと。	月1回 年11回
工学部 工学研究科	工学部・工学研究科教務委員会	カリキュラム、授業時間の割振り、定期試験の実施、既修得単位の認定、シラバス等に関するここと。 授業方法及び教育設備等の改善充実に関するここと。	月1回 年11回
農学部 農学研究科	農学部及び農学研究科教務委員会	教育課程・授業時間割の編成、定期試験、既修得単位の認定、教員免許状、シラバス等に関するここと。 授業方法及び教育設備等の改善充実に関するここと。	月1回 年11回

開催日	(全学) 教務委員会の主な審議事項 (平成26年度)
第1回 [4月14日]	平成26年度教務委員会での検討事項及びWGの設置について 他
第2回 [5月15日]	教務委員会WGについて 他
第3回 [6月3日]	転部転科試験の実施について 他
第4回 [7月1日]	とちぎ終章学総論の開講について 他
第5回 [9月2日]	平成26年度「大学教育再生加速プログラムについて 他
第6回 [10月7日]	平成27年度「履修案内」の変更について 他
第7回 [11月4日]	グローバル人材育成プログラムについて 他
第8回 [12月2日]	基盤教育「初期導入科目」指針について 他
第9回 [1月6日]	農学部履修規程の一部改正について 他
第10回 [1月29日]	平成27年度 Learning+1「グローバル人材育成プログラム」について 他
第11回 [3月3日]	宇都宮大学学則等の一部改正について 他

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会及び教育企画会議並びに教務委員会、学部教授会等は、毎月定期的に開催され、学士課程教育

及び修士・博士課程教育に関して議論し、教育活動に係る重要事項を審議している。また、各学部においても教務委員会を設置し、当該部局の教育活動に関する審議を行っている。

以上のことから、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織も適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教員の資質能力向上という社会的要請に応えるために、学校改革・授業改善のリーダーを育成する教職大学院「教育実践高度化専攻」を設置している。
- ・産業界が求める実践的光工学を習得した人材を養成するため、博士前期課程に先端光工学専攻を設置している。
- ・全学的に教員養成機能を強化するため、全学センターとして「教職センター」を設置している。
- ・民間企業からの資金提供を受けて、日本で唯一オプティクス分野に特化したオプティクス教育研究センターを設置している。
- ・難防除雑草に関する世界的研究から、栃木県の特性を踏まえた里山に関する地域課題に関する研究など、グローバルな教育研究機能を有する雑草と里山の科学教育研究センターを設置している。
- ・農学部附属農場が農場としては全国に先駆けて教育関係共同利用拠点として認定（平成22年度から平成31年度）され、参加大学の要望に合わせたオーダーメイド方式のきめ細かな実習メニューの提供などの特徴的な事業を展開している。
- ・基盤教育センターが中心となって体制整備を行った結果、全教員体制による基盤教育の実質化が図られ、多様な科目の修得と専門科目へのスムーズな移行が可能となっている。

【改善を要する点】

特になし。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3－1－①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の教員組織編成は、国立大学法人宇都宮大学組織規程（資料3－1－①－1）において、学部教員組織編成のための基本的事項を定めている。

国際学部及び農学部においては、学科が教員の基本組織となっており学科長を配置している。教育学部においては、講座が教員の基本組織となっており、幹事を配置している。また、工学部においては、教員は工学研究科に所属し、専攻が教員の基本組織となっており、専攻長を配置している。

教育研究に係る統括責任者として、学部においては学部長を置くとともに、大学院においては研究科長を置いて学部等に関する校務をつかさどっている。

資料3－1－①－1 国立大学法人宇都宮大学組織規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-010.pdf>)

(職員)

第7条 本学に、教授、准教授、助教、副園長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、施設系技術職員、教室系技術職員、技能系職員、医療系技術職員、教務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、特に必要と認められるときは、講師（常時勤務する者に限る。）及び助手を置くことができる。

3 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び本学が別に定める規程による。

(略)

(学部)

第13条 本学に、次の学部を置く。

国際学部

教育学部

工学部

農学部

2 学部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第14条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

国際学研究科

教育学研究科

工学研究科

農学研究科

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(略)

(学部長)

第21条 各学部に学部長を置き、当該学部の教授のうちからこれに充てる。ただし、工学部長にあっては工学

研究科長をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(学科長)

第 22 条 学部の学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の教授のうちからこれに充てる。ただし、工学部にあっては、各専攻長のうちからこれに充てる。

(研究科長)

第 23 条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、工学部にあっては、当該研究科の教授のうちからこれに充てる。

(専攻長)

第 24 条 工学研究科博士前期・後期課程の各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、工学研究科の教授のうちからこれに充てる。

(略)

(教授会)

第 30 条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会)

第 31 条 国際学研究科、教育学研究科及び農学研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

(研究科教授会)

第 31 条の 2 工学研究科に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教育研究組織編成のための基本の方針を国立大学法人宇都宮大学組織規程に定めており、教員は教育研究を遂行する上で専任担当部局に配置されている。教育研究組織の責任者も明確であり、教育に当たっての組織的連携体制も整備され、機能している。

以上のことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教育研究組織編成がなされていると判断する。

観点 3－1－②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程を担当する専任教員数は、大学現況票に示すとおりであり、大学設置基準第 13 条別表 1 に定める教員数を概ね上回っているが、教育学部学校教育教員養成課程においては、基準数を 6 名下回っている。ただし、同学部の総合人間形成課程に所属する 15 名すべての教員は、実質的に学校教育教員養成課程の各教科の科目を担当している（別添資料 3－1－②－1）。また、平成 27 年度をもって総合人間形成課程の学生募集を停止し、所属

教員は平成 28 年度以降、順次学校教育教員養成課程に移行することとしている。加えて、平成 27 年度中に、学校教育教員養成課程に専任教員 2 名の採用を予定している。

収容定員ベースでの専任教員 1 人当たりの学生数は、資料 3-1-②-1 に示すとおりである。また、学部や学科等の主要な授業科目には、専任教員又は准教授を配置している（資料 3-1-②-2）。

教育課程を遂行するために、学外非常勤講師にも授業担当を依頼している（資料 3-1-②-3）。

資料 3-1-②-1 収容定員ベースでの専任教員 1 人当たりの学生数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学部	収容定員（人）	専任教員数（人）	専任教員 1 人当たりの学生数（人）
国際学部	420	33	12.73
教育学部	840	75	11.2
工学部	1,600	114	14.04
農学部	900	64	14.06

※専任教員 1 人当たりの学生数は、小数点第 3 位以下を四捨五入

資料 3-1-②-2 主要科目（必修科目）の担当状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

（単位：科目数）

学部等	開講科目数 (必修科目)	専任教員担当科目数			非常勤講師 担当科目数
		教授	准教授	その他	
基盤教育	280	21	40	83	136
国際学部	84	43	33	8	0
教育学部	285	135	92	10	48
工学部	150	63	52	22	13
農学部	177	87	67	13	10

資料 3-1-②-3 学士課程における学外非常勤講師の配置状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学部	非常勤講師採用人数（人）	担当授業延べ数（科目）
基盤教育	56	217
国際学部	13	21
教育学部	47	70
工学部	34	72
農学部	21	26

別添資料 3-1-②-1 教育学部・研究科現員表

【分析結果とその根拠理由】

本学の専任教員数は、大学設置基準第 13 条別表第 1 で定める教員数を概ね上回っているが、教育学部学校教育教員養成課程においては、基準数を 6 名下回っている。ただし、同学部の総合人間形成課程に所属する 15 名

すべての教員は、実質的に学校教育教員養成課程の各教科の科目を担当しており、質は十分確保されている（別添資料3－1－②－1）。また、平成27年度をもって総合人間形成課程の学生募集を停止し、所属教員は平成28年度以降、順次学校教育教員養成課程に移行するとともに、平成27年度中に、学校教育教員養成課程に専任教員2名の採用を予定しており、同課程単独で基準数を満たす予定である。

学士課程収容定員ベースでの学部配置専任教員1人当たりの学生数は、11.2人～14.06人であり適切である。

主要な授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しており、一部の科目においては助教又は非常勤講師が担当している。

以上のことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点3－1－③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程を担当する専任教員は、大学現況票に示すとおりである。また、収容定員ベースでの教員1人当たりの学生数は、資料3－1－③－1に示すとおりである。

資料3－1－③－1 収容定員ベースでの研究指導教員及び研究指導補助教員1人当たりの学生数(平成27年5月1日現在)

研究科		収容定員（人）	研究指導教員及び研究指導補助教員数（人）	研究指導教員及び研究指導補助教員1人当たりの学生数（人）
国際学研究科	博士前期課程	60	33	1.82
	博士後期課程	9	26	0.35
教育学部研究科	修士課程	50	69	0.72
	専門職学位課程	30	13	2.31
工学研究科	博士前期課程	424	101	4.20
	博士後期課程	90	91	0.99
農学研究科		142	81	1.75

※専任教員1人当たりの学生数は、小数点第3位以下を四捨五入

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院研究科の専任教員数は、大学院設置基準で定める教員数を上回っており、大学院課程学生収容定員ベースでの研究指導教員及び研究指導補助教員1人当たりの学生数も0.35から4.20人であり適切である。

以上のことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点3－1－④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員組織の活動を活性化するために本学の教員採用は、国立大学法人宇都宮大学における教員選考の基本方針（資料3－1－④－1）に基づき、公募制を原則としている。また、教員ポイント制を導入し、教員の職階バランスの見直し（資料3－1－④－2）に努めているほか、学長のトップマネジメントとして、学長裁量ポイントを配分して新たに推進強化する教員ポストに活用し、大学の機能強化を図っている（別添資料3－1－④－1）。

男女共同参画推進に向けても、宇都宮大学男女共同参画宣言を発信するとともに、女性教員を増加させるためのアクションプラン（資料3－1－④－3）を策定（H27.4改訂）し、教員公募の際に、大学として子育てと仕事の両立を支援している旨を明記している（資料3－1－④－4）。また、女性研究者キャリア支援室を設置し、女性研究者が働きやすい教育研究環境の整備や女性研究者の裾野の拡大に重点的に取り組んでいる（資料3－1－④－5）。この取組は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」（平成25～27年度）に採択されている（別添資料3－1－④－2）。

教員の研究活動助成については、学長戦略経費による若手教員研究助成、学内COE事業の宇都宮大学研究拠点創成ユニット、地元篤志家の寄附金による理工系若手教員に対する長期海外研究活動助成制度（別添資料3－1－④－3）等を導入し、研究活動の活性化を図っている。また、教員の長期研修の一環として、専門分野に関する研究能力向上のため、自主的調査研究に専念できるサバティカル研修を行っている（資料3－1－④－6）。

資料3－1－④－1 国立大学法人宇都宮大学における教員選考の基本方針

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/07-122.pdf>

資料3－1－④－2 教員の職階バランスの見直し状況について

区分	H23.4	増減 人数	H24.4	増減 人数	H25.4	増減 人数	H26.4	増減 人数	H27.4
教授	163 (47.8%)	△ 5	158 (47.6%)	△ 2	156 (47.4%)	△ 4	152 (45.5%)	△ 5	147 (44.0%)
准教授	124 (36.4%)	1	125 (37.7%)	△ 4	121 (36.8%)	5	126 (37.7%)	11	137 (41.0%)
講師	21 (6.1%)	△ 3	18 (5.4%)	1	19 (5.8%)	3	22 (6.6%)	△ 5	17 (5.1%)
助教	33 (9.7%)	△ 2	31 (9.3%)	2	33 (10.0%)	1	34 (10.2%)	△ 1	33 (9.9%)
計	341 人		332 人		329 人		334 人		334 人

※教員ポイント制の対象者を基に算出

資料3－1－④－3 宇都宮大学男女共同参画宣言

<http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/about/declare.html>

アクションプラン

<http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/socialwork/actionplan.html>

資料3－1－④－4 教員公募（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/saiyou.php>

資料3－1－④－5 女性研究者キャリア支援室

<http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/socialwork/support.html>

資料 3－1－④－6 国立大学法人宇都宮大学教員のサバティカル研修に関する要項

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/04-145.pdf>

別添資料 3－1－④－1：学長裁量ポイントの概要

別添資料 3－1－④－2：平成 25 年度科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業(一般型)」
選定結果通知書

別添資料 3－1－④－3：海外研究活動助成制度

【分析結果とその根拠理由】

教員組織の活動を活性化するために、本学の教員採用は公募制を原則としている。また、教員ポイント制を導入したことにより、教授の割合が減少し、准教授以下の割合が増加するなど職階バランスの見直しが図られている。また、学長裁量ポイントを配分して新たに推進強化する教員ポストに活用し、大学の機能強化を図っている。

女性教員の比率向上に向けても、宇都宮大学男女共同参画宣言を発信するとともに、女性教員を増加させるためのアクションプラン（第二次）を策定し、女性教員比率 20%を目指すこと、教員公募の際に、大学として子育てと仕事の両立を支援している旨を明記している。また、女性研究者研究活動支援事業の採択により、女性研究者キャリア支援室を設置し、女性研究者が働きやすい教育研究環境の整備や女性研究者の裾野の拡大に重点的に取り組んでいる。

また、教員の研究活動助成に関する各種の制度を導入し、研究活動の活性化を図っている。

以上のことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

観点 3－2－①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用、昇任に当たっては、最初に人事調整会議において各学部・センターから提出された教員任用計画書に基づき、計画の妥当性を審議している（資料 3－2－①－1、別添資料 3－2－①－1）。承認を得た案件は、国立大学法人宇都宮大学職員人事規程（資料 3－2－①－2）及び国立大学法人宇都宮大学教員の選考基準を定める規程（資料 3－2－①－3）に基づき、選考委員会等を設置して当該学部等の選考基準（別添資料 3－2－①－2）に照らして、原則として公募による選考が行われている。

選考にあたり、人事調整会議では、選考委員会委員長等が選考の経緯や選考理由を委員に説明したうえで審議し、採用等候補者を決定している。また、教育研究評議会では、学部長等が経緯や結果を説明したうえで審議し、採用等候補者を決定している（別添資料 3－2－①－3）。

教員の採用、昇任にあたり、学士課程における教育上の指導能力については、大学等における教育実績、社会貢献活動及び教育に対する今後の抱負などを参考に審査している。また、大学院課程担当の教員選考にあたっては、大学院設置基準第 9 条に掲げる資格の有無とともに、教育研究上の指導能力について、研究業績及び研究に

に対する今後の抱負などを参考に審査している。

資料3－2－①－1 宇都宮大学人事調整会議規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-035.pdf>

資料3－2－①－2 国立大学法人宇都宮大学職員人事規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/04-050.pdf>

資料3－2－①－3 国立大学法人宇都宮大学教員の選考基準を定める規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/07-120.pdf>

別添資料3－2－①－1：教員任用計画様式

別添資料3－2－①－2：各学部の教員選考基準

別添資料3－2－①－3：教員選考資料

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用及び昇任は、選考基準を規程で明確に定め実施している。学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程担当の教育研究上の指導能力の評価については、選考の過程において審査が適切に行われている。

採用等候補者の選考にあたっては、人事調整会議、教育研究評議会において、選考委員会等から選考の経緯や選考理由の説明が十分されたうえで、審議し決定している。

以上のことから、教員の採用基準や昇任基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

観点3－2－②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育及び研究活動等の評価は、国立大学法人宇都宮大学教員評価指針（資料3－2－②－1）に基づき実施しており、教員個人が自律的かつ定期的に自己の職務遂行の実施状況を点検・評価する自己評価をしている。自己評価書は、教員自ら入力する教員基礎情報データ（資料3－2－②－2）及びその根拠資料に基づき毎年作成され、職務遂行状況を「教育」、「研究」、「組織運営」及び「社会貢献」の4領域に分類し、それぞれの領域における活動の評価を幅広く行っている（資料3－2－②－3）。

また、教員の作成した自己評価書は所属の学部長等に提出され、提出を受けた学部長等は、2年ごとに学部等教員評価委員会（資料3－2－②－4）を設置し評価を行い、その結果を当該教員に通知するとともに、学長に報告する。なお、評価結果に対し当該教員の異議申し立ても可能であり、その場合再評価が行われることとなる。教員評価の結果は、学長及び学部長により目的に沿った活用がなされ、教員の教育研究の活性化とレベルの向上を促進するため、処遇に反映することができる。また、学長は、評価結果の総合的分析を大学教員評価委員会（資料3－2－②－5）に付託し、その結果を大学ウェブサイトにおいて公表している（資料3－2－②－6）。

資料3－2－②－1 国立大学法人宇都宮大学教員評価指針

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/02-020.pdf>

資料3－2－②－2 教員基礎情報データ（データベースへの入力画面）

宇都宮大学 教員情報データベース		IA 基本情報
氏名	宇大 二郎	
最終登録日	2014-08-28	
参照回数	24	
<input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="記入例"/>		
#	1	<input type="button" value="編集"/> <input type="button" value="削除"/> <input type="button" value="複製"/>
更新日	2013-12-03 16:00:00	
姓(漢字)	宇大	
名(漢字)	次郎	
姓(ひらがな)	うだい	
姓(カタカナ)	ウダイ	
名(ひらがな)	じろう	
名(カタカナ)	ジロウ	
姓(半角英字)	Jiro	
名(半角英字)	Udai	
氏名(万能形など)		
氏名(別称など)		
性別	男性	
所属部署	大学院二学研究科	
学科・専攻等		
教員区分	教授	
教員区分その他記入欄		
生年月日(年)	1980	
生年月日(月)	01	
国籍	JP JAPAN	
ダイヤルイン		
ファクシミリ		
電子メール		
識別コード	1A#467	
(as of 2014-10-23 11:41:01)		
(elapsed 0.6 milliseconds for this page view)		
(elapsed 0.1 milliseconds for this query)		
組織・草堂活動		
IV.A 全学役職委員会		
IV.B 学部・施設等		
IV.C 学科・講座・他		
社会貢献活動		
V.A 社会活動		
V.B 国外教育活動		
V.C 学会貢献活動		
受賞等		
VI.A 受賞表彰		
注記		
VII.A 注記		

資料3－2－②－3 国立大学法人宇都宮大学教員評価実施要領

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/02-030.pdf>

資料3－2－②－4 学部等教員評価委員会内規

	規程等
国際学部	宇都宮大学国際学部教員評価委員会内規 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-054.pdf

教育学部	宇都宮大学教員評価委員会規程第9条に規定する学部等委員会に関する申合せ
農学部	宇都宮大学農学部 教員評価実施要領 宇都宮大学農学部教員評価委員会に関する申合せ
工学研究科 (工学部)	工学研究科教員評価実施要領 宇都宮大学工学研究科教員評価委員会内規 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-125.pdf

資料3－2－②－5 宇都宮大学教員評価委員会規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-055.pdf>

資料3－2－②－6 平成25年度教員評価結果【総合分析】

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/25-kyouin-hyouka.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育及び研究活動等の評価は、大学全体の統一基準に基づき行われている。評価は教員個人が毎年作成する自己評価書に基づき、学部等教員評価委員会及び全大学教員評価委員会により、2年ごとに継続的に実施されている。

また、評価により把握された事項は当該教員及び学長に報告され、教員自身の改善や学長及び学部長による処遇への反映を含めた活用、評価結果概要も大学ウェブサイトで公表されている。

以上により、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われており、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

観点3－3－①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育活動を効果的・効率的に展開するため、事務職員、教室系技術職員等の教育支援者を配置している（資料3－3－①－1～2）。

また、TAについては、実験・実習や演習の補助、授業の補佐や情報機器を用いる科目を中心に配置している（資料3－3－①－3）。

資料3－3－①－1 事務職員の配置状況（平成27年5月1日現在）

部局	事務職員（人）		
	男性	女性	合計
学務部	18	15	33
国際学部	3	2	5

教育学部	6	4	10
工学部	8	2	10
農学部	10	4	14
各センター	3	0	3
計	48	27	75

資料3－3－①－2 技術職員の配置状況（平成27年5月1日現在）

部局	技術職員（人）		
	男性	女性	合計
工学部	16	6	22
農学部	21	1	22
各センター	7	0	7
計	44	7	51

資料3－3－①－3 TAの配置状況（平成27年度前期実績）

部局名	TA 人数 (延べ人数)	TA 配置の授業例
国際学部	31人	授業科目：言語学演習、国際関係論、国際協力論実習 他 (国際学研究科学生)
教育学部	29人	授業科目：スポーツと健康、基礎地学実験、情報処理基礎 他 (教育学研究科学生)
工学部	228人	授業科目：電気電子工学実験Ⅰ、応用化学実験Ⅰ、土木工学実験 他 (工学研究科学生)
農学部	88人	授業科目：応用生命化学実験Ⅰ、水理・水質実験、フィールド実習Ⅰ 他 (農学研究科学生)
計	405人	

【分析結果とその根拠理由】

教育活動を展開する上で必要な、教務関係や厚生補導等を担う事務職員等の教育支援者を適切に配置している。また、TAの教育補助者を適切に配置し、演習や実験・実習を中心に活用を図っている。

以上のことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学長裁量ポイントの活用により、新たに推進強化する分野への重点的な配分を行った結果、新学部設置（大学設置審議会に設置計画書提出中）などの組織改革が可能となっている。
- ・教員ポイント制の導入により、各学部において選択と集中が図られる教員採用の弾力化が実現している。
- ・男女共同参画推進に向けて、女性教員を増加させるためのアクションプラン（第二次）を策定するなど、女性教員比率増大を目指した重点的取り組みが基盤となって、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」（平成 25～27 年度）に採択されている。
- ・学長戦略経費による若手教員研究助成、学内 COE 事業の宇都宮大学研究拠点創成ユニット、地元篤志家の寄附金による理工系若手教員に対する長期海外研究活動助成制度など、様々な研究活動助成を行っている。

【改善を要する点】

特になし。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4－1－①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、大学ウェブサイト（資料4－1－①－1）、ガイドブック（資料4－1－①－2）、入学者選抜要項（別添資料4－1－①－1）、学生募集要項（別添資料4－1－①－2）等に掲載している。また、学生募集要項等は高校や高校生等の志願者へ配付するとともに、高校訪問やオープンキャンパスでも活用し、志願者や高校関係者、保護者等に公表・周知している。

学士課程においては、全学の求める学生像と受入れの基本方針を基に、各学部の学科・課程及びコースごとに入学者受入方針を定め、求める学生像及び入学者選抜の基本方針を明示している（資料4－1－①－1）。求める学生像には、学生に求める意欲や適性を記載しており、例えば、国際学部国際社会学科では「世界大の社会問題と地球社会の現在及び将来について強い関心を持っている人」と掲げている。なお、入学者選抜要項及び学生募集要項には、入学者選抜の基本方針のほかに入学者選抜方法を明示して、一般入試、推薦入試、帰国生入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試ごとの評価の視点を明らかにしている。また、第3年次編入学生を受入れている学部においては、学科ごとに入学者受入方針を定めている。

大学院課程においても、各研究科の入学者受入方針を明確に定め、大学ウェブサイトや各研究科の学生募集要項（資料4－1－①－3）に掲載し、志願者等に公表・周知している。

資料4－1－①－1 宇都宮大学のアドミッション・ポリシー（大学ウェブサイト）
<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/admission/policy.php>

資料4－1－①－2 ガイドブック（p. 2）
http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/GUIDE_BOOK.pdf

資料4－1－①－3 各研究科の学生募集要項（大学ウェブサイト）
<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/admission/graduate.php>

別添資料4－1－①－1 平成27年度入学者選抜要項（p. 1）

別添資料4－1－①－2 平成27年度学生募集要項（一般入試）（p. 1）

【分析結果とその根拠理由】

各学部の学科・課程及びコースごとに、入学者受入方針を明確に定めている。各学部等の入学者受入方針には、求める学生像及び入学者選抜の基本方針を明示するとともに、大学ウェブサイト、入学者選抜要項、学生募集要項等に記載しており、志願者や高校関係者、保護者、一般社会等に公表・周知している。

大学院課程においても、研究科ごとに入学者受入方針を定めて、大学ウェブサイトや学生募集要項に記載している。また、求める学生像を明示して、志願者等に公表・周知している。

以上のことから、本学では、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

観点 4－1－②：入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針に基づいた学生の受入れを行うために、各学部において一般入試、推薦入試、帰国生入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試の多様な選抜を実施している（前掲別添資料 4－1－①－1 p. 17）。

一般入試においては、前期日程、後期日程に分け、各学部・学科が指定する大学入試センター試験科目を課して高等学校までの基礎学力を判定する。個別学力検査では、各学部・学科により、個別学力試験、小論文、論述試験、造形実技などの実技検査等、それぞれの専門分野で必要とされる学力や能力を判定している（前掲資料 4－1－①－1 p. 18～19）。

推薦入試においては、学部・学科等により、面接、小論文、実技、大学入試センター試験を課すなど多様な方法により、各学部・学科が求めるそれぞれの専門分野で必要とされる適性や能力を判定している（別添資料 4－1－②－1）。そのほか、帰国生入試（別添資料 4－1－②－2）、社会人入試（別添資料 4－1－②－3）、私費外国人留学生入試（別添資料 4－1－②－4）を実施しており、学力検査、面接、小論文、英語読解試験のほか、TOEIC 公式スコアや日本留学試験の成績を利用するなどして、適性や能力を判定している。さらに、新たな社会ニーズに対応した選抜方法として、国際学部では、増加する外国人生徒の進路保障の一環として外国人生徒を対象とした特別選抜を、教育学部ではミッションの再定義に基づき、栃木県における小学校教員占有率を高めるために、栃木県の小学校教員を目指す者を対象とした推薦入試を実施することとした（別添資料 4－1－②－5～6）。

これら個々の選抜試験については、学力検査実施教科・科目等として取りまとめて、詳細を大学ウェブサイトに掲載するとともに、オープンキャンパスや高校訪問等を通して適切な情報周知に努めている。

また、第3年次編入生受入れの入試においては、学力検査や小論文等の筆記試験及び面接の双方を課し、本学へ編入学して学び研究するために必要とされる適性や能力を判定している（資料 4－1－②－1、別添資料 4－1－②－7）。

大学院入試においても、修士課程及び博士前期課程では、学力検査、面接、小論文によって総合的に合否を判断している。博士後期課程では、学力検査、面接のほか、研究実績や研究計画書等の調書も合わせて総合的に判定している（前掲資料 4－1－①－3）。

資料 4－1－②－1 平成 27 年度第 3 年次編入学試験実施結果

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/27hennnyuu.pdf>

別添資料 4－1－②－1 平成 27 年度推薦入試学生募集要項

別添資料 4－1－②－2 平成 27 年度帰国生入試学生募集要項

別添資料 4－1－②－3 平成 27 年度社会人入試学生募集要項

別添資料 4－1－②－4 平成 27 年度私費外国人留学生入試学生募集要項

別添資料 4－1－②－5 チラシ「教育学部が変わります」

別添資料 4－1－②－6 外国人生徒募集要項について（お知らせ）

別添資料 4－1－②－7 平成 27 年度国際学部第 3 年次編入学学生募集要項

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入れの方針に沿って、学士課程、大学院課程ともに多様な入学者選抜方法を採用し、入学者を受入れている。また、それぞれの入学者選抜における試験内容は、各学部・学科等で指定しており、各専門分野で必要とされる学力や適性、能力を判定している。

入学者受入方針やこれら個々の選抜試験については、詳細を大学ウェブサイトに掲載するとともに、オープンキャンパスや高校訪問を通して周知を図っている。

以上のことから、入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

観点4－1－③：入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜試験については、理事（学生・教育担当）が委員長を務める入学試験委員会が所掌している。入学試験委員会では入学者選抜を円滑に行うため、入学者選抜の基本方針の策定、募集要項、入学者選抜の実施、大学入試センター試験の実施について関係する事項を審議するとともに、入学者選抜方法の改善にあたっての検討を行っている（資料4－1－③－1）。

入学試験実施に関する詳細は、個別学力検査実施要領に定めている（別添資料4－1－③－1～2）。また、個別学力検査の問題作成に関しては、個別学力検査等の出題・原稿作成要領（別添資料4－1－③－3）、出題・採点に関する取扱い要領（別添資料4－1－③－4）、問題作成時チェックポイント（別添資料4－1－③－5）に定めており、これらの要領に基づき、各学部から選出された教員が作成に当たっている。また、各学部から選出された査読・校正担当教員は、試験問題及び解答用紙の点検を行うとともに、それらの印刷に不備がないよう注意を払っている。なお、試験当日には、受験者の出題に対する質問に迅速かつ適切に対処するために、全学を挙げた万全の体制で臨んでいる。

各学部の入学試験の実施においては、各学部長を責任者とする入学試験実施体制を構築し、全学の入学試験委員会と連携して入学試験業務を行っている（別添資料4－1－③－1～2）。また、各学部では担当委員会が、入学者選抜試験の結果に基づいて合格者判定資料を作成し、その資料を基に教授会において合否判定を行っている。なお、試験の採点において、学力検査の得点集計作業は、複数の教員で確認し合いミスが生じないよう注意を払い行っており、小論文・面接・実技検査は、複数の教員により採点・集計して評価を行っている。

推薦入試においても、各学部で入学試験実施要領を作成し、学部検査室本部の設置、検査室の準備・管理、監督者心得、監督要領、不測の事態への対応等を明示して、試験を実施している（別添資料4－1－③－6）。

第3年次編入学試験（別添資料4－1－③－7）においても、各学部で実施要領を定め、各学部長を責任者とする委員会を設置し、学生募集要項に基づいた面接や学力検査を実施している。

各研究科の入学試験実施においても、研究科ごとに実施要領を定め（別添資料4－1－③－8）、各研究科長を責任者とする委員会を設置し、学生募集要項に基づき、学力検査、面接、実技検査等を実施している。

資料4－1－③－1 宇都宮大学入学試験委員会規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-170.pdf>)

(任務)

第2条

委員会は、次の事項を審議する。

- 一 入学者選抜に関する基本方針の策定に関すること。
- 二 募集要項に関すること。
- 三 入学者選抜の実施に関すること。
- 四 大学入試センター試験の実施に関すること。
- 五 入学者選抜方法の改善に当たっての調査及び研究に関すること。
- 六 その他入学者選抜に関すること。

別添資料4－1－③－1 平成27年度個別学力検査実施要領（前期日程）抜粋

別添資料4－1－③－2 平成27年度個別学力検査実施要領（後期日程）抜粋

別添資料4－1－③－3 個別学力検査等の出題・原稿作成要領 抜粋

別添資料4－1－③－4 出題・採点に関する取扱い要領 抜粋

別添資料4－1－③－5 問題作成時チェックポイント 抜粋

別添資料4－1－③－6 平成27年度推薦入試実施要領（国際学部）抜粋

別添資料4－1－③－7 平成27年度第3年次編入学試験実施要領（国際学部）抜粋

別添資料4－1－③－8 平成27年度大学院国際学研究科入試実施要領 抜粋

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、全学の入学試験委員会を中心として、各学部の入学試験委員会と密接な連携を取り、試験問題の作成及び入学試験を実施している。

入学者選抜の実施にあたっては、全学、学部・研究科ごとに実施体制を構築し、要領に従って公正に実施している。試験問題の作成・採点においても要領を定めており、万全の体制で取り組んでいる。試験実施後は、採点・集計を綿密に行い、教授会において厳正に合否判定を行っている。

なお、大学院課程においては、各研究科で実施要領を定め、研究科長を責任者として公正に試験を実施し、研究科委員会において合否判定を厳正に行っている。

以上のことから、本学の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点4－1－④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

学士課程においては、各学部の入学試験委員会が中心となり、受験者の状況や傾向、入学試験の結果、合格者の入学後の動向、そのほか入学者選抜方法に関する事項を分析し、教授会において意見を聴取のうえ、試験科目や出願資格の修正等を含めた入学者選抜方法の改善を行っている（別添資料4－1－④－1）。

大学院課程においても、各研究科で受験者の状況や傾向、入学試験の結果、合格者の入学後の動向、そのほか入学者選抜方法に関する事項を分析し、研究科委員会において審議の上、試験科目の修正等を含めた入学者選抜方法の改善を行っている（別添資料4－1－④－1）。

高等学校からの要望や意見を直接収集するため、県内公立高等学校の進路指導担当者が参加する「栃木県高等学校教育研究会 進学問題研究協議会－宇都宮大学との連絡協議会－」（資料4－1－④－1）を毎年開催

しているほか、高校訪問等の広報活動等において得られた情報を各学部で共有することにより、出願書類に関する細かな点から入学者選抜方法に至るまでの改善に役立てている。

また、新入生保護者アンケート（後掲別添資料8-1-(3)-2）を実施し、保護者から進学に際しての意見を聴く機会を設けている。

資料4-1-(4)-1 栃木県高等学校教育研究会 進学問題研究協議会 プログラム

平成26年度 栃木県高等学校教育研究会 進学問題研究協議会 －宇都宮大学との連絡協議会－ プログラム

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1. 日 時 | 平成26年10月17日（金）13時30分～15時30分 | |
| 2. 場 所 | 峰町5号館（基盤教育B棟）2階「1223教室」 | |
| 3. 日 程 | ◎受付（栃高研担当者及び宇都宮大学入試課）[12時30分～]
◎進学問題研究協議会（栃高研担当者による進行）[13時～13時20分]
◎宇都宮大学との連絡協議会 全体会 [13時30分～15時00分] | 参加予定者 56名 |
| | (1) 宇都宮大学長挨拶
(2) 宇都宮大学の教育実績2013について
(3) 宇都宮大学の基盤教育
(4) 学部紹介 ①国際学部 ②教育学部 ③工学部 ④農学部
(5) 入学試験 | |
| | ◎施設見学 ラーニング・コモンズ | 希望者 28名 |
| ★15:30頃～・広報関連懇談会 場所：UUプラザ2階「コミュニティフロア」
(企画広報課による開催) | | 希望者 18名 |

【配付資料】

1. 平成27年度 宇都宮大学入学者選抜要項
2. 平成27年度 宇都宮大学推薦入試学生募集要項
3. 宇都宮大学 GUIDE BOOK 2015
4. 宇都宮大学 DATA BOOK2014
5. 平成26年度 入学試験関係統計資料
6. 平成25年度 大学卒業・大学院修了者の就職等進路状況
7. 将来の進路を考え今何を学ぶべきか
8. 宇都宮大学の教育実績2013について（PPT説明資料）
9. 平成26年度 宇都宮大学入学者選抜実施結果（抜粋）
10. 宇都宮大学のカリキュラム・学部学科別取得可能教員免許一覧
11. “Learning+1”の履修について・「グローバル人材育成プログラム」
12. 学部案内（国際学部、教育学部、工学部、農学部）
13. 宇都宮大学の学士課程教育2014—学生の皆さんへの約束—
14. 基盤教育英語プログラム ENGLISH PROGRAM OF UTSUNOMIYA UNIVERSITY (EPUU) パンフレット
15. 基盤教育英語プログラム ENGLISH PROGRAM OF UTSUNOMIYA UNIVERSITY (EPUU) リーフレット
16. 基盤教育英語プログラム ENGLISH PROGRAM OF UTSUNOMIYA UNIVERSITY (EPUU) 機関紙EPUU TIMES (No.11～13)
17. ラーニング・コモンズ パンフレット
18. 秋のオープンキャンパス 案内チラシ

19. 「宇都宮大学への質問事項」に対する回答

【回覧資料】

- ・EPUU オリジナル教材 PATHWAYS: Opening the Doors to EPUU
- ・EPUU オリジナル教材 Culture Shock: True Stories Told by EPUU Teachers

別添資料 4－1－④－1 宇都宮大学・大学院入学者選抜方法等改善状況一覧（平成 25 年度～27 年度）

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、各学部の入学試験委員会が、受験者の状況や傾向、入学試験の結果、合格者の入学後の動向、そのほか入学者選抜方法に関する事項を分析し、試験科目や出願資格等に関する入学者選抜方法の改善を行っている。

大学院課程においても、学士課程同様入学者選抜方法の改善を行っている。

また、高校訪問や高等学校の進路指導担当者との協議会の実施等、本学への要望や意見を積極的にくみ上げる対応を行っている。

以上のことから、入学者受入方針に沿った学生の受け入れが実際に行われているかを検証し、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点 4－2－①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

学士課程及び大学院課程の収容定員は、大学設置基準第 18 条（収容定員）及び大学院設置基準第 10 条（収容定員）に基づいて、宇都宮大学学則（資料 4－2－①－1）及び宇都宮大学大学院学則（資料 4－2－①－2）で定められている。

各学部・研究科の入学定員及び充足率は、大学現況票に示すとおりである。学士課程においては、一般入試（前期日程、後期日程）、特別選抜（推薦入試等）を実施し、入学定員の確保に努めている。また、入学定員に対する入学者数の 5 年間の平均割合は、農学部第 3 年次編入学試験を除き、大幅に超える（1.3 倍以上）あるいは大幅に下回る（0.7 倍未満）という状況にはなっておらず、適切な状況である。

大学院課程においては、入学定員に対する入学者数の 5 年間の平均割合が 1.3 倍以上の研究科・専攻はないものの、修士課程において 0.7 倍未満となっている専攻があり、奨学金の充実を図るなど改善を進めている（資料 4－2－①－3、後掲観点 7－2－⑥参照）。また、各研究科・専攻のウェブサイトにおいて、カリキュラムの概要、取得可能な資格、修了生の進路を説明し、志望学生に向けメッセージを送るなど、広報に努めている。

なお、収容定員を満たしていない研究科・専攻があった場合には、第 2 次募集、第 3 次募集を行い、充足に努めている。

資料 4－2－①－1 宇都宮大学学則（第 14 条） (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

(収容定員)

第 14 条 学生の収容定員は、別表 1 のとおりとする。

別表 1 収容定員（第 14 条関係）

学部	学科・課程	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
国際学部	国際社会学科	50	5	210
	国際文化学科	50	5	210
教育学部	学校教育教員養成課程	150		600
	総合人間形成課程	60		240
工学部	機械システム工学科	79		316
	電気電子工学科	79		316
	応用化学科	83	30	332
	建設学科	70		280
	情報工学科	74		296
農学部	生物資源科学科	70		280
	応用生命化学科	35		140
	農業環境工学科	35	20	140
	農業経済学科	40		160
	森林科学科	35		140
計		910	60	3,760

資料 4－2－①－2 宇都宮大学大学院学則（第5条） (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表1のとおりとする。

別表1 収容定員表（第5条関係）

(単位：人)

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程		教職大学院の課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際学	国際社会研究	10	20				
	国際文化研究	10	20				
	国際交流研究	10	20				
	国際学研究					3	9
	計	30	60			3	9
教育学	学校教育	25	50				
	教育実践高度化専攻			15	30		
	計	25	50	15	30		
工学	機械知能工学専攻	37	74				
	電気電子システム工学専攻	37	74				
	物質環境化学専攻	42	84				
	地球環境デザイン学専攻	33	66				
	情報システム科学専攻	38	76				
	先端光工学専攻	25	50				
	システム創成工学専攻					30	90
	計	212	424			30	90
農学	生物生産科学	41	82				
	農業環境工学	12	24				
	農業経済学	8	16				
	森林科学	10	20				
	計	71	142				

資料 4－2－①－3 大学院課程における大学独自の給付型奨学生・給付金（観点 7－2－⑥抜粋）

大学独自の給付型奨学生として、学業奨励奨学生（10万円）を設けて、成績優秀者について単年ごとに奨学生を給付して経済支援を実施している。平成26年度は、学部生36名、大学院生11名に奨学生を給付した。また、地元篤志家による寄附金により、平成22年度に「増山奨学生」を創設し、大学院学生に対する経済的支援を実施しているとともに、平成25年度には、理系大学院生を対象とした「斎藤裕奨学生」を創設し、優れた研究により各研究科より推薦があった学生に対し、奨学生を支給している。平成26年度は、「斎藤裕奨学生」を4名の学生に100万円給付した。

そのほか、留学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構の学習奨励費や各種奨学生がある。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、農学部第3年次編入学試験を除き、入学定員を大幅に超えるあるいは大幅に下回る状況ではなく、入学定員に対する入学者数は、適正と判断する。

大学院課程においては、概ねの研究科では、充足率が大幅に超えあるいは下回る状況ではないが、一部で入学者数が定員に満たない研究科があり、追加募集を行うなどして定員充足に向けた取組を行っている。また、入学定員の再配置を行って定員の適正化を図っている。

以上のことから、実入学者数が入学定員と比較して概ね適正な数となっている。ただし、今後とも適正な数とするための取組を継続していく必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

学士課程においては、外国人生徒を対象とした特別選抜や、栃木県の小学校教員を目指す者を対象とした推薦入試など、新たな社会ニーズに対応するための入試改革を行っている。

【改善を要する点】

大学院課程の一部において、入学者数が定員に満たない研究科があり、追加募集や入学定員の再配置などの取組を行っているものの、社会人の受入促進など、定員充足に向けた更なる取組を行う必要がある。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5－1－①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学では、各学部（基盤教育を含む）、学科又は課程、コースごとに、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、冊子「宇都宮大学の学士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束－」を作成し、学生に配付するとともに大学ウェブサイトでの公開や、各学部等の保護者ガイダンスでの配付・説明などに活用している（資料5－1－①－1）。

資料5－1－①－1 「宇都宮大学の学士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束－」（P. 6～44）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/syllabus/bachelor.php#gakushi2015>

【分析結果とその根拠理由】

各学部（基盤教育を含む）、学科又は課程、コースごとに、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、冊子「宇都宮大学の学士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束－」を作成し、学生に配付するとともに大学ウェブサイトでの公開や、各学部等の保護者ガイダンスでの配付・説明などに活用している。

以上のことから教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点5－1－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

教育課程は、本学の教育理念・目標を達成するため、宇都宮大学学則（資料5－1－②－1）に基づき、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当している。授業科目の区分は、基盤教育科目（初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目）及び専門教育科目で編成されている。

学士課程では、教育課程の編成・実施方針に応じ、各学部で履修規程を定め、基礎となる素養を身につけ、専門的知識を段階的に学修できるよう科目を配分している（別添資料5－1－②－1）。

基盤教育科目には、自主的自律的な態度及び学修の進め方を学ぶための初期導入科目として、1年次必修科目「新入生セミナー」を開講し、卒業後も継続して必要とされる知識及び技能を修得するためのリテラシー科目、幅広い視野に基づく行動的知性と豊かな人間性を養う教養科目のほか、社会的・職業的自立に向けた、知識・態度等を育成する基盤キャリア教育科目を配置している。その他、各学部の専門的知識を学修するための基盤的素養を身につけるため、専門導入科目も配置している（別添資料5－1－②－2）。

専門教育科目は、各学部の学科または課程の特徴を踏まえ、1年次生から4年次生にわたって学修する編成となっている（資料5－1－②－2）。

教育課程の編成については、工学部の2学科及び農学部の2学科がJABEEの認定を受け、教育改善の先陣を切つ

てきたが、JABEE の認定審査基準に沿った教育システムの構築が必ずしも工学系に限つたことではなく、大学教育の全体に関わることであるとの認識に立つて、「JABEE システム」を全学に普及・波及させる取組を進めてきた（資料 5-1-②-3）。具体的には、学修・教育目標（ディプロマ・ポリシー）、カリキュラム・ポリシー、カリキュラムツリーの充実を通じて、教育改善、教育の質保証を図っている（前掲資料 5-1-①-1）。

なお、各学部における教育課程を修得することにより、各種資格取得にも対応した編成となっている（資料 5-1-②-4）。

資料 5-1-②-1 宇都宮大学学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第15条 本学においては、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、4年一貫した教育を行うため体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第 15 条の 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、基盤教育科目（初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。以下同じ。）及び専門教育科目とする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(略)

(基盤教育)

第 15 条の 4 基盤教育科目により現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。

(略)

(履修方法等)

第16条 基盤教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、基盤教育運営会議の議を経て、学長が別に定める。

第17条 専門教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

資料 5-1-②-2 各学部等における教育課程の編成と授与する学位

基盤教育	【教育目的】
	<p>基盤教育では、現代社会に必要なリテラシー、未知の事態に的確に対応できる幅広く深い教養と豊かな人間性、そして、知と行動力を統合し、あらたな知を創造できる人間としての基盤を育成することを理念としており、多様な科目群から構成されている。</p> <p>（参照：宇都宮大学基盤教育センターウェブサイト 基盤教育の理念と達成目標標準 http://lgec.utsunomiya-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/03/kiban_philosophy.pdf）</p>

	<p>【教育課程の編成】</p> <p>基盤教育カリキュラムは次の科目から構成されている。</p> <p>初期導入科目：大学教育全般への導入を目的とする リテラシー科目：現代社会に必要なリテラシーを養う 教養科目：多様なものの見方を培うのに必要な幅広い基礎的知識を身につけるとともに、知と行動力を統合する能力を育成する 基盤キャリア科目：社会的・職業的自立に向け、必要な知識、技能、態度を育成する 専門導入科目：専門教育へつながる基礎となる知識を養う</p>
	<p>【配当単位】 35 単位</p>
	<p>【特色ある措置】</p> <p>リテラシー科目の中で、基盤教育英語科目においては、国際的な通用性を備えた質の高い英語力を養い、地球的な視野を持った 21 世紀型市民の育成を目指し、習熟度に対応した英語力養成を徹底するため、入学時、1 年次終了時、2 年次終了時の計 3 回、全員に TOEIC を受験させる。習熟度別クラスに分け、習熟度の高い学生の英語力育成には力を入れており、入学時 TOEIC 650 点以上取得した学生は、通常学生と異なる英語優等生プログラムを 4 年間にわたり履修可能である。</p> <p>基盤教育英語科目カリキュラムによって、卒業までに「現在国際的に活躍しているビジネスパーソンの平均的英語力」以上に達する学生が、全学生の 50% 以上になることを目指している。</p> <p>(参照：宇都宮大学基盤教育センターウェブサイト 基盤教育カリキュラム http://lgec.utsunomiya-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/03/kiban_syllabus.pdf)</p>
国際学部	<p>【教育目的】</p> <p>1. 新しい学問体系の構築とその教育</p> <p>現代は、あらゆる領域において国家を超えたネットワークが形成され、グローバリゼーションの時代を迎え、環境、人口、貧困と飢餓、民族間・地域間の対立など解決すべき課題が多く存在しています。国際学部は、このような諸課題に的確に対処し解決するため、伝統的学問の枠組みを越えた諸科学の連携による新しい学問体系「国際学」(International Studies) の構築とその教育を目指します。</p> <p>2. グローバリゼーションへの対応</p> <p>グローバリゼーションの進行は多くの利益を生み出す一方で、国家間の貧富の差を拡大し移民問題や地域紛争の原因ともなり、文化的には世界の多様な価値観の画一化を引き起こす等の問題を生起させてきました。国際学部は、グローバリゼーションにともなうこのような社会的・文化的諸課題を分析し、その対処法を教育・研究します。</p> <p>3. 相互理解と共生</p> <p>グローバリゼーションは、異なる国家・民族・地域の共生・共存を理想としています。しかし、現実には多くの対立の要因ともなっています。異文化や異なる社会に対する無理解や偏見がこの根底にあります。国際学部は、多様な学問領域の有機的連携による国際学によって相互理解と共生の実現を目指します。</p> <p>(参照：国際学部ウェブサイト http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/about/p1.html)</p>

<p>【教育課程の編成】</p> <p>1、2年次で基礎学力を涵養したうえで、学生が自らの興味・関心にしたがって専門分野を選択し、専門外国語科目を含めた専門科目を履修し、さらに3年次の演習・実験・実習科目の履修を経て、4年次での卒業研究へと、専門的かつ実践的な学修をステップバイステップで深める。</p> <p>1. 学部基礎科目（1年次）： 世界各地の社会・文化事象を、多層的な観点から考察するための総合的な理解力、基礎学力、情報処理能力を養う。</p> <p>2. 学科基礎科目（1、2年次）： 国境を超えた社会的・文化的の諸問題を、異なる専門分野から考察する学力を養う。</p> <p>3. 専門外国語（2、3年次）： 学術的かつ実用的な英語学修に加えて、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、タイ語、朝鮮語の6つの外国語を学修する機会を提供し、基礎語学力を養います。</p> <p>4. 学科選択科目（2、3年次）： 世界諸地域の社会的・文化的事象をより深く学修しながら、専門的な知識と実証的かつ合理的な思考力を養います。</p> <p>5. 演習・実験・実習（3年次）： 自らの興味・関心にしたがって専門分野の演習・実験・実習を3年次から選択し、その分野における専門性を深めるとともに、批判的かつ論理的な思考や議論ができる力を養います。</p> <p>6. 卒業研究（4年次）： 研究課題の設定から調査、分析、考察、結論へという研究過程を自ら実践し、その結果を論文にまとめる作業を通じて、主体的に大学での学修の集大成をはかります。</p>
<p>【授与する学位】 学士（国際学）</p>
<p>【配当単位】 90 単位</p>
<p>【特色ある措置】</p> <p>国際学部の特色は、おもに次の点にあります。</p> <p>(1) 1994年創設の学部であり、90年代以降の日本の国際化に伴う社会的・文化的状況の変化に対応することを目的としています。</p> <p>(2) グローバリゼーションの進展とともに生ずる国内外の多様な問題に対応できる人材および異文化の世界で活動できる「グローバル人材」の育成にチャレンジしています。</p> <p>(3) 「学際性」と「国際性」を追求しています。「ディシプリン（個別専門科学）の専門家」ではなく「問題から出発した専門家」の育成、すなわち自ら研究課題を発見・設定し、その分析のために複数のディシプリンを手段として、その解決に目指す学生を育成しています。</p> <p>(4) 語学力、コミュニケーション能力、社会人基礎力、異文化理解とその応用力をバランスよく身につけた人材を育成しています。</p> <p>(5) 多様な文化的背景をもつ多様な学生や、交換留学・私費留学・短期調査といった多様な国際理解・交流活動を支援しています。</p> <p>(6) 少人数の学部であり、学生相互、教員と学生、それぞれ緊密な関係のもとでアクティブな教育研究を行っています。</p> <p>(7) 国際舞台で活動する多様な講師を招聘し、他大学の学生の参加も得て合宿により実施される「国際キャリア開発」（英語・テーマ別等）は実際的実践的キャリアを保証しています。</p>

教育学部	<p>【教育目的】</p> <p>教育学部は、教員養成を目的とする「学校教育教員養成課程」と、教員免許取得を卒業要件とせず、自己設計による柔軟な履修を通して自己開発を目指す「総合人間形成課程」の2つの課程で構成されており、これにより、学校教員をはじめ、社会のあらゆる場面で活躍できる人材の育成に力を注いでいます。教育という観点からの学びを通して、より広い社会的ニーズに対応できるようにしています。</p> <p>(参照：教育学部ウェブサイト http://ks002.edu.utsunomiya-u.ac.jp/)</p>
	<p>【教育課程の編成】</p> <p>教育学部の学修・教育目標を達成するために、カリキュラムは、①学びの入口での道標呈示や、「人に対して教える・人を育てる」ということを大切にした学びを、社会のあらゆる場所で活かすために必要な基礎的知識に関する科目、②専門性や実践力を修得するための科目や、実践的力量に幅を持たせ、専門的力量と統合を図っていくための科目、そして③卒業時点（出口）での実践的力量を確認し、評価・改善するための科目の3つの柱で構成されています。</p>
	<p>【授与する学位】 学士（教育学）</p>
	<p>【配当単位】 学校教育教員養成課程 91 単位 総合人間形成課程 90 単位</p>
	<p>【特色ある措置】</p> <p>学校教育教員養成課程では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校から中学校、さらに特別支援学校まで、学校教育における実践上のいろいろな問題を幅広く学べます。 ・卒業に必要な単位に加え教育実習についての単位を取得することにより、無理なく2学校種の教員免許を取得できます。 ・系統的な学修と、小人数授業によって、積極的に考え・体験することができ、教員になる自信ができます。 ・各コースでそれぞれ固有のカリキュラムを履修することで、得意分野を持つ教員を目指すことができます。 <p>総合人間形成課程では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀の社会における人材育成に対応した、学際的な学びができます。 ・教育学部の授業を活かし、百人百様の学びを組み立てられます。 ・自律的な学びに必要な基盤づくりとして、「自己開発科目」という独自の基礎カリキュラムを設け、学生の充実した学びを支援しています。
工学部	<p>【教育目的】</p> <p>工学部においては、工学的専門能力を身に付け自主的に課題を解決できる人材養成を行い、産業界を中心に広い視野で活躍する人材を輩出するために自然環境および人工環境と人類との共生を目指し、持続可能な社会の形成に寄与する教育と研究を推進することを理念としています。</p> <p>(参照：工学部ウェブサイト http://www.eng.utsunomiya-u.ac.jp/outline.html)</p>

	<p>【教育課程の編成】</p> <p>本学部では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育目的達成のため次の教育課程編成・実施の方針を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期導入教育、英語や情報処理基礎、数学、物理学などの理数系基礎教育を主に1～2年次に配置する。 ・人文科学・社会科学・自然科学系の幅広い教養教育を主に1～3年次に配置する。 ・基礎的専門分野とそれに続く応用的専門分野の教育を系統的に、主に2～3年次に配置する。 ・総合的、統合的能力の醸成と自主的、継続的学修のためアクティブ・ラーニングの性格を持たせた卒業研究を4年次で実施する。
	<p>【授与する学位】 学士（工学）</p>
	<p>【配当単位】 90 単位</p>
	<p>【特色ある措置】</p> <p>宇都宮大学工学部は1964年に設置され、その後、幾多の拡充・改組を経て、現在は、機械システム工学科、電気電子工学科、応用化学科、建設学科、情報工学科の5学科と、ものづくり創成工学センターから構成されています。工学部は、その目的を「幅広い視野を持ち、積極的にものづくりを志し、広く自然環境と人間社会の調和発展に貢献しうる人材を養成すること」と定めています。工学部は、その目的に掲げられているとおり、創造的なものづくりと実社会への応用に重点を置いて、教育・研究を進めています。</p>
農学部	<p>【教育目的】</p> <p>本学部は、持続的生物生産、環境の保全と修復、生命科学の発展と応用を共通の目標において教育・研究を通して地域社会並びに国際社会に貢献することのできる人材を育成します。</p> <p>（参照：農学部ウェブサイト http://agri.mine.utsunomiya-u.ac.jp/about/index.html）</p>
	<p>【教育課程の編成】</p> <p>農学部学生として基本的に必要な基礎知識を身に付けるために、基盤教育科目と専門導入科目に位置づけられる農業と環境の科学、農学部コア実習、生物資源の科学を必修科目として配します。各学科の専門科目は、それぞれの教育理念に基づいて必修科目、選択科目により構成されています。全ての学科は卒業論文を課しており課題発見、分析処理および問題解決の能力が培われます。</p>
	<p>【授与する学位】 学士（農学）</p>
	<p>【配当単位】 92 単位</p>
	<p>【特色ある措置】</p> <p>宇都宮大学農学部は、持続的循環型社会の構築のために必要な幅広い教養や倫理観を養い、食料、生物資源、環境保全、農林業に関する基礎科目と応用科目を修学するとともに附属施設や学外フィールドで実践的学修を修めた人材を輩出します。そのための教育単位として、生物資源科学科、応用生命化学科、農業環境工学科、農業経済学科、森林科学科の5つの学科を有し教育を行なっています。</p>

資料5－1－②－3 JABEE 認定プログラム 教育機関名別一覧

<http://www.jabee.org/accreditation/program/>

資料 5－1－②－4 各学部における取得可能な主な資格

国際学部	<p>国際社会学科 中学校教諭一種免許状 (社会) 高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)、(公民)</p> <p>国際文化学科 中学校教諭一種免許状 (英語) 高等学校教諭一種免許状 (英語)</p> <p>(参照 : 国際学部ウェブサイト http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/about/p4.html)</p>
教育学部	<p>学校教育教員養成課程 幼稚園教諭一種及び二種免許状 小学校教諭一種及び二種免許状 中学校教諭一種及び二種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語) 高等学校教諭一種免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、情報、工業、英語) 特別支援学校教諭一種及び二種免許状 総合人間形成課程 高等学校教諭一種免許状 (書道、公民、保健体育) 保育士、社会福祉主任用資格</p> <p>(参照 : 宇都宮大学教育学部・教育学研究科ウェブサイト http://ks002.edu.utsunomiya-u.ac.jp/index.php/14-faculty-info/33-licence-active)</p>
工学部	<p>機械システム工学科 高等学校教諭一種免許状 (工業) JABEE 認定による修得技術者の資格</p> <p>電気電子工学科 高等学校教諭一種免許状 (工業) 電気主任技術者 (試験の一部免除、卒業後一定の実務経験が必要) 電気通信主任者技術者 (試験の一部免除) 第1級陸上特殊無線技士・第3級海上特殊無線技士 第2種電気工事士 (筆記試験免除)</p> <p>応用化学科 高等学校教諭一種免許状 (工業) 毒物劇物取扱責任者、甲種危険物取扱者 (受験資格)</p> <p>建設学科 高等学校教諭一種免許状 (工業) 一級建築士 (受験資格、卒業後建築実務経験 2 年が必要)、 二級建築士 (受験資格)、 測量士補、 一級土木施工管理技士 (受験資格、卒業後土木実務経験 3 年が必要)</p> <p>JABEE 認定による修得技術者の資格</p> <p>情報工学科 高等学校教諭一種免許状 (工業) 高等学校教諭一種免許状 (情報) (平成 21 年度以前の入学者)</p> <p>技術士、技術士補</p>

	(参照：機械システム工学科ウェブサイト http://www.eng.utsunomiya-u.ac.jp/intro_mech1.html 電気電子工学科ウェブサイト http://www.eng.utsunomiya-u.ac.jp/intro_ee1.html 応用化学科ウェブサイト http://www.eng.utsunomiya-u.ac.jp/intro_chem1.html 建設学科ウェブサイト http://www.eng.utsunomiya-u.ac.jp/intro_arch1.html 情報工学科ウェブサイト http://www.eng.utsunomiya-u.ac.jp/intro_is1.html)
農学部	生物資源科学科 高等学校教諭一種免許状（農業） 応用生命化学科 高等学校教諭一種免許状（理科） 食品衛生管理者及び食品衛生監視員 農業環境工学科 高等学校教諭一種免許状（農業） 測量士補 JABEE 認定による修得技術者の資格（修得技術者は技術士補と同等の資格であり、技術資格の第1次試験が免除される） 農業経済学科 高等学校教諭一種免許状（農業）、（公民） 森林科学科 高等学校教諭一種免許状（農業） 測量士補、林業架線作業主任（受験資格）、樹木医補 JABEE 認定による修得技術者の資格（修得技術者は技術士補と同等の資格であり、技術資格の第1次試験が免除される） （参照：農学部ウェブサイト http://agri.mine.utsunomiya-u.ac.jp/gakka/05.html ）

別添資料5－1－②－1：国際学部履修案内(P19～45)、教育学部履修案内(P19～68)、工学部履修案内(P19～98)、農学部履修案内 (P19～48)

別添資料5－1－②－2：宇都宮大学の教育課程

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、各学部の教育課程編成・実施方針に基づき、基盤教育科目の初期導入科目から専門教育科目の卒業研究まで段階的に効果的に学修できる教育を目指して編成されている。

基盤教育科目は、多様な科目群で構成されており、大学での自律的な生活や学び方、現代社会に必要なリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、そして知と行動力を統合する能力を培っている。また、社会的・職業的自立に向け、必要な知識、技能、態度を養う目的で編成され、4学部のすべての学生に対し修得すべき授業科目を提供している。

専門教育については、各学部の学科または課程において、それぞれの教育目標及び免許・資格取得にも応じた教育課程となっている。

また、JABEE の認定審査基準に沿った教育システムを全学に普及・波及させる取組を進め、学修・教育目標（ディプロマ・ポリシー）、カリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップの充実を通じて、教育改善、教育の質保証を図っている。

以上のことから、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点 5－1－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

社会からの要請等に対応した取組として、基盤教育の位置づけや専門教育とのつながりの見える化を図っているほか、グローバル化に対応した学修意欲や実践力の向上などを目的とした取組を行っている（資料 5－1－③－1）。

また、他大学との単位互換やインターンシップによる単位認定制度を設けているほか、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成等を行っている（資料 5－1－③－2）。

毎年開催している「栃木県高等学校教育研究会 進学問題研究協議会－宇都宮大学との連絡協議会－」（前掲資料 4－1－④－1）では、県内公立高等学校の進路指導担当者に本学のカリキュラム等について説明をし、高等学校からの要望や意見を直接聴いている。

資料 5－1－③－1 社会からの要請等に対応した取組

① 教育の質保証と見える化に向けた改善

「教育プログラムシラバス：宇都宮大学の学士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束－」の充実を図るとともに新入生に配付し、基盤教育の位置づけや専門教育とのつながりの見える化を図っている（前掲資料 5－1－①－1）。また、教育の外部認証である JABEE の利点を活用し、成績評価と「学修・教育の達成目標確認マトリックス」（授業科目と達成目標の関連を数値化）から、ディプロマポリシーに対応した達成目標ごとに達成度を数値化して見える化を図るレーダーチャートを作成し、ポートフォリオと併せて学生の個別指導を行っている（別添資料 5－1－③－1）。

② 実践的英語運用能力の向上

基盤教育英語プログラム（通称：EPUU（English Program of Utsunomiya University））は、文部科学省プロジェクト経費「学生の習熟度の多様性に対応した総合的多面的英語教育改革」（平成 21 年度～23 年度）を契機に、全学生に対する実践的な英語運用能力の向上を目標として、TESOL 有資格教員と外国人教員による習熟度別教育（TOEIC テストをベース）や個人クリニック、トップ層への「Honors Camp」などからなる基盤教育英語プログラムを持続的に発展させている（別添資料 5－1－③－2）。この成果が大学英語教育学会において高く評価され、「平成 25 年度大学英語教育学会賞（実践賞）」を受賞している。また、これらの取組はパイロットモデルとして他大学からも高く評価され、多くの視察団を受け入れている。

③ “Learning+1”「グローバル人材育成プログラム」の開発

学部における専門教育に加え、他の領域の知識や能力を身につけることができる “Learning+1”（副専攻）についてプログラム開発を行い、産業界や地域社会等のニーズに対応した「グローバル人材育成プログラム」を全学的に開講し、専門知識に加えて、英語運用力や異文化社会及びグローバル化する社会への知識を深め、国際的なフィールドでの実践力を身につける教育を行っている（別添資料 5－1－③－3）。

なお、本プログラムがベースとなって、「大学コンソーシアムとちぎ」（理事長：宇都宮大学学長）において、「とちぎグローバル人材育成プログラム」を開始した（本学から 108 名が受講）。加えて、栃木県や公益社団法人栃木県経済同友会との連携の下で、平成 27 年度に「トビタテ！留学 JAPAN：地域人材コース」が採択され、「海外留学」と「海外インターンシップ」の拡充に結びついた（資料 5－1－③－3）。

④ 地域に根ざした教育

平成 25 年度に文部科学省「地(知)の拠点整備事業(大学 COC 事業)」に採択された「とちぎ高齢者共生社会を支える異世代との協働による人材育成事業」では、地域課題である高齢者に関する課題を学生自らの問題としてとらえ、共生するための知識やスキルを身に付ける教育を地域との協働により全学的に行っている（別添資料 5－1－③－4）。

⑤新たな地域社会を創造する人材養成

平成 26 年度に採択された「大学教育再生加速プログラム」（AP）では、全学的な教育改革を一体的に推進するために「教育改革推進室」を設置し、“能動的学習を促すアクティブ・ラーニングの深化と拡充”、“ループリックによる行動的知性学評価システムの開発”、“能動型学習を実現する教授能力・資質の向上”、を三位一体で実行し学士課程教育の質的転換を図っている（別添資料 5－1－③－5）。

また、アクティブ・ラーニング科目の拡充を図り、併せて学生が 24 時間利用できるアクティブ・ラーニング空間（ラーニング・コモンズ）の整備を行っている。さらに、ラーニング・コモンズの運営を行うスタッフ（特任准教授、事務補佐員）を配置し学修支援を行っている。

資料 5－1－③－2 社会からの要請等に対応した教育課程の編成

学部等	他大学授業科目の単位互換・単位認定	転部・転科	インターンシップ等による単位認定	編入学への配慮	その他の措置
基盤教育	・茨城大学・福島大学との単位互換協定により、単位互換・単位認定 ・コンソーシアムとちぎによる単位互換・単位認定		・自由科目:ボランティア活動、インターンシップ ・TOEFL、TOEIC、英検、ドイツ語・フランス語・スペイン語・中国語・韓国語・タイ語の各実用検定	編入学生の既修得科目の単位認定	コンソーシアムとちぎ及び栃木県経済同友会との協定によるボランティア授業の実施
国際学部	・放送大学との協定による単位互換・単位認定	欠員がなくとも転部・転科出来る制度を整備 (資料 5－1－③－4)	学科選択科目・国際キャリア実習を開講	短大、高専、4年制大学に 2 年在学した者等を対象に編入学を実施	・社会人入学者特別選抜の実施
教育学部			学部選択科目・教育実践インターンシップを開講		教育学部総合人間形成課程では、教育課程編成において自己開発科目を開設し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成を実施 (別添資料 5－1)

			-③- 6)
工学部		共通専門科目・インターンシップを開講	短大、高専、4年制大学に2年在学した者等を対象に編入学を実施 ・JABEE プログラム ・コンソーシアムとちぎ及び栃木県経済同友会との協定によるボランティア授業の実施 ・他学科の単位を修得することにより認定される副学科制度により、平成 23 年度には応用化学科卒業生 1 名が機械システム工学科の副学科修了認定を受けた。
農学部		・各学科においてインターンシップ科目を開講 ・一部学科では、1年後期の「概論」授業において、専門キャリアデザインの PBL を実施する（別添資料 5-1-③-7）とともに、学科卒業生を講師とするキャリアデザイン授業を特別講義枠で実施	短大、高専、4年制大学に2年在学した者等を対象に編入学を実施 JABEE プログラム

資料 5-1-③-3 大学コンソーシアムとちぎホームページ「海外留学・海外インターンシップ支援事業」
<http://www.consortium-tochigi.jp/ryugaku.html>

資料 5-1-③-4 転部・転科の実績（学務部調） (単位：人)

区分／年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
転 部	3	2	0	3
転 科	7	2	5	2
合 計	10	4	5	5

別添資料 5-1-③-1 : 教育体系の見える化と質保証

別添資料 5－1－③－2：EPUU (English Program of Utsunomiya University) 紹介パンフレット

別添資料 5－1－③－3：“Learning+1” 「グローバル人材育成プログラム」

別添資料 5－1－③－4：とちぎ高齢者共生社会を支える異世代との協働による人材育成

別添資料 5－1－③－5：新たな地域社会を創造する人材養成

別添資料 5－1－③－6：「自己開発科目」を機軸とする学士課程教育プログラム

別添資料 5－1－③－7：「農業環境工学概論」授業計画

【分析結果とその根拠理由】

社会からの要請等に対応した取組として、基盤教育の位置づけや専門教育とのつながりの見える化を図っているほか、グローバル化に対応した学修意欲や実践力の向上などを目的とした取組を行っている。

また、他大学との単位互換やインターンシップによる単位認定が可能であり、3年次編入学試験は3学部において行われている。工学部と農学部ではそれぞれ2学科がJABEEに加盟し、技術者としての社会的認定を与えており。この他にも、大学コンソーシアムとちぎ及び栃木県経済同友会との講師派遣に関する協定によるボランティア授業として学外の協力を得た教育を行っている。

以上のことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

観点 5－2－①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学は、学則第15条の2及び第19条で授業形態を講義、演習、実験、実習、実技とし、その時間配分を定めている(前掲資料 5－1－②－1、資料 5－2－①－1)。その上で基盤教育科目と学部の専門教育科目を配置し、履修規程を定めているが、授業形態の種類と科目数は表に示すとおりである(資料 5－2－①－2～5)。

基盤教育科目と専門教育科目の双方において、学修内容に応じた学修指導を行うために、少人数教育やフィールドワーク、合宿訓練、学外施設での実習などを行っており、それぞれに特徴をなす授業が開講されている(資料 5－2－①－6)。

資料 5－2－①－1 宇都宮大学学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

(単位の基準)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の授業時間数を基準とする。

- 一 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定による各授業科目毎の授業時間数は、各学部教授会又は基盤教育運営会議(以下「学部教授会

等」という。)の議を経て、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位数については、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

資料5－2－①－2 授業形態の種類

基盤教育	初期導入科目	講義・演習
	リテラシー科目	演習、講義・演習
	教養科目	講義、演習、講義・演習
	基盤キャリア教育科目	講義、実習、講義・演習
	留学生日本語科目	講義、演習
	専門導入科目	講義、講義・演習、演習、実習
国際学部専門教育科目		講義、演習、実験、実習
教育学部専門教育科目		講義、演習、実験、実習、実技、講義・演習、講義・実験、講義・実習
工学部専門教育科目		講義、演習、実験、実習、実技、講義・演習
農学部専門教育科目		講義、演習、実験、実習、講義・実習

資料5－2－①－3 平成26年度学士課程における授業形態別科目数の状況（学務部調べ）

(単位：科目数)

学部等	学科等	講義	講義 演習	演習	講義 実験	実験	講義 実習	実習	実技
基盤教育	初期導入科目		1						
	リテラシー科目		6	42					
	教養科目	183	18	50			1		
	基盤キャリア教育科目	9	1					1	
	留学生日本語科目	1		7					
	専門導入科目	14	3	24				5	
国際学部	学部基礎科目	7		42					
	国際社会学科	75		24				5	
	国際文化学科	70		29		1		1	
教育学部	学校教育教員養成課程 課程共通	24	9	3			1	8	6
	学校教育専攻	18		6		1			
	国語教育専攻	22		13					
	社会科教育専攻	36	1	2	1			3	
	数学教育専攻	23		7					
	理科教育専攻	22	6	4		9			
	音楽教育専攻	1	7	8					22
	美術教育専攻	9	2	7					26
	保健体育専攻	17		4					10

	家政教育専攻	25		6		3		5
	技術教育専攻	10		12		4		5
	英語教育専攻	17		27				
	特別支援教育専攻	15		10				
	総合人間形成課程 課程共通	9		16				4
	人間発達領域	34		16		1		1
	言語文化領域	28		25				
	地域公共領域	38		4	1			4
	環境創造領域	43		3		4	1	3
	芸術文化領域	14	5	15				43
	スポーツ健康領域	21	1	7				11
工学部	共通専門基礎科目	13	4	4		1		
	共通専門科目	24		2				3
	機械システム工学科	31		1		1		4
	電気電子工学科	32	1	9		4		1
	応用化学科	40		5		3		
	建設学科	67		11		3		5
	情報工学科	33		12		2		
農学部	生物資源科学科	33		5		3		3
	応用生命化学科	21		2		2		0
	農業環境工学科	49	2	2		5		5
	農業経済学科	32	1	5				4
	森林科学科	40	1	1		7		14

資料5－2－①－4 基盤教育科目の履修について

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/syllabus/syllabus/pdf/kiban-kyouiku.pdf>

資料5－2－①－5 宇都宮大学基盤教育関係科目履修規程 <http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-501.pdf>

宇都宮大学国際学部履修規程 <http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-221.pdf>

宇都宮大学教育学部履修規程 <http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-480-01.pdf>

宇都宮大学工学部履修規程 <http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-270.pdf>

宇都宮大学農学部履修規程 <http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-291.pdf>

資料5－2－①－6 各学部等の授業形態・学修指導方法の事例（出典：各学部履修案内）

基盤教育	基盤教育科目は、初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目で構成されている。たとえば、リテラシー科目は、現代の学生に求められる知識及び技能を修得するための授業科目である。英語に関する授業科目においては英語能力に応じたクラス分けを行い、より英語力を高めやすい環境を設定し、授業を展開している。
------	---

国際学部	国際学部の専門教育科目は、基礎科目、専門外国語科目、情報科目から構成される学部基礎科目と学科基礎科目、及び選択科目で構成している。授業形態は講義形式のほか、国際キャリア関係科目として合宿形式での開講、また、企業、NPO等の国内外の事業所でのインターンシップを授業として実施している。
------	---

【分析結果とその根拠理由】

大学・学部の教育目的や各授業の特性に応じ、基盤教育科目及び各学部の専門教育科目の授業において適切な授業形態を採用しており、講義、演習、実験、実習などをバランスよく組み合わせて構成している。

また、学修指導方法の工夫については、少人数教育やフィールドワーク、合宿訓練、学外施設での実習など、学生の修学意欲を刺激する工夫した授業形態も採用している。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点5－2－②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学設置基準第21条に則り、単位の授与に関する規程を宇都宮大学学則第19条、第20条、第20条の2に定め、学生の卒業の要件として修得すべき単位数を示している（資料5－2－②－1）。履修単位数については、各学部の履修規程において基本的に1学期24単位の上限を定めているが、平成26年度より1年次生に限り上限を30単位としている。ただし、成績優秀な学生については条件を緩和している（資料5－2－②－2）。

学生指導体制については、責任を明確にするために、全学部がそれぞれの学年に指導教員を定め、指導教員を通じて学修指導が行われている。成績表は指導教員を通じて学生に手渡され、必要に応じて学修に対する助言が与えられている。教育学部においては、総合人間形成課程における複数指導教員体制（学年指導及び領域指導）をモデルに学校教育教員養成課程での学生指導体制改革を図り、より重層的な指導体制への改善に取り組んでいく。また、1年次生の合宿研修が、専修や学科・講座単位で行われ、学修に関する指導が行われている。

履修の概要や方法については、学生に配付する履修案内に掲載するとともに、入学後のガイダンスにおいて学生に周知している。

学生の主体的・自律的な学びを促すための工夫としては、全学的に学修ポートフォリオを導入し、指導教員によるきめ細かな指導を行っている（別添資料5－2－②－1）。さらに、複数の学部においては成績表をもとに学生が個々にレーダーチャートを作成し、自己の学修目標の総合的到達度を視覚的に確認するとともに、次年度の履修計画策定のための参考としている（別添資料5－2－②－2）。

また、授業方法にも工夫している。授業には多様な形態や学修指導方法を取り入れ（前掲観点5－2－①参照）、シラバスに記載している「到達目標」は、学生が学修する際の「行動目標」を記述し、「授業計画」等と併せて、「どのように学修して能力を身につけるか」を学生が確認できるような内容で記述することとしており、事前に授業についての指示や参考書の紹介が行われている（別添資料5－2－②－3）。教育学部は、単位制について履修案内で説明し、学生に主体的な学修を勧めている（資料5－2－②－3）。

なお、工学部・農学部のJABEE認定プログラムにおいては、授業資料・試験問題・解答例などの保存を義務付け、教員相互の閲覧が可能な状態にしており、成績評価の厳格性・客觀性を保証する措置が講じられている。

さらに、卒業論文の質を保証するための措置として、一部の学科では、卒論指導の研究室ゼミの実施記録を保

存するとともに、学科全体での中間発表会と最終発表会を開催し、それにおいて項目別審査表を用いた複数教員による評価を実施している（別添資料 5－2－②－4）。

資料 5－2－②－1 宇都宮大学学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

（単位の基準）

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の授業時間数を基準とする。

- 一 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方針の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定による各授業科目毎の授業時間数は、各学部教授会又は基盤教育運営会議（以下「学部教授会等」という。）の議を経て、学長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位数については、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

（単位の授与）

第20条 授業科目を履修した者に対しては、考查の上、合格した者に単位を与えるものとする。

- 2 考査は、平素の出席状況、履修状況、学習報告及び試験等によって行う。

（履修科目の登録の上限）

第20条の2 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、登録することができる単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

資料 5－2－②－2 学部の履修登録制限の例

国際学部履修規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-220.pdf>)

（履修科目の登録の上限）

第7条の2 一学期に履修授業科目として登録することができる単位数の上限は、1年次生にあっては30単位とし、2年次生、3年次生及び4年次生にあっては24単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2年次生、3年次生及び4年次生のうち、直前の学期に優れた成績を修めた学生又は教授会が必要と認めた学生にあっては、上限を超えてその期の履修授業科目の登録を認めることができる。

資料 5－2－②－3 教育学部の単位制についての説明（出典：宇都宮大学教育学部履修案内 p. 91）

（3）単位制について

大学における学修の大きな枠組みは決まっていても、その枠内でどの授業科目を選択するかについては、大幅な自由が与えられています。履修計画は自分で立案し、それによって学修を展開していくことになります。これは、学修における学生個々の主体性が尊重されていることを意味し、それだけ自分の学修に自分が責任をもたなければならぬということです。

大学の単位は高等学校の単位と本質的な相違があり、予習・復習の時間を含め 45 時間の学修をもって 1 単位として認定されることになっています。講義・演習・実験又は実技により、単位数と授業時間数が異なっているのは、教室の学修だけをもってその授業科目が完全に履修されたものと考えず、それぞれ授業時間外での主体的な学修が前提となっているためです。

別添資料 5-2-②-1 : 学修ポートフォリオ

別添資料 5-2-②-2 : レーダーチャート

別添資料 5-2-②-3 : シラバス紹介国際学部「国際関係論」

別添資料 5-2-②-4 : 「卒業論文」履修ガイドンス

【分析結果とその根拠理由】

単位を実質化するために、学則によって履修登録の制限を行い、各学部で実施されている。また、指導教員が学年ごとに定められており、教育学部においては、複数指導教員体制による重層的な学修指導を行っている。

学生の主体的・自律的な学びを促すための工夫としては、全学的に学修ポートフォリオを導入しているとともに、複数の学部においては成績表をもとに学生が個々にレーダーチャートを作成し、自己の学修目標の総合的到達度を視覚的に確認し、次年度の履修計画策定のための参考としている。

また、工学部・農学部の JABEE 認定プログラムにおいては、授業資料・試験問題・解答例などの保存を義務付け、教員相互の閲覧が可能な状態にしており、成績評価の厳格性・客觀性を保証する措置が講じられている。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学は、シラバスをウェブ上で登録できる環境を整え、その記載に従って授業を実施している（資料 5-2-③-1～2）。

シラバスは、全学統一の様式で作成しており、授業名、開講時期、曜日・時限、単位、担当教員名、連絡先、オフィスアワーといった基礎的情報が掲載されている。学修内容については、授業の内容、授業の到達目標、学修・教育目標との関連、前提とする知識、授業の具体的な進め方、授業計画、教科書・参考書・教材等、学修上の助言を記載し、自主学修を促す内容となっている。成績評価に関しても、その方法と基準を明記している。

このシラバスは本学ウェブサイトから検索可能で、学生が学外からみることも可能であり、学外へも公開している。

資料 5-2-③-1 宇都宮大学シラバス <http://uupt.cc.utsunomiya-u.ac.jp/syllabus/index.jxp>

資料 5-2-③-2 シラバス事例 <http://uupt.cc.utsunomiya-u.ac.jp/syllabus/2015/A000276.html>

【分析結果とその根拠理由】

全ての学部、基盤教育において、ウェブによるシラバスを作成し、大学ウェブサイトで公開している。その使用方法は入学時のガイダンスや教務担当部署等で説明している。

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5－2－④：基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

新入生への配慮として、基盤教育センターでは、入学前に新1年生を対象に TOEIC IP テストを実施し、習熟度別にクラス編成をすることにより効果的な授業を行っている（別添資料5－2－④－1）。

また、各学部では、推薦入学合格者等を対象に未履修科目の補完授業や教科復習型補習授業などのリメディアル教育を実施している（資料5－2－④－1）。

一方、大学での学修活動に必要なスキル（講義の聴き方やノートの取り方、図書館やインターネットを使った調査方法、学術的な文章の読み方、ディスカッションやプレゼンテーションの技法、レポートの書き方等）を教授するため、必修科目である初期導入科目（「新入生セミナー」）は、「初期導入科目」指針に従い、学部・学科等ごとにシラバスを作成し実施している（別添資料5－2－④－2）。

在学生への配慮では、基礎学力の不足する学生には、指導教員が前学期の成績表を渡す際に個別指導を行っているほか、全学的にオフィスアワー制を整備してシラバスに明記し、個々の授業科目に関する質問・相談に応じている。個々の授業科目の参考書等も、シラバスに紹介している（前掲資料5－2－③－1）。

また、工学部では、留年生を増やさないため、草の根的な学生個別対応の「寺子屋」を、教育改革・改善を支援する経費を活用して実施している（別添資料5－2－④－3）。

資料5－2－④－1 リメディアル教育の現状

国際学部	<p>推薦入学試験合格者に対し、読書レポートと英語学修（復習及び総合的なコミュニケーション能力を高めるために留意点を提示）を課している。</p> <p>新入生セミナーにおいて共通シラバスを作成・実施し、リメディアル教育としての質の保証を図っている。</p>
教育学部	<p>推薦入学者に対する入学前学修支援については、総合人間形成課程において導入していた教育学部 e-Learning システムの活用を継続しつつ、1年次指導教員を中心に実施方法の改善を行い、入学後の学びとのより円滑な接続を図った。とりわけ平成 25 年度（平成 26 年度入学者向け）においては、入学後の指導体制を見据えた課題内容の改善や、SNS との連携を図るなどの取組を行い、平成 26 年度（平成 27 年度入学者向け）においては、在学生をチューターとして、e-Learning 上あるいは課程行事等において対面で対応させるなど、学びの基礎となる人的環境への順応を早い段階で促進する工夫に取り組んでいる。</p> <p>各専攻の「中学校教科に係る科目」においては、高校までの学修内容の再確認を行うなど、リメディアル教育を意識した授業を展開している。例えば、数学教育専攻における「代数学概論」「幾何学概論」、理科教育専攻における「基礎の物理学」「基礎の化学」など。</p>
工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度後期に大学院生 6 名を TA とし学修相談室を設けた。 ・工学部内におけるリメディアル教育の実態について調査を行い、実施体制について検討した結果、以下 3 点の提言を行った。①各講義において必要に応じ補習を行う、②高校の指導要領の変更を周知する、③専門基礎教育と専門教育との連携を確認する。教務委員会では、これらの取組の状況を常時見直す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・工学部内のリメディアル教育の実施状況一覧を整理し、高校生、在学生に公開することを検討している。 ・平成 25 年度から「工学部リメディアル教育に関する意見交換会」の実施を開始した。
農学部	<p>推薦入学での合格者に対して、生物資源科学科では国語、英語、化学の 3 科目、農業環境工学科では数学、物理の 2 科目、農業経済学科では英語 1 科目の課題を課し、森林科学科では数学、生物、化学、英語の 4 科目について学修指導を行っている。</p> <p>農業環境工学科開講の応用数学（1 年・後期）では、入学直後に実施する試験により補習対象者を定め、前期に補習授業を実施している。また、同学科開講の基礎物理学（1 年・前期）では、希望者を対象に補習授業を実施している。</p>

別添資料 5－2－④－1：入学手続きに関する手引き（抜粋：p. 14）

別添資料 5－2－④－2：初期導入科目（新入生セミナー）シラバスの例

別添資料 5－2－④－3：平成 26 年度教育プログラム支援経費実施報告書

【分析結果とその根拠理由】

基盤教育センター及び各学部において、学生の基礎学力不足の状況把握に努めており、基礎学力不足の学生や成績不振学生への配慮等は、外国語科目の習熟度別クラス編成、推薦入学合格者等を対象に未履修科目の補完授業や教科復習型補習授業などのリメディアル教育、指導教員による指導、オフィスアワーの活用、専門教育の補習授業等、それぞれの状況に応じて組織的に行われている。

以上のことから、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われていると判断する。

観点 5－2－⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

(該当無し)

【分析結果とその根拠理由】

(該当無し)

観点 5－2－⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

(該当無し)

【分析結果とその根拠理由】

(該当無し)

観点 5－3－①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の学位授与については、学則第39条及び学位規程第3条に定められている（資料5－3－①－1、資料5－3－①－2）。

これらを踏まえ、本学学士課程の学位授与方針を各学部及び各学科・課程ごとに定め、冊子「宇都宮大学の学士課程教育2015－学生の皆さんへの約束－」を作成し、学生に配付しているとともに大学ウェブサイトでの公開や、各学部等の保護者説明会での配付・説明などに活用している（資料5－3－①－3）。

資料5－3－①－1 宇都宮大学学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

(卒業)

第38条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。ただし、本学に3年以上在学した者が、124単位以上を優秀な成績で修得したと認める場合には、3年以上の在学でその卒業を認めることができる。

2 卒業の認定は、各学部の定める基準に合格した者について行う。

(学位の授与)

第39条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

資料5－3－①－2 宇都宮大学学位規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-030.pdf>)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、宇都宮大学学則（以下「学則」という。）第39条の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

資料5－3－①－3 宇都宮大学の学士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束－（p. 15～44）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/syllabus/bachelor.php#shushi2015>

【分析結果とその根拠理由】

学士課程における学位授与に関しては、宇都宮大学学則に定めている。これを踏まえ、各学部又は学科・課程ごとに学位授与方針を定め、冊子「宇都宮大学の学士課程教育2015－学生の皆さんへの約束」を配付し、周知するとともに、大学ウェブサイトで公開している。

以上のことから、学士課程の学位授与方針が明確に定められていると判断する。

観点 5－3－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価の基準等については、学則第20条の3及び各学部の履修規程、宇都宮大学におけるGPT・GPA制度の取扱いに関する要項により定めている（資料5－3－②－1～3）。

また、成績評価に関する説明事項についても、履修案内に掲載して新入生に配付し、各学部のガイダンスで周知している（別添資料5－3－②－1）。

授業担当者は、シラバスに成績評価について授業の到達目標に関連した形で掲載し、課題の達成度、授業への出席状況、試験結果等、多面的な方法で行うことを学生に周知している（前掲資料5－2－③－1）。

また、観点5－2－②で記載したとおり、工学部・農学部のJABEE認定プログラムにおいては、授業資料・試験問題・解答例などの保存を義務付け、教員相互の閲覧が可能な状態にしており、成績評価の厳格性・客觀性を保証する措置が講じられている。

資料5－3－②－1 宇都宮大学学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

(成績の評価)

第20条の3 履修した授業科目成績の評価は、秀、優、良、可、不可の評語をもって行い、可以上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合、不合の評語をもって行い、合を合格とすることができる。

資料5－3－②－2 宇都宮大学各学部履修規程（国際学部の例）※全学部同一内容である。

学部等	規程等	判定と評価
国際学部	国際学部履修規程 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-220.pdf	(履修授業科目の修了の認定及び評価) 第8条 履修授業科目の修了は、平素の出席状況、履修状況、学習報告及び試験等により授業科目担当教員が認定する。 2 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の評語をもって行い、可以上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合、不合の評語をもって行い、合を合格とすることができる。

教育学部履修規程 <http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-479.pdf>

工学部履修規程 <http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-260.pdf>

農学部履修規程 <http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-290.pdf>

資料5－3－②－3 宇都宮大学におけるGPT・GPA制度の取扱いに関する要項

(<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-515.pdf>)

(設置)

第1条 この要項は、宇都宮大学（以下「本学」という。）における履修科目の成績の数値合計 Grade Point Total（以下「GPT」という。）及び数値平均 Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出する制度に關し、必要な事項を定める。

(成績の評価とGP)

第2条 本学学則第20条の3に定める成績の評価（以下「評価」という。）に与えられる数値 Grade Point（以下「GP」という。）及び評価基準は、次表のとおりとする。

成績の評価	GP	評価基準
秀	4	特に優れた成績
優	3	優れた成績
良	2	良好な成績
可	1	合格と認められる最低の成績
不可	0	合格と認められない成績

- 2 同一科目を再度履修した場合は、再度履修した評価に置き換わるものとする。
- 3 学生が履修登録し、当該履修期間内では基準を完全に達成するに至らず、評価が与えられなかつた場合を履修不完全といい、採点票等諸票の記載は「履不」と略す。
- 4 履修不完全となった科目は、次学期以降に再度の履修登録をしなくとも、条件を満たせば評価が与えられるものとし、評価が与えられるまでのGPは0とする。
- 5 履修不完全となった科目に評価が与えられた場合は、履修を登録した学期に該当する単位を修得したものとする。ただし、卒業までに評価が与えられなかつた場合の評価は不可とする。

(GPT及びGPAの種類と算出方法)

第3条 GP対象科目は、前条第1項の表によりGPが与えられる科目及び履修不完全となった科目とする。

- 2 基盤教育科目、専門教育科目及び全科目それについて、当該学期、当該年度及び通算のGPT及びGPAの算出式は次のとおりとし、GPAで算出された数値の小数第3位以下は切り捨てるものとする。

学期GPT= [その学期に履修した個々のGP対象科目で得たGP×その科目の単位数] の合計

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{学期GPT}}{\text{その学期に履修したGP対象科目の総単位数}}$$

年度GPT= [その年度に履修した個々のGP対象科目で得たGP×その科目の単位数] の合計

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{年度GPT}}{\text{その年度に履修したGP対象科目の総単位数}}$$

通算GPT= [それまでの学期に履修した個々のGP対象科目で得たGP×その科目の単位数] の合計

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{通算GPT}}{\text{それまでの学期に履修したGP対象科目の総単位数}}$$

- 3 本学入学前に他大学等において修得し、本学の修得単位として認定された科目で、第2条第1項の表に基づいて評価された科目については、前項の通算GPT及び通算GPAの算出式の履修したGP対象科目に含める

ものとする。

別添資料 5－3－②－1 農学部履修案内 (p. 13、107)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の基準は、宇都宮大学学則及び各学部履修規程にその基準を定めている。その他 GPT・GPA 制度の取扱いに関する要項を定め、個別成績表に記載され、教員の学生への学修計画作成、学修指導に役立てている。また、各学部の履修案内に成績評価及び GPT・GPA 制度の説明を掲載するとともに、各授業担当教員はシラバスに成績評価について示しウェブで公開している。

工学部・農学部の JABEE 認定プログラムにおいては、授業資料・試験問題・解答例などの保存を義務付け、教員相互の閲覧が可能な状態にしており、成績評価の厳格性・客觀性を保証する措置が講じられている。

以上により、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5－3－③： 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

授業担当教員は、授業中の活動状況（発表、討議）、レポート、小テスト、中間・期末試験など、できるだけ複数の方法を組み合わせて評価することをシラバスに記載し学生に周知しているほか、観点 5－2－②で記載したとおり、工学部・農学部の JABEE 認定プログラムにおいては、授業資料・試験問題・解答例などの保存を義務付け、教員相互の閲覧が可能な状態にしており、成績評価の客觀性・厳格性を保証している。また、基盤教育及び専門教育の全ての科目について、教務委員会を通じて半期ごとに集計した科目別の成績評価分布データを基盤教育センター及び各学部に送付し、点検・分析を行い客觀性の確保に努めている（別添資料 5－3－③－1）。

基盤教育センターでは、成績評価分布データに基づき、①付けられた成績の総数に着目した分析、②科目群別の GPA 平均値、③単独のクラス内における成績評価のばらつきに関する分析を行い（別添資料 5－3－③－2）、分析結果を基盤教育企画委員会に報告するとともに、「秀」の比率（成績評価の厳格性の一つとして、90 点以上を「秀」とし、10%程度としている（前掲別添資料 5－3－②－1）。）が高い科目については、委員長が部会長を通して個別対応を行っている。

また、成績評価に関する学生からの問い合わせや異議申し立てには、学生相談室が対応している。学生相談室には「学生なんでも相談窓口」が設けられており、相談があった場合には、その成績評価を行った教員の所属する学部の相談員が紹介され、修学支援課等と連携を取りながら学生の疑問等に応えている（別添資料 5－3－③－3）。

別添資料 5－3－③－1 教育学部開講科目の成績評価分布状況

別添資料 5－3－③－2 基盤教育科目の成績評価分布状況

別添資料 5－3－③－3 平成 27 年度学生生活案内（抜粋 p. 24）「学生相談」

【分析結果とその根拠理由】

成績評価については、授業担当教員が「授業の到達目標」、「成績評価」等を設定し、これをシラバスに明示しているほか、工学部・農学部の JABEE 認定プログラムにおいては、授業資料・試験問題・解答例などの保存を義務付け、教員相互の閲覧が可能な状態にしており、成績評価の客觀性・厳格性を保証する措置が講じられている。

さらに成績評価については、「秀」の評価を当該授業科目の 10%以内とすることや各科目別成績評価分布データによる分析・検討を行い、成績評価の厳格化・透明化を図っている。

学生からの異議申し立てについては、学生相談室等が窓口となり、修学支援課等を通して担当教員に伝えられ対処している。

以上より、成績評価の客觀性、厳格性を担保する組織的な措置が講じられていると判断する。

観点 5－3－④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学士課程における卒業認定基準は、宇都宮大学学則第 18 条及び第 38 条に基づく各学部の履修規程により定められている（資料 5－3－④－1～2）。これらについては、学生生活案内や履修案内において学生に周知とともに、入学時のガイダンス等でも説明している。また、修学支援課において隨時学生の質問等に対応している。卒業認定については、各学部履修規程に定める授業科目を履修した者について、各教授会で判定が行われる。

さらに、一部の JABEE 認定プログラムでは、学修・教育目標の総合的到達度を確認するため、卒業総合試験を実施している（別添資料 5－3－④－1）。

資料 5－3－④－1 宇都宮大学学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf>)

（修業年限）

第18条 修業年限は、4 年とする。

2 本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の 教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより修得した単位数その他を勘案して、相当期間を修業年限の 2 分の 1 の範囲内で修業年限に通算することができる。

（略）

（卒業）

第38条 卒業の要件は、大学に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得しなければならない。ただし、本学に 3 年以上在学した者が、124 単位以上を優秀な成績で修得したと認める場合には、3 年以上の在学でその卒業を認めることができる。

2 卒業の認定は、各学部の定める基準に合格した者について行う。

資料 5－3－④－2 各学部履修規程

国際学部	国際学部履修規程 (http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-220.pdf) (授業科目、単位数、授業方法及び履修方法等) 第3条 基盤教育科目に係る授業科目、単位数及び履修方法等については、宇都宮大学基盤教育科目履修規程の定めるところによる。 第4条 本学部における専門教育科目の授業科目、単位数、授業方法、1 単位の授業時間数及び履修方法については、別表 2 のとおりとする。 2 専門教育科目は、必修科目と選択科目を合わせて 90 単位以上を修得しなければならない。
------	--

	<p>(卒業単位)</p> <p>第5条 卒業単位は、第3条及び前条第2項の単位を合わせて125単位以上とする。</p>
教育学部	<p>教育学部履修規程 (http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-479.pdf) (授業科目、単位数、授業方法及び履修方法等)</p> <p>第3条 基盤教育科目（初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。以下同じ。）に係る授業科目、単位数、授業方法及び履修方法等については、宇都宮大学基盤教育科目履修規程の定めるところによる。</p> <p>第4条 本学部における専門教育科目に係る授業科目、単位数、授業方法、1単位の授業時間数及び履修方法については、別表1～4のとおりとする。</p> <p>2 専門教育科目は、学校教育教員養成課程は91単位以上、総合人間形成課程は90単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(卒業単位)</p> <p>第5条 卒業単位は、基盤教育科目、専門教育科目及びを合わせて、学校教育教員養成課程は126単位以上、総合人間形成課程は125単位以上とする。</p>
工学部	<p>工学部履修規程 (http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-260.pdf) (授業科目、単位数、授業方法及び履修方法等)</p> <p>第4条 基盤教育科目に係る授業科目、単位数及び履修方法等については、宇都宮大学基盤教育科目履修規程の定めるところによる。</p> <p>2 互換授業科目的修得単位を基盤教育科目的選択科目的単位に含めることができる。</p> <p>第5条 本学部における専門教育科目に係る授業科目、単位数、授業方法、1単位の授業時間数及び履修方法については、別表1のとおりとする。</p> <p>2 専門教育科目は、必修科目と選択科目を合わせて90単位以上を修得しなければならない。</p> <p>3 教育職員免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び教科に関する科目を履修しなければならない。</p> <p>(卒業単位)</p> <p>第6条 卒業単位は、第4条並びに前条第2項及び第3項の単位を合わせて125単位以上とする。</p>
農学部	<p>農学部履修規程 (http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-290.pdf) (授業科目、単位数、授業方法及び履修方法等)</p> <p>第3条 基盤教育科目に係る授業科目、単位数及び履修方法等については、宇都宮大学基盤教育科目履修規程の定めるところによる。</p> <p>第4条 本学部における専門教育科目に係る授業科目、単位数、授業方法、1単位の授業時間数及び履修方法については、別表2のとおりとする。</p> <p>2 専門教育科目は、必修科目と選択科目を合わせて92単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(卒業単位)</p> <p>第5条 卒業単位は、第3条及び前条第2項の単位を合わせて127単位以上とする。</p>

別添資料5－3－④－1：平成26年度「卒業総合試験」の実施について

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準は、学則の定めに基づき各学部が教育目的に沿って履修規程を定めて、履修案内等で学生に周知するとともに、入学時のガイダンス等で説明している。また、疑問のある場合は、修学支援課等で学生に対応している。なお、卒業認定は、各学部教授会で、履修規程に従って各学生の修得科目数を確認して、判定を行っている。

以上のことから、卒業認定は、卒業認定基準に従って適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5－4－①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

大学院課程では、各研究科及び専攻ごとに教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、冊子「宇都宮大学の修士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束」（資料5－4－①－1）を作成し学生に配付するとともに、研究科案内（別添資料5－4－①－1）や大学ウェブサイト（資料5－4－①－2）に掲載している。

資料5－4－①－1 「宇都宮大学の修士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束」(p. 3～35)

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/syllabus/bachelor.php#shushi2015>

資料5－4－①－2 教育課程の編成・実施の方針（国際学研究科博士後期課程）

国際学研究科ウェブサイト (http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/fis/curriculum2/index.html)	<p>1. 複数教員の指導体制による学際的教育研究 3つの観点の関連分野から合計3名の指導教員が担当。 (「国際学基盤研究」「国際学リサーチ演習」「国際学臨地研究」)</p> <p>2. インターンシップやフィールドワークによる多元的情報収集と調査・分析 国際機関、行政機関、NGO等と協同したインターンシップ、フィールドワーク。 理論と実践に基づく多元的情報収集能力と調査・分析能力の育成。 (「国際学基盤研究」「国際学リサーチ演習」「国際学臨地研究」)</p> <p>3. 教員・院生が協同するジョイント型セミナー研究環境 教員・院生間での学際的討論と両者の協同による多文化研究環境の形成。 (「国際学基礎演習」)</p> <p>4. 社会人に配慮した柔軟な教育方法 夜間、土曜日、日曜日の開講。テレビ電話会議システムによる参加。 実務経験をまとめたワーキング・ペーパーをもって「国際学臨地研究」の単位を認定。</p> <p>5. 博士論文を3年間で完成させる研究プロセス管理 3年間一貫の研究プロセス管理による博士論文の指導。 学位論文計画書、第一次発表、第二次発表、予備論文、博士論文。学会誌掲載論文（審査付）による質の保証。 (「特別研究I」「特別研究II」「特別研究III」)</p>
---	--

別添資料5－4－①－1 宇都宮大学大学院工学研究科案内（平成27年度博士後期課程）(p. 2～4)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科及び専攻ごとに教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、冊子「宇都宮大学の修士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束」を作成し学生に配付するとともに、研究科案内や大学ウェブサイトに掲載している。

以上のことから、教育課程編成・実施の方針が明確に定められていると判断する。

観点 5－4－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院課程では、宇都宮大学大学院学則（資料 5－4－②－1）及び各研究科の教育課程編成・実施の方針に基づき、それぞれの学問分野の特徴を踏まえ、教育目標を達成するために必要な授業科目の開設及び研究指導の計画を策定し教育課程を体系的に編成している。

教育課程については、各研究科細則に授業科目・単位及び履修方法を定め（別添資料 5－4－②－1）、各研究科の大学院学生便覧においても明示している。

また、各研究科において体系化された教育課程とその到達目標を示したカリキュラム・ツリーを作成し、学生に周知している（前掲資料 5－4－①－1）。

資料 5－4－②－1 国立大学法人宇都宮大学大学院学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

第 5 章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第 6 条の 4 各研究科（教職大学院の課程を除く。以下この章において同じ。）は、研究科細則で定めた教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

別添資料 5－4－②－1：各研究科細則別表（授業科目・単位数・履修方法）

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づいて、それぞれ授与する学位や専門分野の特徴を踏まえ、教育目標達成に必要と考えられる授業科目や研究指導によって体系的に編成されており、それらが学生の目にも触れるかたちで公開されている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点 5－4－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

宇都宮大学大学院学則に基づき、各研究科において、長期履修学生制度、他の研究科又は学部の授業科目の履修、他の大学院における授業科目の履修（休学中を含む）、他の大学院等における研究指導、入学前の既修得単位の認定、社会人等に配慮した時間帯での授業の開講そして、秋季入学への配慮が行われている（資料 5－4－③－1）。

社会からの要請等への対応としては、教育学研究科に専門職学位課程(教職大学院)を設置するとともに、既存の修士課程を見直し、新たな専攻を設置している(前掲別添資料2-1-③-1)。加えて、工学研究科博士前期課程に先端光工学専攻を設置するとともに、既存の専攻の拡充と強化を行っている(前掲別添資料2-1-③-2)。

また、グローバル化に配慮した外国語で行われる授業については、シラバスを外国語で表記しているほか、留学生に配慮した外国語による教育課程の修了を可能とするコースを設置している(別添資料5-4-③-1)。

さらに、学部の副専攻(“Learning+1”)として平成25年度から開始した「グローバル人材育成プログラム」の大学院版として、英語による授業のみで構成される副専攻(“Advanced Learning+1”)「グローバルリーダー育成プログラム」を開発し、平成26年度から開講している。このプログラムにより、国際化の進展に伴う産業界や地域社会等のニーズに対応し、高度な専門性と創造性に加えて大学院レベルでの英語運用力など実践力を身に付ける教育を行っている(別添資料5-4-③-2)。

資料5-4-③-1 宇都宮大学大学院学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

(長期履修学生)

第6条の3 本学大学院において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する者には、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

(略)

(他の研究科又は学部の授業科目の履修)

第8条の3 教育上有益と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議を経て、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第8条の4 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)又は外国の大学の大学院(以下「外国の大学院」という。)の授業科目を履修(休学期間中を含む。)させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議を経て、前条第1項の規定により修得した単位数と合わせて10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

(略)

(他の大学院等における研究指導)

第8条の5 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程にあっては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の実施に関しては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条の6 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)、を当該研究科委員会の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

3 前2項については、別に定める。

(教育方法の特例)

第8条の7 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(略)

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、研究科において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

別添資料5－4－③－1 外国語による教育課程の修了が可能なコース（農学研究科学生便覧 p.8）

別添資料5－4－③－2 Advanced Learning + 1 の履修について

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では学生の科目履修について、他大学・他研究科科目の履修や入学前既修得単位の認定、休学中の他の大学等で修得した単位の認定を認めている。社会人学生に対する配慮としては、長期履修学生制度の運用や教育方法の特例を適用した授業時間帯を設定した授業を行っている。

社会からの要請等への対応としては、教育学研究科に専門職学位課程(教職大学院)の設置及び工学研究科博士前期課程に先端光工学専攻を設置するとともに、既存の両研究科の改組を行っている。

また、農学研究科では留学生に対して英語のみにより修了できる教育課程も編成されている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点5－5－①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

各研究科はその教育目的に応じて、講義、講義・演習、演習、実験、実習といった授業形態を適切に組み合せてバランスをとって指導を行っている。また、授業の個別の目的や内容により、その教授方法をフィールドワーク、対話・討論形態授業など学修指導方法の工夫を行っている（資料5－5－①－1～2）。

資料5－5－①－1 平成26年度大学院課程における授業形態別科目数の状況（学務部調べ）

研究科名	講義	講義・演習	演習	実験	実習
国際学研究科（博士前期課程）	62	61	0	0	34
国際学研究科（博士後期課程）	38	85	22	0	20
教育学研究科修士課程	170	2	115	2	6
工学研究科（博士前期課程）	231	10	29	28	20

工学研究科（博士後期課程）	89	5	0	1	0
農学研究科（修士課程）	136	87	31	75	0

資料 5－5－①－2 各研究科による学修指導方法の特色・工夫等

<国際学研究科>

前期課程・後期課程では、夜間・休日やオンライン会議システムによる授業開講を実施するほか、長期履修学生制度を導入し、積極的に社会人を受け入れている。また、前期課程・後期課程では、海外の現場において実践的な研究を行う「国際学臨地研究」(120 時間)を開講し、異文化理解能力、調査分析能力、課題解決能力を向上させている。

前期課程では、教育体系の見える化を図るため、カリキュラム・ポリシーとして学修・教育目標の達成方針を示し、カリキュラム・ツリーとして授業科目の体系を明示的に説明している。また、様々な学問分野の教員が、統一した現代的課題に対しそれぞれの専門的観点から講義する「国際学総合研究」を開講し、学際的、総合的に問題を分析する能力を育成している。

後期課程では、幅広い視野から専門的研究力を高めることを目的とし、異なる分野から 1 名ずつ選ばれた 3 名の教員による複数指導体制をとるとともに、3 年一貫の研究プロセス管理を導入し、計画書の提出から一次・二次発表、予備論文の作成及び学会誌掲載論文（審査付）も含めた質保証をそれぞれ担保している。

国際学研究科では、これら施策によりさまざまな課題を理論的・実証的に解明する能力（調査分析能力・課題解決能力）を備えた人材を育成している。

さらに国際学研究科は、APSIA(The Association of Professional Schools of International Affairs:国際問題大学院連合)に準加盟しており、教育研究水準の高さは国際的に認められているところである。

<教育学研究科修士課程・専門職学位課程>

修士課程の教科教育コースでは、隣接領域の学際的知識や自律的問題解決能力を育成していくため、コース専門科目における教科横断型のコースワークにおいて他分野との有機的な連携による幅広い視野の育成や従来の枠にとらわれない教材開発などを行う。その過程ではコース内の全教員が専門分野に関わらず協働し、学生の体系的な履修を支援している。また、全コース的に、学生の専門分野・領域における知識を活用した教育実践の成果を整理・とりまとめの過程においても複数の教員が関わり、修士論文や課題報告書の作成を支援している。具体的には、学生個々の研究・教育実践課題上の必要性や希望に応じて、主論文指導教員、所属コース内の他教科・他領域の教員、他コースの教員、といった複数種の教員による指導体制をとっている。

専門職学位課程では、「学校改革力」、「授業力」、「個への対応力」を育成する。三つの力を備えた総合的な教育力を養うために、現職院生と学卒院生が同じコースで学び、異世代の交流を行う。現職院生は、三つの力のうち、特に強みとなる分野を獲得するために、各自の課題に応じた分野を中心とした履修をしている。学卒院生は、広い視野に立って教育活動を俯瞰し、同僚と協働しながら学校改革や授業改善を牽引できる教員となるように、三つの力を総合的に履修している。

<工学研究科>

工学研究科博士前期課程には、工学部の 5 学科を基礎とした 5 つの専攻（機械知能工学専攻、電気電子システム工学専攻、物質環境化学専攻、地球環境デザイン学専攻、情報システム科学専攻）と学際領域の先端的研

究を推進する技術者を養成する 1 専攻（学際先端システム学専攻）の合計 6 専攻が設置されている。地球環境デザイン学専攻には、建築環境デザイン学コース、社会基盤デザイン学コースが、学際先端システム学専攻には、オプティクスコース、IT スペシャリストコース、融合領域システムコースがある。これら各専攻・コースにおいて、座学とともに、修士論文に向けた研究室教育を中心とした実験・実習にも重点を置き、工学領域の各分野における世界最先端レベルでの高い専門的知識、技術の修得が可能となっている。また、オプティクスコースは、平成 19 年 4 月にキヤノン株式会社との連携により新たに設置された本学の全学センターである宇都宮大学オプティクス教育研究センターと協力し、オプティクス分野の高度人材育成を目指している。IT スペシャリストコースでは、大学院連携（茨城大学、宇都宮大学）による高度情報通信人材（IT スペシャリスト）を育成するための教育プログラムを実施している。また、融合領域システムコースは、多分野融合の高度研究に対応できる人材の育成を目指している。さらに、平成 22 年度より経営工学コースを全専攻横断的に実施している。なお、博士前期課程は平成 27 年度に、産業界が求める実践的光工学を習得した人材を養成するため、先端光工学専攻を設置するとともに、学際先端システム学専攻を廃止して学際領域副プログラムとして継承させ、さらに他の 5 専攻の定員を拡充するなど、時代や社会のニーズに対応するための改組を行っている（前掲別添資料 2-1-③-2）。また、改組・拡充後の各専攻や副プログラムにおいても、これまでの教育理念が継承されている。

工学研究科博士後期課程においては、工学分野における各先端的専門分野の修得をめざして、循環生産工学コース、機能創成学コース、知能情報学コース、および学際先端システム学コースの 4 つのコースを設置している。全てのコースにおいて、社会のさまざまな要請に応え、新たな課題の定立とその解決能力を高めるべく、「逆 T 字型」教育を推進している。すなわち、基幹的専門分野について幅広く学ぶために、専門領域以外の分野を中心とした副専門研修または双方向インターンシップを選択必修科目（2 科目 6 単位）として設けており、加えて専門科目 2 科目（4 単位）の修得を課している。さらに、主任指導教員 1 名と副指導教員 2 名による 3 年間の一貫した指導による博士論文の作成と学協会誌への投稿・掲載を通して、高度専門知識と技術の総合化を図っている。

平成 23 年度よりフィンランド共和国東フィンランド大学自然及び森林科学部・研究科と、また、平成 24 年度よりアイルランド共和国アイルランド国立大学ダブリン校理学研究科と、それぞれ国際交流協定に基づくダブル・ディグリー・プログラムを締結し、本学より 2 名の学生が留学し、1 名は平成 25 年度に博士の学位（ダブル・ディグリー）を取得し、1 名は現在審査中である。

＜農学研究科＞

副指導体制導入により、学生の研究指導を多面的に行っている。多くの専攻では中間発表・最終発表において、他分野の教員も参加し意見をする仕組みをとっている。一部専攻では、独立行政法人や県等の研究者や大学院修了の先輩研究者を中間発表や最終発表に招聘しコメント・アドバイス指導を受ける仕組みを作っている。さらに、中間発表会では副指導教員の面接も組まれ、研究の進行や動向についての個別指導等を行っている。農業環境工学専攻、生物生産科学専攻の応用生物化学講座では、共通の必須科目を設けリサーチワークと同時に専門領域に関する基礎的知識の質向上を図っている。さらに、生物生産科学専攻の 2 講座では、リサーチワークの成果について地元メディアを媒体とし社会に還元するための取組を学生が主体となって企画する特別体験プログラムも行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学研究科の授業は、その教育目的に応じて講義、講義・演習、演習、実験、実習の授業形態を適切に採用し、

また、各研究科ともに授業の目的や内容により学修指導方法を工夫している。

以上のことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点 5－5－②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

大学院学則において、単位修得の認定について定めている（資料 5－5－②－1）。また、単位あたりの時間数を規定化している（資料 5－5－②－2）。

学部のように履修上限単位数について規定化されていないが、全研究科で履修授業科目について指導教員の承認を受けることになっている（資料 5－5－②－3）。

単位の実質化への配慮として、授業方法も工夫している。研究分野や授業の特性に応じ、多様な授業形態や学修指導方法を取り入れている（前掲観点 5－5－①参照）。シラバスに記載している「授業の到達目標」は、学生を主語とした「行動目標」で記述して「成績評価」と併せて、学生自身が到達度を確認できる形をとっている（後掲観点 5－5－③参照）。

また、一部専攻では、従来の「特論」に代えて専攻における共通基礎科目群を配置し、その多くをダブルキャスト方式にすることで、単位の実質化を図っている（別添資料 5－5－②－1）。さらに、特別研究・特別実験の実質化を担保するものとして、研究室ゼミの実施記録の作成と保存に努めている。

資料 5－5－②－1 宇都宮大学大学院学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

(単位修得の認定)

第9条 単位修得の認定は、口述若しくは筆記試験又は研究報告書等によって行う。

資料 5－5－②－2 単位あたり時間数の規程

宇都宮大学大学院学則

(授業科目及び単位)

第7条 各専攻の授業科目及び単位数については、別に研究科細則で定める。

2 各研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準第 15 条により準用する大学設置基準第 21 条第 2 項各号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

宇都宮大学大学院国際学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-230.pdf>)

(単位の基準)

第7条 研究科における単位の基準は、次のとおりとする。

- 一 講義及び演習は、15 時間の授業時間数をもって 1 単位とする。
- 二 実験及び実習は、30 時間の授業時間数をもって 1 単位とする。
- 三 特定の授業科目の演習は、30 時間をもって 1 単位とする。

※以下、他の研究科においても同一の内容である。

宇都宮大学大学院教育学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-310.pdf>)

宇都宮大学大学院工学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-290.pdf>)

宇都宮大学大学院農学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-300.pdf>)

資料 5－5－②－3 各研究科細則

宇都宮大学大学院国際学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/15-230.pdf>)

(履修授業科目の届出)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を指導教員の承認を受け、毎期始業後 2 週間以内に所定の手続きにより申し出て、授業科目担当教員の承認を得るものとする。

※以下、教育学研究科においても同一の内容である。

宇都宮大学大学院教育学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-310.pdf>)

宇都宮大学大学院工学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/17-290.pdf>)

(履修授業科目の届出)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を受け、毎期始業後 2 週間以内に所定の手続きにより申し出て、授業科目担当教員の承認を得るものとする。

※以下、農学研究科においても同一の内容である。

宇都宮大学大学院農学研究科細則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/18-300.pdf>)

別添資料 5－5－②－1：農業環境工学専攻授業科目一覧

【分析結果とその根拠理由】

本学研究科の単位授与に関する規程は、宇都宮大学大学院学則に定めている。単位の実質化については、単位あたりの時間数を規定化し、履修授業科目について指導教員の承認を必要とすることによって、より実質化を推し進めている。また、一部専攻では、専攻における共通基礎科目群を配置し、その多くをダブルキャスト方式にすることで、単位の実質化を図っている。

以上のことから単位の実質化の配慮がなされていると判断する。

観点 5－5－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程においても、ウェブ上でシラバスを登録できる環境を整え、その記載に従って授業を実施している（資料 5－5－③－1）。

シラバスは全学統一の様式で作成しており、授業名、開講時期、曜日・時限、単位、担当教員名、連絡先、オフィスアワーといった基礎的情報が掲載されている。学修内容については、授業の内容、授業の到達目標、学修・

教育目標との関連、前提とする知識、授業の具体的な進め方、授業計画、教科書・参考書・教材等、学修上の助言を記載し、自主学修を促す内容となっている。成績評価に関しても、その方法と基準を明記している（資料 5－5－③－2）。

このシラバスは本学ウェブサイトから検索可能で、学生が学外から見ることも可能であり、学外者へも公開している。

なお、博士後期課程の一部の科目はウェブサイトに掲載していない授業科目もあるため、ウェブシラバス作成・掲載の徹底が求められる。

資料 5－5－③－1 宇都宮大学シラバス <http://uupt.cc.utsunomiya-u.ac.jp/syllabus/index.jxp>

資料 5－5－③－2 シラバス事例 <http://uupt.cc.utsunomiya-u.ac.jp/syllabus/2015/K310027.html>

【分析結果とその根拠理由】

全ての研究科において、ウェブによるシラバスを作成し、大学ウェブサイトで公開している。その使用方法は入学時のガイダンスや教務担当部署等で説明している。

シラバスは統一的様式で作成され、学生の授業選択や学生の自主学修の促進に活用されているものの、博士後期課程の一部では、ウェブシラバスの作成されていない授業科目もあるが、それらは冊子体シラバスでの周知及び学生の研究テーマに応じて個別に指導していることなどにより、学生の教育・研究活動に支障が生じないよう対応している。

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5－5－④：夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学院学則によって、職業を持つ学生に長期履修を認めており、その期間の授業料の総額が、同一年度入学の大学院生と同額となるよう配慮している。また、大学設置基準第 14 条に定める教育方法の特例も大学院学則は定めており、各研究科は学則に則って教育方法の特例を実施している（資料 5－5－④－1～2）。

資料 5－5－④－1 社会人学生等に配慮した時間割等に関する規程

大学院学則 第 6 条の 3	（長期履修学生） 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する者には、学長は、その計画的な履修を認めることができる。
（教育方法の特例） 第 8 条の 7	教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

長期履修学生に関する申合せ	3. 長期履修期間及び長期在学期間の年数 (第 5 条及び第 6 条関係)	(1) 最大長期履修期間 修士課程及び博士前期課程 4 年 博士後期課程 6 年 (2) 長期在学期間 修士課程及び博士前期課程 6 年 博士後期課程 9 年 (3) 省略 (4) 省略
	6. 授業料	同一年度入学者の総額と同額になるよう設定する。 ただし、長期履修期間を超えて、留年となった期間は一般学生と同額の年額を納付する。

資料 5－5－④－2 教育方法の特例の適用例（平成 26 年度各研究科学生便覧）

研究科名	対象	特例内容
国際学研究科	社会人	・夜間授業（17 時 50 分以降の授業） ・土、日・夏期休業期間・冬期休業期間の授業 ・インターネットを利用し在宅及び職場からの学修と質疑、履修指導等の相談
教育学研究科	現職教員等出願時の申請で認められた者	・夜間授業 ・長期休業中の授業
工学研究科	社会人	・研究計画と履修計画を考慮した特別の措置を行う

【分析結果とその根拠理由】

社会人については、全学的に長期履修学生制度の活用を認め、大学院設置基準第 14 条の特例を適用し社会人が学びやすい環境づくりを行っている。加えて、各研究科においては、その研究内容等を考慮して、特例内容を学生の現状を考慮して決定している。

以上のことから、在籍する学生に対して配慮した時間割等が設定され、適切な指導がなされていると判断する。

観点 5－5－⑤：通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

(該当無し)

【分析結果とその根拠理由】

(該当無し)

観点5－5－⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

宇都宮大学大学院学則において、大学院教育を担当する教員組織を規定している（資料5－5－⑥－1）。また、教育方法及び教育課程編成方針も規定している（前掲資料5－4－②－1）。

研究指導体制、履修指導、研究指導については各研究科細則に定めている（資料5－5－⑥－2）。博士前期課程については大学院学則に基づき、全学研究科共通様式の「研究指導計画書」の提出を全教員に義務付けている（資料5－5－⑥－3）。博士後期課程については、国際学研究科博士後期課程において1年次後期に学位論文計画書の提出を義務付けている（別添資料5－5－⑥－1）。工学研究科博士後期課程においては、必修科目の特別研修及び特別実験のほか、選択必修科目として副専門研修A、B及び双方向インターンシップの履修や企業における機器などを利用した学外実習が認められており、研究活動について指導教員が個別に指導している（別添資料5－5－⑥－2）。

教育学研究科修士課程においては、学修ポートフォリオ（「学びの軌跡」リフレクション・ファイル）を導入し、学生の主体的・自律的な学びを促すとともに、指導教員によるきめ細かな指導を行っている（別添資料5－5－⑥－3）。

資料5－5－⑥－1 宇都宮大学大学院学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

(教員)

第32条 研究科に、当該研究科の教育を担当する資格を有する教授、准教授及び助教を置く。

2 研究科には、前項に定めるもののほか、特に必要と認められるときは、同項に規定する資格を有する講師を置くことができる。

資料5－5－⑥－2 各研究科細則

規程名	項目	条項	内容
宇都宮大学大学院国際学研究科細則	指導教員	4条	<p>学生の研究及び論文指導のため、次の指導教員を置く。ただし、博士後期課程にあっては主任指導教員及び副指導教員の3名のうち少なくとも1名は教授とする。</p> <p>博士前期課程</p> <p>主任指導教員 1名 副指導教員 1名</p> <p>博士後期課程</p> <p>主任指導教員 1名 副指導教員 2名</p> <p>2 前項の指導教員は、研究科委員会が定める。</p>

	履修方法	5 条	<p>博士前期課程の学生にあっては、各専攻別の授業科目の履修について主任指導教員の指示に従い、別表 1 に掲げる履修方法により、必修及び選択科目の単位を合わせて 30 単位以上修得しなければならない。</p> <p>2 博士後期課程の学生にあっては、専攻の授業科目の履修について主任指導教員の指示に従い、別表 2 に掲げる履修方法により、必修及び選択科目の単位を合わせて 16 単位以上修得しなければならない</p>
	学位論文の研究指導	第 10 条	<p>修士論文及び博士論文（以下「学位論文」という。）は、課程修了に必要な単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。</p> <p>2 学生は、指導教員の指導のもとに学位論文の題目を決定し、その題目を指定された期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。</p>
宇都宮大学大学院教育学研究科細則	指導教員	第 3 条	<p>学校教育専攻では、学生の研究及び論文指導等のため指導教員を置く。</p> <p>2 教育実践高度化専攻では、学生の研究等のため指導教員を置く。</p> <p>3 前 2 項の指導教員は研究科委員会が定める。</p>
	履修方法	第 4 条	<p>学校教育専攻では、各コース別の授業科目の履修については、指導教員の指示に従い、別表 1 に掲げる履修方法により履修し、必修及び選択科目の単位を併せて、30 単位以上修得しなければならない。</p>
	学位論文の研究指導	第 10 条	<p>学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）は、1 年以上在学し、16 単位以上修得した者でなければ提出することはできない。</p> <p>2 学生は、指導教員の指導のもとに学位論文等の題目を決定し、指定された期日までに研究科長に届け出なければならない。</p>
宇都宮大学大学院工学研究科細則	指導教員	第 4 条	<p>学生の研究指導及び授業科目の履修指導等のため、それぞれの課程の学生ごとに次の指導教員を置く。ただし、博士後期課程にあっては主任指導教員及び副指導教員の 3 名のうち少なくとも 1 名は研究指導教員資格を有する教授とする。</p> <p>博士前期課程 主任指導教員 1 名 副指導教員 1 名</p> <p>博士後期課程 主任指導教員 1 名 副指導教員 2 名 副専門分野指導教員 2 名</p>
	履修方法	第 5 条	<p>博士前期課程の学生は、各専攻別の授業科目の履修について主任指導教員の指導に従い、別表 1 に掲げる履修方法により、必修及び選択科目の単位を合わせて 30 単位以上修得しなければならない。</p> <p>2 博士後期課程の学生は、授業科目の履修について主任指導教員の指示</p>

			に従い、別表2に掲げる履修方法により、必修及び選択科目的単位を合わせて10単位以上修得並びに、特別研修週4時間以上及び特別実験週15時間以上履修しなければならない。
	学位論文の研究指導	第9条	修士論文及び博士論文（以下「学位論文」という。）は、課程修了に必要な単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。 2 学生は、主任指導教員の指導のもとで、学位論文の題目を決定し、その題目を指定された期日までに研究科長に届出なければならない。
宇都宮大学大学院農学研究科細則	指導教員	第3条	学生の研究及び論文指導のため、指導教員を置く。 2 前項の指導教員は、研究科委員会が定める。
	履修方法	第5条	学生は、指導教員の指示に従い、別表に掲げる各専攻別の授業科目的履修方法により、必修及び選択科目的単位を合わせて30単位以上修得しなければならない。
	学位論文の研究指導	第9条	学位論文は、16単位以上修得した者でなければ提出することはできない。 2 学位論文は、所定の期間内に指導教員の承認を経て、研究科長に提出しなければならない。

資料5－5－⑥－3 宇都宮大学大学院学則及び研究指導計画書に関する申合せ

(成績評価基準等の明示等)

第8条の8 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

研究指導計画書に関する申合せ

平成 20 年 3 月 17 日

教務委員会決定

本学大学院研究科修士課程・博士前期課程の学生に対して、宇都宮大学大学院学則第 8 条の 8 第 1 項に基づく研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下「計画書」という。）について、次のとおり定める。

- 1 計画書の様式は、別紙のとおりとする。
- 2 計画書は、原則として各年度の 4 月末までに（10 月入学の場合、10 月末までに）指導する学生ごとに作成する。
- 3 指導教員は、次の手順で計画書を作成する。
 - 一 学生と十分な打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
 - 二 作成した計画書を学生に明示し、学生に写しを 1 部渡すとともに原本を、修学支援課に提出する。（工学研究科にあっては、工学部学生係）
- 4 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画書の見直しを行い、実効性の高いものに改める努力を行う。

別添資料 5-5-⑥-1 学生便覧（宇都宮大学国際学研究科（抜粋）：博士後期課程 p. 2、5）

別添資料 5-5-⑥-2 学生便覧（宇都宮大学大学院工学研究科（抜粋）：博士後期課程 p. 10～12）

別添資料 5-5-⑥-3 学修ポートフォリオ（「学びの軌跡」リフレクション・ファイル）

【分析結果とその根拠理由】

大学院指導に係る教員組織や研究指導について大学院学則や各研究科細則に定められ、研究指導体制が整備されている。また大学院学則に基づき、全学教務委員会による研究指導計画書に関する申合せにより、1 年間の研究指導が、学生との面談を通じて策定される仕組みを整えている。博士後期課程についても、国際学研究科については、博士前期課程と同様に計画策定し研究指導を行っている。工学研究科は通常の特別研修等や学外実習について、個別に指導教員が研究指導を行っている。

教育学研究科修士課程においては、学修ポートフォリオを導入し、学生の主体的・自律的な学びを促すとともに、指導教員によるきめ細かな指導を行っている。

以上のことから研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学大学院課程における修了の認定及び学位授与については、大学院学則に定められている（資料5－6－①－1）。これらを踏まえ、各研究科各専攻について学位授与方針を定め、冊子「宇都宮大学の修士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束」を作成し、学生に配付するとともに、大学ウェブサイトで公開している（前掲資料5－4－①－1）。また、学生便覧を作成し学生に配付している（前掲別添資料5－5－⑥－1～2）。

資料5－6－①－1 宇都宮大学大学院学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

(修士課程及び博士前期課程修了の認定)

第11条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、最終試験により行う。

2 最終試験は、当該課程の標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を修了した者について、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を中心として口述又は筆記の方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。

(博士後期課程修了の認定)

第11条の2 博士後期課程修了の認定は、最終試験により行う。

2 最終試験は、当該課程の標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査を終了した者について、学位論文を中心として口述又は筆記の方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りる。

一 修士課程又は博士前期課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあっては2年

二 修士課程又は博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあっては当該在学期間

4 第2項の規定にかかわらず、第14条の2第2号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。

(教職大学院の課程修了の認定)

第11条の3 教職大学院の課程修了の認定は、標準年限以上在学して当該課程の所定の単位を修得した者について、本課程の目的に応じ、学修の成果の審査及び研究科委員会の議を経て行う

(学位の授与)

第12条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 教職大学院を修了した者には、教職修士の学位を授与する。

3 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

4 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における学位授与に関する規定は、宇都宮大学大学院学則に定めている。これを踏まえ、各研究科各専攻について学位授与方針を定め、冊子「宇都宮大学の修士課程教育 2015－学生の皆さんへの約束」を作成し、学生に配付しているとともに、大学ウェブサイトで公開している。また、博士後期課程においても学生便覧を作成し学生に配付している。

以上のことから、大学院課程の学位授与方針が明確に定められていると判断する。

観点 5－6－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価の基準等については、宇都宮大学大学院学則に定めている（資料 5－6－②－1）。これを踏まえて全ての研究科でシラバスに成績評価基準を記載し、大学ウェブサイトにより公開している（前掲資料 5－5－③－1）。なお、工学研究科博士後期課程については、冊子により公開しているが、平成 28 年度分からは他の研究科同様大学ウェブサイトにより公開する予定である。

授業担当教員は、シラバスに成績評価基準を授業の到達目標に関連した形で掲載し、学生に周知している。

また成績評価にあたっては、授業の「到達目標」に照らして学生の学修到達状況を検証するにふさわしい多様な方法を採用して行われ、これを単位認定につなげている。

資料 5－6－②－1 宇都宮大学大学院学則 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-060.pdf>)

(成績評価基準等の明示等)

第8条の8 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめシラバス等に明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(略)

(単位修得の認定)

第9条 単位修得の認定は、口述若しくは筆記試験又は研究報告書等によって行う。

(評価)

第10条 履修した授業科目成績の評価は、優、良、可、不可の評語をもって行い、可以上を合格とする。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の基準は、宇都宮大学大学院学則に定めている。各授業担当者はシラバスに成績評価基準を示し大学ウェブサイトにより公開している。

成績評価にあたっては、授業の「到達目標」に照らして学生の学修到達状況を検証するにふさわしい多様な方法を採用して行われ、これを単位認定につなげている。

以上により、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5－6－③： 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための措置については、評価方法、評価基準をそれぞれシラバスに記

載して、周知を図っている（前掲資料 5－5－③－2）。

各研究科における組織的な取組としては、学生からの成績評価に関する異議申し立てがあった場合には、研究科教務委員会等が対応することとしている。

国際学研究科では、毎年修士論文発表会の後、施設設備、教育内容、成績評価等に係る授業評価アンケート調査を実施し、そのとりまとめた結果を指導教員に配付しており、成績評価に係る部分については改善に取り組んでいる（別添資料 5－6－③－1）。

教育学研究科では、平成 22 年度より「教育学研究科・院生と教員の意見交換会」を毎年開催し、単位認定や成績評価、指導教員等による指導体制について意見交換を行っている。また、教育学研究科教務委員会において意見交換会での課題を踏まえ改善策を検討するとともに、研究科委員会にて報告し組織的な改善を図っている（別添資料 5－6－③－2）。

別添資料 5－6－③－1 平成 26 年度国際学研究科授業評価アンケート

別添資料 5－6－③－2 平成 26 年度教育学研究科院生・教員の意見交換会記録

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置として、評価方法・評価基準をシラバスに明記するとともに、各種の成績評価に関する申し立てへの対応がある。各研究科では、学生からの申し立てがあり次第、教務委員会等で対応している。国際学研究科では、授業評価アンケート調査を実施し、教育学研究科では、学生との意見交換会を行い、意見を聴取して、成績評価の客観性、厳格性を担保するよう努めている。

以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置を講じていると判断する。

観点 5－6－④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における修了及び学位授与に関する規程は、宇都宮大学大学院学則第 11 条、第 11 条の 2 及び第 12 条に定めている（前掲資料 5－6－①－1）。

学位論文に係る評価基準は、全ての研究科において定められており、各研究科の学生便覧に記載し学生に配付・周知されているとともに、大学ウェブサイトにも公開している（別添資料 5－6－④－1）。

審査体制については、宇都宮大学学位規程に規定されている（資料 5－6－④－1）。修士課程及び博士前期課程については、修士論文を研究科長が受理した後、論文審査及び最終試験等を研究科委員会に付託する。審査委員は 3 人以上（うち教授は 1 人以上）選出する。審査委員は審査終了後に審査結果を研究科委員会へ報告し、研究科長は学長に文書を持って報告し、学長が学位を授与する。

一部の専攻においては、評価・審査の客観性・厳格性を保証する措置として、専攻全体で 3 回の研究発表（計画発表（1 年目 12 月）、中間発表（2 年目 10 月）、最終発表（2 年目 2 月））を義務付け、それぞれにおいて、項目別審査表を用いた 3 名以上の審査員による審査を実施している（別添資料 5－6－④－2）。

博士後期課程については、学位授与申請書に所定の書類を添えて学長に提出し、受理後学長は直ちに研究科長に論文審査及び最終試験等を付託する。研究科長は研究科委員会へ論文審査及び最終試験等を付託する。研究科委員会は審査委員を5人以上（うち教授3人以上含む）選出し審査する。審査委員は審査終了後、審査結果を研究科委員会に報告し可否の議決をすることとしている。結果は学長へ文書により報告し、学長が学位を授与する。

教育学研究科専門職学位課程についても、学位授与方針に従って修了認定基準を定め、学生便覧に記載し学生に配付するとともに、ガイダンスを通して周知している（別添資料5-6-④-3）。

資料5-6-④-1 宇都宮大学学位規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-030.pdf>)

(博士論文の提出等)

第4条の2 第3条第3項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を在学期間に研究科長に提出するものとする。

- 一 博士論文
- 二 博士論文の内容の要旨
- 三 論文目録

2 第3条第4項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、所定の学位授与申請書に前項の各号に掲げる書類及び履歴書を添えて、学長に申請するものとする。

(略)

(学位審査の付託)

第4条の6 学長は、第4条の2第2項の規定により学位授与申請書を受理したときは、ただちに研究科長に学位授与の可否について審査を付託する。

(審査及び最終試験等の付託)

第5条 研究科長は、学位論文を受理又は前条の審査を付託されたときは、学位論文の審査並びに大学院学則第11条及び第11条の2に規定する最終試験又は学力の確認（以下「最終試験等」という。）を研究科委員会に付託する。

(審査委員)

第6条 研究科委員会は、前条により審査を付託されたときは、次のとおり取り扱う。

- 一 修士の学位授与の審査にあっては、当該研究科の修士課程又は博士前期課程の研究指導を担当する教員のうちから3人以上（教授1人以上を含む。）の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行わせる。
 - 二 博士の学位授与の審査にあっては、当該研究科の博士後期課程の研究指導を担当する教員のうちから5人以上（教授3人以上を含む。）の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験等を行わせる。
- 2 前項の審査及び最終試験等に当たり、研究科委員会が必要と認めた場合は、他の研究科等の教員を審査委員に加えることができる。
- 3 第1項の審査及び最終試験等に当たり、研究科委員会が必要と認めた場合は、他の大学院又は研究所等の教員、研究員等を審査委員に加えることができる。

(略)

(審査終了の報告)

第7条の3 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは、ただちに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び最終試験等の結果を文書により研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議する。

2 前項の審議は、研究科委員会委員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(略)

(審査結果の報告)

第9条 研究科長は、第8条の結果に第7条の3に定める書類を添付し、文書により学長に報告する。

(学位の授与)

第10条 学長は、前2条の報告に基づき、学位の授与を決定し、学位を授与する者にはこれを授与し、授与しない者にはその旨を通知する。

別添資料5－6－④－1 大学院学位論文評価基準（国際学研究科博士前期課程学生便覧 p. 37、同後期課程学生便覧 p. 20、教育学研究科修士課程学生便覧 p. 6、工学研究科博士前期課程学生便覧 p. 7、同後期課程学生便覧 p. 14、農学研究科修士課程学生便覧 p. 6）

国際学研究科博士前期課程 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/kokuhyoukaki_jyun1504.pdf

国際学研究科博士後期課程 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/kokudoctarki_jyun1504.pdf

教育学研究科修士課程 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/kyouikuhyoukaki_jyun1504.pdf

工学研究科博士前期課程 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/kougakumastarki_jyun1504.pdf

工学研究科博士後期課程 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/kougakudoctarki_jyun.pdf

農学研究科修士課程 http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/nouhyoukaki_jyun1504.pdf

別添資料5－6－④－2 農業環境工学専攻修士論文「研究計画発表」審査表

別添資料5－6－④－3 専門職学位課程（教職大学院）修了認定基準（教育学研究科学生便覧 p. 21 抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程において、修士課程、博士前期課程、博士後期課程のいずれも課程の修了及び学位授与に関する規程が定められ、学位論文の審査に関する規程も整備されている。学位論文に係る評価基準も全ての研究科において定められており、学生に周知されている。これらに従って学位の審査体制も構築され、適切な学位審査が行われている。

以上により、学位授与の方針に従って、適切な審査体制の下で、修了認定が実施されているものと判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

<学士課程>

- ・基盤教育英語プログラム（通称：EPUU（English Program of Utsunomiya University）の取組成果が、大学英語教育学会において高く評価され、「平成25年度大学英語教育学会賞（実践賞）」を受賞している。また、この教育プログラムはパイロットモデルとして他大学からも高く評価され、多くの視察団を受け入れている。
- ・地域課題に実践的に対応できる能力を養うことを目的とした取組が基盤となって、平成25年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」、「とちぎ高齢者共生社会を支える異世代との協働による人材育成事業」に採択され、地域課題である高齢者に関する課題を学生自らの問題としてとらえ、共生するための知識やスキ

ルを身に付ける教育を地域との協働により全学的に行っている。

- ・教育の質保証と達成度の「見える化」に関する取組を基盤として、平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」(AP)に採択され、全学的な教育改革を一体的に推進するために「教育改革推進室」を設置し、“能動的学習を促すアクティブ・ラーニングの深化と拡充”、“ループリックによる行動的知性学修評価システムの開発”、“能動型学習を実現する教授能力・資質の向上”、を三位一体で実行し学士課程教育の質的転換を図っている。また、アクティブ・ラーニング科目の拡充を図り、併せて学生が 24 時間利用できるアクティブ・ラーニング空間（ラーニング・コモンズ）の整備を行っている。さらに、ラーニング・コモンズの運営を行うスタッフ（特任准教授、事務補佐員）を配置し学修支援を行っている。
- ・学部における専門教育に加え、他の領域の知識や能力を身につけることができる “Learning+1”（副専攻）についてプログラム開発を行い、産業界や地域社会等のニーズに対応した「グローバル人材育成プログラム」を全学的に開講し、専門知識に加えて、英語運用力や異文化社会及びグローバル化する社会への知識を深め、国際的なフィールドでの実践力を身につける教育を行っている。
なお、本プログラムがベースとなって、「大学コンソーシアムとちぎ」（理事長：宇都宮大学長）において、「とちぎグローバル人材育成プログラム」を開始している。また、栃木県や公益社団法人栃木県経済同友会との連携の下で、平成 27 年度に「トビタテ！留学 JAPAN：地域人材コース」が採択され、「海外留学」と「海外インターンシップ」の拡充に結びついている。

【改善を要する点】

特になし。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6－1－①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、
単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文
等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

各学部・研究科における標準修業年限内の卒業（修了）率は資料6－1－①－1のとおりである。

過去5年間の休学者及び退学者の数は、資料6－1－①－2～3に示すとおりである。なお、休学者数には留学を理由とするものを含み、特に国際学部では休学者のうち約36%が留学を理由としている。

資格取得の状況について、教員免許の取得数は資料6－1－①－4、JABEE認定課程修了者数は資料6－1－①－5のとおりである。その他、教育学部においては社会教育主事資格及び社会福祉主事任用資格、工学部では電気主任技術者免状交付申請資格、毒物劇物取扱責任者資格、甲種危険物取扱者受験資格、一級建築士受験資格及び測量士補の資格、農学部では食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格、測量士補及び樹木医補の資格を得ることができる。

資料6－1－①－1 標準修業年限内の卒業（修了）率 及び標準修業年限×1.5年内卒業（修了）率

【標準修業年限内の卒業（修了）率】 単位：%

年度		平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度	平成 23年度	平成 22年度
学 士 課 程	国際学部	61.3	60.9	46.7	71.7	63.6
	教育学部	91.0	87.2	89.5	89.9	90.2
	工学部	77.7	75.9	74.5	77.0	81.5
	農学部	87.5	91.8	80.7	87.5	81.9
	合 計	81.1	80.3	76.4	81.9	81.3
博 士 修 程 ・ 前 期 課 程	国際学研究科	85.7	82.1	83.3	75.0	88.4
	教育学研究科	86.9	91.9	85.0	89.2	86.2
	工学研究科	95.0	91.5	93.0	93.1	92.3
	農学研究科	78.9	88.3	79.7	80.5	85.5
	合 計	90.3	90.3	88.6	89.3	89.9
博 士 課 程 後 期	国際学研究科	66.6	25.0	0.0	25.0	0.0
	工学研究科	47.0	57.6	65.5	55.8	50.0
	合 計	50.0	53.3	59.3	52.6	42.1

【標準修業年限×1.5年内の卒業（修了）率】

単位：%

年度		平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
学部・研究科	国際学部	90.8	95.7	94.6	97.6	95.4

	教育学部	94.5	94.9	97.0	94.9	96.4
	工学部	89.6	89.8	92.9	89.0	84.4
	農学部	92.6	95.8	92.0	93.2	89.5
	合 計	91.6	93.1	93.9	92.4	89.8
博士前期課程・修業前課程	国際学研究科	90.3	82.7	100.0	92.0	100.0
	教育学研究科	93.3	89.4	93.3	89.2	92.1
	工学研究科	93.9	94.6	95.2	94.1	94.2
	農学研究科	92.0	81.6	85.0	89.8	87.6
	合 計	93.2	90.7	93.7	92.4	93.0
博士後期課程	国際学研究科	100.0	50.0	50.0	66.6	
	工学研究科	70.9	56.7	62.5	69.5	73.0
	合 計	73.5	56.0	59.3	69.2	73.0

資料 6-1-①-2 休学者数

単位：人／%

年度 学部・研究科	平成 26 年度		平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度		平成 22 年度	
	人数	割合								
国際学部	24	4.7	26	4.8	33	6.5	36	6.7	28	5.0
教育学部	19	2.1	20	2.2	22	2.4	19	2.0	17	1.7
工学部	35	1.9	54	2.9	61	3.3	54	2.9	48	2.5
農学部	30	3.1	26	2.6	26	2.6	33	3.2	21	2.0
国際学研究科(博士前期課程)	2	2.8	3	4.6	3	4.6	6	8.8	6	8.4
国際学研究科(博士後期課程)	1	6.6	2	13.3	1	5.0	2	10.0	2	11.1
教育学研究科	3	3.3	5	4.1	8	5.9	5	3.3	6	4.3
工学研究科(博士前期課程)	4	0.9	6	1.4	19	4.1	12	2.2	10	1.9
工学研究科(博士後期課程)	10	11.6	10	13.1	13	15.2	12	11.3	8	6.8
農学研究科	11	9.9	8	6.5	11	7.9	5	3.4	9	6.0
合 計	139	2.8	160	3.1	197	3.8	184	3.4	155	2.8

資料 6-1-①-3 退学者数

単位：人／%

年度 学部・研究科	平成 26 年度		平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度		平成 22 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
国際学部	7	1.3	6	1.1	8	1.5	5	0.9	2	0.3
教育学部	4	0.4	5	0.5	8	0.8	9	0.9	6	0.6
工学部	28	1.5	41	2.2	30	1.6	32	1.7	32	1.7
農学部	12	1.2	9	0.9	12	1.2	11	1.0	12	1.1
国際学研究科(博士前期課程)	1	1.4	0	0.0	2	3.0	4	5.8	1	1.4
国際学研究科(博士後期課程)	2	13.3	2	13.3	3	15.0	1	5.0	0	0.0
教育学研究科	2	2.2	4	3.3	6	4.4	3	2.0	2	1.4

工学研究科（博士前期課程）	3	0.7	6	1.4	14	3.0	11	2.0	13	2.5
工学研究科（博士後期課程）	2	2.3	4	5.2	3	3.5	5	4.7	3	2.5
農学研究科	9	8.1	8	6.5	8	5.7	10	6.8	5	3.3
合 計	70	1.4	85	1.6	94	1.8	91	1.7	76	1.4

資料6－1－①－4 教員免許取得者数（平成26年度）

単位：人

学部・研究科	卒業者数	種別	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	特別支援
国際学部	113	一種		6	7		
教育学部	210	一種	138	137	124	18	19
		二種	0	6		5	
教育学研究科 (教育職員免許取得プログラム)	42	専修	15	20	23	0	1
		一種	4	5	4	0	0
工学部	404	一種			14		
農学部	224	一種			20		

資料6－1－①－5 JABEE認定課程修了者

単位：人

学 部	学 科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
工学部	機械システム工学科	92	86	85
	応用化学科	82	89	
	建設学科建築工学コース	41	38	40
農学部	農業環境工学科	34	27	31
	森林科学科	30	44	36
合 計		279	284	192

【分析結果とその根拠理由】

学士課程および修士課程・博士前期課程については、約9割の学生が標準修業年限×1.5年以内に学位を取得しており、在籍者数に対する退学者および休学者の割合もそれぞれ全学で5%未満である。また、教員免許をはじめとする資格取得状況も良好である。

以上のことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、学修成果が上がっていると判断する。

観点6－1－②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学修成果が上がっているか。**【観点に係る状況】**

本学の学士課程では、基盤教育科目並びに専門教育科目について、全学体制で授業の改善を目的として学生自

身に対する授業への取組等の設問と、授業に関する設問及び授業環境等の3つの区分にわけてマークシート方式で行う学生による授業評価アンケートを年2回実施しており、半期ごとに集計結果を各授業科目の担当教員に送付し、論評を加えて公表している（資料6-1-②-1、別添資料6-1-②-1～2）。これにより、授業評価に対する教員並びに学生の意識が改善されるとともに、学生の授業に対する満足度の向上や授業改善にもつながっている。

また、上記アンケートの他に、自由記述式を用いた中間アンケートを全学体制で実施して授業期間中の学生の意見を把握し、その結果を授業方法等に反映させることにより、早期の授業改善に役立てている（資料6-1-②-2）。

なお、これらの授業評価については、教育企画会議を通じてアンケートの項目内容、用紙の配付・回収方法等を検討し、実施している。

資料6-1-②-1 「学生による授業評価」平成25年度調査結果（平成24年度～平成25年度の内容）

掲載内容	URL
まえがき	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/maegak2015i.pdf
実施概要	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/gaiyou2015.pdf
平成24年度～平成25年度系列別・学部別全体平均	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/24_25heikin.pdf
平成25年度基盤教育科目履修人数別平均評価	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/gakubunendobetuhyouka24_25.pdf
学部別・年度別評価（2ヵ年）	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/25ninzuubetu.pdf

資料6-1-②-2 授業改善のための「中間アンケート」の実施について

掲載内容	URL
実施概要	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/teach-eva.php
実施方針	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/tyuukann-jissihousinn.pdf
実施手順	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/jissi-tejyunn.pdf

別添資料6-1-②-1：平成25年度「学生による授業評価」報告書

別添資料6-1-②-2：平成24年度「学生による授業評価」報告書

【分析結果とその根拠理由】

学士課程については、学期ごとに授業評価アンケートを実施し、その結果を集計・分析して担当教員にフィードバックすることにより、意識向上や授業改善に役立てている。また、自由記述式を用いた中間アンケートを全学体制で実施し、その結果を授業方法等に反映させることにより、早期の授業改善に役立てている。なお、これらのアンケート結果から、本学の教育内容はおおむね良好と言える。

以上のことから、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

ただし、大学院課程においては、学士課程との規模が異なるため実施しておらず、今後適切な方法等を考案し、実施する必要がある。

観点 6－2－①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学士課程の進学率・就職率は、大学院への進学率が全学平均で約 30%（工学部は約 51%）、就職希望者に対する就職率は全学平均で 95%以上となっている（資料 6－2－①－1）。

また、修士課程及び博士課程の進学率・就職率は、修士課程から博士課程への進学率が 5%前後で推移とともに、就職希望者に対する就職率は研究科全体の平均で 94 %以上となっている（資料 6－2－①－1）。

就職先は、学士課程、大学院課程ともに、多様な業種となっているが、製造業、教育・学習支援業、公務の分野への就職者が比較的多い（資料 6－2－①－2～3）。

資料 6－2－①－1 卒業（修了）者の進学率・就職率

学部等名	年度	卒業者 (A)	進学者 (B)	進学率 (B/A%)	就職希望者 (C)	就職者 (D)	卒業者に 対する就職率 (D/A%)	就職希望者に 対する就職率 (D/C%)
国際学部	平成 22 年度	133	7	5.3%	114	104	78.2%	91.2%
	平成 23 年度	139	4	2.9%	122	113	81.3%	92.6%
	平成 24 年度	84	3	3.6%	75	68	81.0%	90.7%
	平成 25 年度	141	10	7.1%	116	108	76.6%	93.1%
	平成 26 年度	113	8	7.1%	96	95	84.1%	99.0%
教育学部	平成 22 年度	234	26	11.1%	199	185	79.1%	93.0%
	平成 23 年度	231	27	11.7%	192	188	81.4%	97.9%
	平成 24 年度	209	16	7.7%	184	181	86.6%	98.4%
	平成 25 年度	214	13	6.1%	188	183	85.5%	97.3%
	平成 26 年度	210	12	5.7%	182	178	84.8%	97.8%
工学部	平成 22 年度	439	239	54.4%	188	169	38.5%	89.9%
	平成 23 年度	405	199	49.1%	191	177	43.7%	92.7%
	平成 24 年度	390	194	49.7%	188	174	44.6%	92.6%
	平成 25 年度	402	204	50.7%	188	183	45.5%	97.3%
	平成 26 年度	404	214	53.0%	186	182	45.0%	97.8%
農学部	平成 22 年度	222	70	31.5%	141	131	59.0%	92.9%
	平成 23 年度	247	57	23.1%	180	176	71.3%	97.8%
	平成 24 年度	227	60	26.4%	156	150	66.1%	96.2%
	平成 25 年度	257	51	19.8%	195	187	72.8%	95.9%
	平成 26 年度	224	50	22.3%	164	160	71.4%	97.6%
国際学研究科 博士前期課程	平成 22 年度	32	3	9.4%	15	9	28.1%	60.0%
	平成 23 年度	25	3	12.0%	15	8	32.0%	53.3%
	平成 24 年度	30	4	13.3%	14	6	20.0%	42.9%
	平成 25 年度	24	4	16.7%	11	7	29.2%	63.6%
	平成 26 年度	31	0	0.0%	19	14	45.2%	73.7%
国際学研究科 博士後期課程	平成 22 年度	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0.0%
	平成 23 年度	2	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
	平成 24 年度	4	0	0.0%	3	2	50.0%	66.7%
	平成 25 年度	4	0	0.0%	2	2	50.0%	100.0%
	平成 26 年度	3	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%

教育学研究科 修士課程	平成 22 年度	49	2	4. 1%	32	30	61. 2%	93. 8%
	平成 23 年度	62	0	0. 0%	46	43	69. 4%	93. 5%
	平成 24 年度	55	2	3. 6%	41	39	70. 9%	95. 1%
	平成 25 年度	61	1	1. 6%	42	39	63. 9%	92. 9%
	平成 26 年度	42	2	4. 8%	27	25	59. 5%	92. 6%
工学研究科博 士前期課程	平成 22 年度	213	7	3. 3%	198	191	89. 7%	96. 5%
	平成 23 年度	261	5	1. 9%	248	237	90. 8%	95. 6%
	平成 24 年度	236	9	3. 8%	220	213	90. 3%	96. 8%
	平成 25 年度	198	8	4. 0%	178	177	89. 4%	99. 4%
	平成 26 年度	201	4	2. 0%	194	192	95. 5%	99. 0%
工学研究科博 士後期課程	平成 22 年度	21	0	0. 0%	5	3	14. 3%	60. 0%
	平成 23 年度	21	0	0. 0%	7	7	33. 3%	100. 0%
	平成 24 年度	18	0	0. 0%	5	5	27. 8%	100. 0%
	平成 25 年度	15	0	0. 0%	4	4	26. 7%	100. 0%
	平成 26 年度	14	0	0. 0%	5	5	35. 7%	100. 0%
農学研究科修 士課程	平成 22 年度	67	9	13. 4%	52	51	76. 1%	98. 1%
	平成 23 年度	59	4	6. 8%	46	44	74. 6%	95. 7%
	平成 24 年度	63	8	12. 7%	46	45	71. 4%	97. 8%
	平成 25 年度	56	5	8. 9%	47	46	82. 1%	97. 9%
	平成 26 年度	50	4	8. 0%	41	41	82. 0%	100. 0%

資料 6－2－①－2 平成 26 年度における卒業生の進路状況

(単位:人)

区分	国際学部	教育学部	工学部	農学部	合計
平成 26 年度卒業者数	113(81)	210(121)	404(56)	224(108)	951(366)
大学院等進学者数	8(4)	12(5)	214(19)	50(18)	284(46)
就職希望者数	96(71)	182(108)	186(36)	164(86)	628(301)
農業・林業				2	2
漁業					
鉱業					
建設業	4(3)	2(1)	21(4)	6(4)	33(12)
製造業	15(10)	3(2)	71(9)	35(24)	124(45)
電気・ガス・熱供給・水道		1(1)	3		4(1)
情報通信業	11(8)	3(1)	26(12)	4(3)	44(24)
運輸業・郵便業	5(5)		6(1)		11(6)
卸売業・小売業	16(10)	16(14)	3(3)	13(4)	48(31)
金融業・保険業	7(4)	5(5)	2(1)	7(3)	21(13)
不動産業・物品賃貸業	1(1)	1(1)	2(1)		4(3)
学術研究・専門・技術サービス	16(13)	5(2)	13	20(8)	54(23)
飲食店・宿泊業	1			3	4
生活関連サービス業	6(5)	5(3)	1	5(2)	17(10)
教育・学習支援	6(5)	105(54)	2	5(4)	118(63)
医療・福祉業	3(3)	7(7)	2(1)	4(4)	16(15)
複合サービス事業				11(6)	11(6)
サードパーティ業務		1			1
上記以外	4(3)	24(15)	30(4)	45(20)	103(42)

そ	の	他	10(7)	20(10)	8(1)	14(8)	52(26)
---	---	---	-------	--------	------	-------	--------

※（ ）内は、女子学生を内数で示す。

資料6－2－①－3 平成26年度における修了者の進路状況

(単位：人)

区分	国際学研究科(博士前期)	国際学研究科(博士後期)	教育学研究科(修士課程)	工学研究科(博士前期)	工学研究科(博士後期)	農学研究科(修士課程)	合計
平成26年度修了者数	31(22)	3(1)	42(21)	201(22)	14(3)	50(21)	341(90)
大学院等進学者数			2(1)	4(1)		4(2)	10(4)
就職希望者数	19(14)		27(12)	194(20)	5	41(16)	286(62)
農業・林業						4(2)	4(2)
漁業							
鉱業							
建設業	1(1)			22(6)			23(7)
製造業	6(4)			118(11)		13(9)	137(24)
電気・ガス・熱供給・水道				2			2
情報通信業	1(1)		1	24(1)			26(2)
運輸業・郵便業				9(2)			9(2)
卸売・小売業	1(1)			1			2(1)
金融業・保険業							
不動産・物品賃貸業				2			2
学術研究・専門・技術サービス業	1(1)		1	4		9(3)	15(4)
飲食店・宿泊業	1						1
生活関連サービス業	1(1)			1			2(1)
教育・学習支援業			19(9)		5	4(2)	28(11)
医療・福祉	1					1	2
複合サービス事業							
サービス業							
公務	1(1)		4(1)	9		10	24(2)
上記以外							
その他の	17(12)	3(1)	15(10)	5(1)	9(3)	5(3)	54(30)

※（ ）内は、女子学生を内数で示す。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程の進学率・就職率は、大学院への進学率が学部全体の平均で約30%（工学部は約51%）であるとともに、就職希望者に対する就職率は学部全体の平均で95%以上となっている。

修士課程及び博士課程については、修士課程から博士課程への進学率は5%前後、就職希望者に対する就職率は研究科全体の平均で94%以上となっている。

また、本学卒業・修了生は様々な分野で活躍している。

以上のことから、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6－2－②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学修成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

国際学部では、卒業生に対しアンケート調査を実施し、卒業後、また今後の教育等の改善に役立つ内容について把握を行っている（別添資料 6－2－②－1）。

教育学部では、主な進路先である栃木県内の教育関係者とで組織する「宇都宮大学教育学部教員養成連携協議会」において意見聴取している（資料 6－2－②－1）。

工学部では、平成 24～25 年度に卒業生・修了生に対するアンケート調査を実施し、学部内で調査結果を活用している（別添資料 6－2－②－2）。また、卒業生を外部委員として「工学部・工学研究科教育運営協議会」において、教育方針に対する意見を聴取することもある。アンケート調査では、カリキュラムの充実度、内容や教員についての授業満足度に関して、「満足」及び「やや満足」の割合が過半数を占めている。

農学部においては、過去数回の外部評価を実施したが、この数年は中断している。一部学科においては、「教育システム外部評価委員会」を毎年開催して、学科の教育システムおよび卒業生の質について意見を聴取している（別添資料 6－2－②－3）。

キャリア教育・就職支援センターでは、平成 26 年度に就職先企業等に対する大学教育の評価に関するアンケート調査を実施し、「卒業生の仕事に関する能力」、「本学の教育への要望」、「在学中に身につけて欲しい具体的な能力やスキル」などについて把握を行っている（別添資料 6－2－②－4）。

資料 6－2－②－1 宇都宮大学教育学部教員養成連携協議会要項

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/16-040.pdf>

別添資料 6－2－②－1：国際学部卒業生アンケート

別添資料 6－2－②－2：工学部卒業生・修了生に対するアンケート調査（抜粋）

別添資料 6－2－②－3：農業環境工学科における教育点検システム

別添資料 6－2－②－4：就職先企業に対する大学教育の評価に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

卒業生へのアンケート調査や卒業生を外部委員とする運営会議等において意見聴取を行い、これらの結果を学修成果の向上に活用している。アンケート結果では、カリキュラムの内容や授業満足度について良好に評価されている。

また、就職先企業に対する本学卒業生の仕事に関する能力についてのアンケート結果では、「基礎学力」や「専門知識・技術力」、「責任感」など 9 項目で「非常に高い」及び「高い」と感じている企業の割合が 50% 以上となっている。

以上のことから、卒業（修了）生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学修成果が上がっていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

基準7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点7－1－①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は、峰地区、陽東地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は峰地区が 237,263 m²、陽東地区が 178,373 m²である。また、校舎面積は 83,459 m²であり、大学設置基準で求められている校地面積・校舎面積以上が確保されている（資料7－1－①－1）。

峰地区には、講義室、研究室、実験・研究室のほか、教育研究支援施設（地域連携教育研究センター、雑草と里山の科学教育研究センター、総合メディア基盤センター、留学生・国際交流センター、バイオサイエンス教育研究センター等）、体育施設、課外活動施設、大学会館、食堂等を整備しているとともに、学部等附属施設として、国際学部附属多文化公共圏センター（国際学部）を有している。また、陽東地区には、講義室、研究室、実験・研究室の他に、教育研究支援施設（地域共生研究開発センター、オプティクス教育研究センター等）、体育施設、大学会館、食堂、学生寮等を整備している。学部等附属施設として、工学部附属ものづくり創成工学センターを有している。このほか、松原及び宝木地区に教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を、船生及び戦場ヶ原地区に農学部附属演習林を、下籠谷地区に農学部附属農場を整備している（資料7－1－①－2～3）。

各学部・研究科等における講義室の授業使用稼働率は資料7－1－①－4に示すとおりである。通常の講義のほか、集中講義、演習、学生の自習、課外活動等に利用されている。また、ほとんどの講義室に大型モニタを備え、各種マルチメディア関連装置を設置している。

建物の耐震化については、文部科学省が定める教育研究施設の基準値（IS値=0.7）を満たしていない建物があるため（耐震化率98.2%）、新耐震基準に合致する改修工事を進め平成27年度中にすべての建物の耐震化整備を完了することとしている（資料7－1－①－5、別添資料7－1－①－1）。

施設のバリアフリー化については、改修や修繕に併せて、エレベータ、スロープ、誘導ブロック、多機能トイレ、自動ドア及び手すり等の対策工事を行い、障がいのある学生等が円滑に利用できるよう、バリアフリー環境の充実を図っている（別添資料7－1－①－2）。

安全・防犯面への配慮として、大学構内出入口に監視カメラを設けているほか、主要建物入口には、入退館システムを導入し、セキュリティの強化を図っている（別添資料7－1－①－3）。また、毎年1回実施している安全衛生コンサルタントによる事業場巡視により、安全点検を行い、問題点を発見した際には早期に改善している。

学長と学生の懇談会（学長ティータイム）や教員と学生の意見交換会等を通して学生のニーズを把握し、テニスコート・野球グラウンド等の体育施設の改修を進めるほか、留学生・国際交流センター内にある国際交流スペースや、アクティブ・ラーニングや主体的なグループワーク等のための多目的スペース（ラーニングコモンズ等）の整備など主体的、相互交流的な学修・研究活動を促進する環境整備を全学及び各学部・研究科等において推進している（資料7－1－①－6）。

資料7-1-①-1 キャンパス別校地面積・校舎面積（平成27年度）

	峰町キャンパス (国際学部・ 教育学部・農学部)	陽東キャンパス (工学部)	計	大学設置基準上 必要面積
校地面積	237,263 m ²	178,373 m ²	415,636 m ²	46,400 m ²
校舎面積	48,613 m ²	34,846 m ²	83,459 m ²	49,574 m ²

資料7-1-①-2 大学設置基準第39条第1項に定める附属施設等

宇都宮大学学則 (附属学校) 第3条 本学に、次の附属学校を置く。 教育学部附属幼稚園 教育学部附属小学校 教育学部附属中学校 教育学部附属特別支援学校 2 教育学部附属特別支援学校は、知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う。 (学部附属の教育研究施設) 第3条の2 本学に、次の学部附属の教育研究施設を置く。 国際学部附属多文化公共圏センター 工学部附属ものづくり創成工学センター 農学部附属農場 農学部附属演習林 (学内共同教育研究施設) 第3条の4 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。 地域連携教育研究センター 雑草と里山の科学教育研究センター 総合メディア基盤センター 留学生・国際交流センター 地域共生研究開発センター バイオサイエンス教育研究センター

資料7-1-①-3 附属施設・研究施設（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/facility/index.php>

資料7-1-①-4 各部局における講義室の稼働率

学部等	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国際学部		16%	14%	19%
教育学部		47%	38%	41%
農学部		28%	52%	43%

工学研究科	38%	40%	46%
基盤教育棟	49%	42%	44%

(出典：国立大学法人等施設実態報告書)

資料 7－1－①－5 耐震化の状況

保有面積	耐震性が確認された施設の 保有面積	耐震化率
①	②	③ = ② / ①
153,552 m ²	150,812 m ²	98.2%

資料 7－1－①－6 ラーニングコモンズ（大学ウェブサイト）

<http://lgec.utsunomiya-u.ac.jp/lc/index.html>

別添資料 7－1－①－1：構築物の耐震化状況（平成 27 年 5 月現在）

別添資料 7－1－①－2：バリアフリー対応状況（平成 27 年 5 月現在）

別添資料 7－1－①－3：セキュリティ対策状況（平成 27 年 5 月現在）

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地・校舎面積は、大学設置基準で必要とされる面積を大きく上回り、施設・設備は教育研究組織の運営及び教育課程の実現に向け、学修環境を整備、提供し、有効に活用されている。

また、耐震化対策、バリアフリー化、防犯設備の整備などを積極的に行っている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されている。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされていると判断する。

観点 7－1－②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学における情報ネットワークは、総合メディア基盤センターにおいて基幹システムの設計、構築、運用管理を行っている。本センターは国際標準認証規格に基づく ICT 継続計画及び情報セキュリティに係るマネジメントシステムを展開、維持していることを特色とし、国際学部、教育学部、農学部のある峰地区と工学部のある陽東地区、附属学校園（松原地区及び宝木地区）、附属農場（下籠谷地区）、附属演習林（船生地区）を結ぶ広範なサービスを提供している。特に、峰及び陽東のいずれの地区においても均質な情報サービスが受けられるよう 10GbE 超高速基幹ネットワークの上に柔軟な情報サービスを展開している。

教職員及び学生の登録アカウント数は、平成 26 年 5 月 1 日現在、学生・院生実数 4,975 名、及び教職員実数 641 名、計 5,616 名に対して 6,105 である（資料 7－1－②－1）。このうち学生の学修支援のための設置端末数は 14 室にわたって 500 台である（同上資料）。総合メディア基盤センターの教室等 5 室の他、附属図書館、同分館、農学部パソコン演習室及びアグリコモンズ（学生控室）、教育学部計算機演習室、国際学部端末室、ラーニングコモンズ、工学部学生メディアルーム（1）、（2）などの広範な領域で学生が均質なコンピューティング環境を利用できるよう利便性を高めている。また、附属学校園のネットワーク及び教室コンピュータも円滑に統合管理されている。これ

らの他、教育学部においては、教育学部及び教育学研究科 ICT 専門委員会が運用管理するシステム（計算機室 31 台、教育メディア室 15 台）がある。すなわち、計 16 室 546 台のコンピュータが教育用として設置され、そのうち 5 室 79 台は 24 時間利用可能とし、2 室 74 台は土日祝日の利用も可能としている（同上資料）。全学で活用される e ラーニングについては、総合メディア基盤センターが全学部対象の授業支援システム（moodle）を提供し、すべての教員の授業の登録を可能としているほか、英語教育 CALL 教室においても全学生が ICT 環境を有効に活用している（資料 7-1-②-2）。

附属図書館の情報検索システムでは、学内蔵書の他に全国の大学図書館、国立国会図書館等の蔵書検索が、携帯電話からでも 24 時間利用できるようになっている。また学内ネットワークから、国立情報学研究所のデータベースにアクセスし、学部学生でも図書・論文等の検索が行えるようになっている（後掲資料 7-1-③-5）。

学外に対する接続、つまりインターネットへの情報通信経路は、平成 23 年度末に国立情報学研究所学術情報ネットワーク SINET4 の宇都宮データセンターに切り替え、その経路帯域は従来の 100 倍となる 10Gbps 回線に大きく拡大した。また平成 24 年度には全附属施設へのネットワーク帯域を従来の 33～100 倍に拡大し、教育研究に資する大学全体の通信機能の拡充を図っている。また峰地区、陽東地区内のネットワークについても幹線 10GbE 化ならびに多重化を促進し全体の高速化と高可用性を支えるとともに、273 台のすべてのスイッチに雷サージ対策を施し、耐障害性を大きく改善させている。学内外を流入出するトラフィックについては、アドレス及びポートを詳細に管理するとともに、不正な通信を検知し、ウィルス等を除去する機能を稼動させ、学内の通信の安全性を維持することならびに学外へ不正な通信が送出されないよう努めている。

総合メディア基盤センターは、早期より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格 ISO 27001 の認証を取得、維持している（初回登録は平成 19 年度）。国際標準に適合する情報資産の保護を維持するとともに、情報通信機能の中止による影響を抑え、迅速な復旧を実現するための事業継続マネジメントを展開している。また、同センターでは、全国に先駆けて、新国際規格 ISO/IEC 27001:2013 の適合性認証を得ている（平成 26 年 9 月）（資料 7-1-②-3）。

平成 24 年 5 月には、情報セキュリティインシデント緊急対応チームを発足し、全学的な緊急対応体制を確立、意識向上のためのセミナーや情報提供、注意喚起などの総合的なインシデントマネジメントを推進し、情報に関する安全面の取組を鋭意進めている（別添資料 7-1-②-1）。また、平成 21 年度には、グリーン ICT と ICT 事業継続を組み合わせた新たな取組みを進め、センターへの自然エネルギー導入による電力利用の効率化、昼間の電力ピークシフトが図られたことに加え、大規模災害等による停電時にも 24 時間のキャンパス間通信を維持する体制を整えており（別添資料 7-1-②-2）、東日本大震災の際にもシステムやネットワークが正常に稼働し、ホームページによる緊急時の情報発信を行うことができた。

情報セキュリティ及び事業継続計画に関しては、横浜国立大学と「大学間情報戦略の協調に関する協定」を締結し、協調による事業展開、相互研修などを推進している。

Wi-Fi 無線ネットワーク環境の拡充を望む学生の要望に応え、センターが提供する無線 LAN 環境の拡充に加え、民間 3 キャリア（au、Softbank、及び NTT docomo）の Wi-Fi サービスを、峰地区及び陽東地区の延べ 30 箇所に展開している（資料 7-1-②-4）。

また、学生がリアルタイムにアクセスしたい情報については、学内ではクラウド活用型インタラクティブデジタルサイネージを用いて、学外からはスマートフォンを用いてアクセスできる環境を構築し、その活用が進んでいる（別添資料 7-1-②-3）。休講情報や履修案内等のウェブ化については学務部と総合メディア基盤センターとの協力により学生へのサービスを拡充している。発表用のポスター作成等のためにセンターが提供している大判プリントサービスは両キャンパスにおいて学生、院生からの利用が多く年間 100 件を超えており（資料 7-1-②-5）。

学生が、多種多様なソフトウェアを、いつでも、どのキャンパスのどの建物でも利用できることを目標としてコ

ンピュータ及び超高速ネットワークを配備することに加え、ソフトウェアの包括契約を積極的に導入し運用している。これにより教職員のソフトウェア利活用の効率化も図られ、教育研究に貢献している（資料 7-1-②-6）。

また、地域の ICT 関連企業団体との協力による授業（資料 7-1-②-7）を開設したことにより、社会において ICT がどのように活用されているかを実践的に学ぶ機会を学生に提供していることも特徴的である。

資料 7-1-②-1 宇都宮大学総合メディア基盤センター設置教育用（学生利用）端末及び登録アカウント数

宇都宮大学総合メディア基盤センター設置教育用（学生利用）端末及び登録アカウント数

（総合メディア基盤センターニュース48号8頁、その他から作成）

地区	整理番号	設置場所	設置台数	利用時間	
				月～金	土日祝
陽東	1	陽東地区教育用端末室	104	8:30～20:00	閉
	2	陽東地区研究用端末室	25	8:30～20:00	閉
	3	学生メディアルーム(1)	16	24時間	24時間
	4	学生メディアルーム(2)	26	24時間	24時間
	5	図書館分館	2	9:00～20:00	11:00～17:00
峰	6	峰地区教育用端末室（Ⅰ）	62	8:30～20:00	閉
	7	峰地区教育用端末室（Ⅱ）	52	8:30～20:00	閉
	8	峰地区研究用端末室	4	8:30～20:00	閉
	9	附属図書館コンピュータ室	72	9:00～20:00	11:00～17:00
	10	ラーニングコモンズ	10	24時間	24時間
	11	国際学部端末室	17	24時間	24時間
	12	教育学部計算機演習室	52	8:50～16:30	閉
	13	農学部パソコン演習室	48	8:30～21:30	閉
	14	農学部学生控室	10	24時間	24時間
	小計		500		

教育学部及び教育学研究科ICT専門委員会設置教育用（学生利用）端末

峰	1	計算機室	31	8:30～17:15	8:30～17:15
	2	教育メディア室	15	8:30～17:15	8:30～17:15

教育学部附属学校設置教育用（児童生徒利用）端末（総合メディア基盤センター運用管理）

学附校属	1	教育学部附属中学校	42	-	-
	2	教育学部附属小学校	20	-	-
	3	教育学部附属特別支援学校	5	-	-
	計		67		

種別	アカウント数
事務職員	136
教員	682
客員（研究員など）	124
学生	5163
計	6105

平成26年5月1日現在

資料7-1-②-2 学生ポータルサイト

学生ポータルサイトへ

宇都宮大学ホームページ
Webメール(uumail)はこちらをクリック

センターについて
センター概要
センター沿革
関係者紹介
センターニュース
広報

第2回国立大学法人
情報系センター長会議について

学内専用メニュー
履修登録はこちら
パスワード変更

e-Learning
国際学部Moodle
教育学部Moodle
工学部Moodle
農学部Moodle

センター授業時間表

Webメールについて
迷惑メール対策の改善について

各種申請書

総合メディア基盤センター
Media Network Center Utsunomiya University

Copyright 2004 by the Utsunomiya University All Rights Reserved.

宇都宮大学総合メディア基盤センターは、全学共用利用施設として設置されたものであり、情報処理効率化とコスト削減による効率的運営のための学術研究などを目的

コースカテゴリ

学部基礎科目	1
基礎科目	5
専門外国語科目	16
情報科目	3
国際社会会学科	3
社会学科基礎科目	30
社会選択科目	6
社会／演習・実験・実習	2
国際文化学科	20
文化学科基礎科目	3
文化選択科目	2
文化／演習・実験・実習	2
教職関係	2
特別聴講生用科目	2
卒業研究準備演習	2
卒業研究	3
基礎教育(旧共通教育)	1
大学院国際学研究科	1
その他	1
マニュアル	1

(W)E-mail、メールシステム】
平成26年8月13日(水)午後1:00～午後4:00頃まで
校外とのメールについて迷惑が発生致しますが、作業完了後に
送信、受信されます。

栃木県宇都宮市福原町7-1-2
電話:028-689-6330
FAX:028-689-6342

資料7-1-②-3 新国際規格 ISO/IEC 27001:2013 の登録証





日本検査キューエイ株式会社

サイト内検索

ISO審査登録

JIS製品認証

排出量検証

研修・セミナー

トップ > 各種ニュース・お知らせ > ISO審査登録関連のお知らせ > 2014年 > 国立大学法人宇都宮大学 総合メディア基盤センター様にISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の2013年版を認証しました。

ISO審査登録関連のお知らせ

国立大学法人宇都宮大学 総合メディア基盤センター様にISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の2013年版を認証しました。



情報掲載日:2014年10月08日

JICQAは2014年9月18日、情報セキュリティマネジメントシステム(Information Security Management System, ISMS)の国際規格である「JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)」に基づき、国立大学法人宇都宮大学 総合メディア基盤センター様(栃木県宇都宮市、学長:進村 武男)を認証し、登録証授与式を日本検査キューエイ株式会社本社にて行いました。登録範囲は「センター運営管理業務(情報ネットワークセキュリティ基盤、統合認証、教育研究・学術情報サービス、授業支援)」で、国立大学法人としては初めての2013年版の登録(当社調べ)となります。



国立大学法人宇都宮大学 総合メディア基盤センター
センター長/教授 永井明 様(右から2番目)、助教 三原義樹
様(右から3番目)、事務室 久野貴史 様(右から1番
目)と当社代表取締役社長 高崎誠

宇都宮大学総合メディア基盤センターは、大学の情報通信基盤及び情報システムに関する計画、設計、運用を担い、教育研究の進展や経営業務への支援、情報関連事業を通じた地域への貢献などを推進する組織です。ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)、事業戦略計画、環境保護を柱に、安心して利用できるキャンパスICT環境の展開、運用に努めています。目的を共有する関連大学との協調連携も進めています。学生の皆様や教育研究に関わる方々に安心して大学の情報資産を活用頂けるよう、様々な資源を計画に乗せ、改善を持続させること、そしてネットワークや情報システムなどを中断や混乱から保護し、いつでも利用できるようにすること主目的にISMSを導入されています。
ISO/IEC27001の2013年版認証について、「新規格は本質的であり円滑に移行することができました。改定で規格間の整合性が図られたことは有益であり、今後、関連の重要な規格への適合性認証を視野に活動を発展させたいと考えています。」とコメントされています。

国立大学法人宇都宮大学 総合メディア基盤センター様については、以下ホームページをご覧ください
<http://www2.cc-utsunomiya-u.ac.jp/index-j.html>

ISO/IEC27001は、企業活動を展開するために、情報資産の漏洩・改ざん・盗難・破壊を防ぐルールを策定し、機密性、安全性、可用性の3つの観点から管理するためのマネジメントシステム規格です。

資料7-1-②-4 民間3キャリア(au、Softbank、及びNTT docomo)のWi-Fi設置場所

地区	建物名称	アクセスポイント設置場所
峰	UU プラザ	インフォメーションフロア
	学務棟	ホール
	図書館	アトリウム外
	5号館B棟	ラーニングコモンズ
	1号館	アグリコモンズ(学生控室)
	大学会館	食堂
陽東	10号館	エントランスホール
	2号館	玄関ホール東側
	1号館	ラーニングコモンズ
	石井会館	食堂

資料7-1-②-5 学生による大版プリンタ利用件数

年 度	枚 数
2011年度	124
2012年度	111
2013年度	126
2014年度	100

資料7-1-②-6 ソフトウェア包括契約一覧

契約相手方	対象者
日本マイクロソフト株式会社	教職員、学生
アドビシステムズ株式会社	教職員
株式会社シマンテック	教職員

資料7-1-②-7 授業科目「身のまわりのICT」受講者数

	2012年度	2013年度	2014年度
国際学部	1	4	4
教育学部	5	2	12
工学部	42	57	115
農学部	1	8	15
合 計	49	71	146

別添資料7-1-②-1 本学の「情報セキュリティ緊急対応チーム」及び「情報戦略・IR室」に関する記事

別添資料7-1-②-2 本学の災害時等における通信手段確保に関する記事

別添資料7-1-②-3 本学のデジタルサイネージ等の先進的取組に関する記事

【分析結果とその根拠理由】

便利かつ情報セキュリティに配慮された安全な情報ネットワーク環境が整備され有効に活用されている。また、各部局にはコンピュータ端末や Wi-Fi 環境が整備され、学生は均質な ICT 環境を利用でき、ネットワークへの円滑なアクセスが可能である。学生がリアルタイムに求める情報についてもいたるところからアクセスし、確認できるよう工夫がなされており、きめ細かく対応している。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 7－1－③：図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館は、平成 14 年に放送大学栃木学習センターと合築によりリニューアル開館し、現在に至っている。館内は、閲覧室、整理室、書庫の他、グループ学習室、AV メディア室、コンピュータ室、グループラーニング室、貴重資料室等を整備しており、学生、教職員のみならず、地域社会に広く開放している。特に本学学生の夏季休業中は高校生に開放している。

レファレンス対応として、図書館スタッフによる参考調査あるいは調査相談を行っている。附属図書館の資料等は、宇都宮大学附属図書館学術情報資料収集方針に基づき（資料 7－1－③－1）、教育、研究及び学修に必要な図書、シラバス掲載図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料を系統的に収集・管理するとともに、学生が書店に出向き直接本を選ぶ「学生選書ツアーア」（資料 7－1－③－2）や教職員が 2 ヶ月に 1 回、学生に読んでほしい一冊を推薦する「悠悠手にしてほしい一冊」により、学生・教職員のニーズに応えている（資料 7－1－③－3）。また、本学の学術成果を公開する宇都宮大学学術情報リポジトリの運用や、国立国会図書館オンライン資料収集制度（e デボ）を導入している。

平成 27 年 4 月 1 日現在の蔵書数は 635,117 冊、購入雑誌数は冊子・電子体合わせて 7,362 タイトルであり、特に外国雑誌は電子ジャーナルに移行し約 6,200 タイトル、視聴覚教材等は DVD-ROM、CD-ROM、VHS、マイクロフィルムを含め幅広く収集し、5,267 タイトルとなっている。

平成 26 年度の開館日数、入館者数、館外貸出冊数はそれぞれ 342 日、165,995 人、47,097 冊であり、そのうち学生の入館者数は 140,467 人であった。また、少人数のグループ学修の場としてグループ学習室、グループラーニング室を整備し学生の自習等に活用されている（資料 7－1－③－4）。

図書館ホームページには開館日程やお知らせ、利用案内などを掲載し、電子ジャーナル及び本学所蔵の文献検索、文献複写依頼も可能である（資料 7－1－③－5）。

施設・情報資源の利用普及の取組として、1 年次学生を対象に図書館内案内ツアーを実施するほか、情報処理基礎の講義による検索講習等も行っている。また、施設や図書・雑誌等のデータベースについても利用者からの要望・意見等を隨時受け付けている。

資料 7－1－③－1 宇都宮大学附属図書館学術情報資料収集方針

<http://www.lib.utsunomiya-u.ac.jp/kitei-shushuhoushin.pdf>

資料 7－1－③－2 学生選書ツアーア

<http://www.lib.utsunomiya-u.ac.jp/sensho-poster2014.pdf>

資料7－1－③－3 悠悠手にしてほしい一冊

<http://www.lib.utsunomiya-u.ac.jp/uu-tenishite.html>

資料7－1－③－4 宇都宮大学附属図書館ウェブサイト図書館の利用状況の推移

<http://www.lib.utsunomiya-u.ac.jp/toukei-riyou.html>

資料7－1－③－5 宇都宮大学附属図書館ウェブサイト

<http://www.lib.utsunomiya-u.ac.jp/>

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館では、教育研究上必要な図書、学術雑誌等の資料を計画的に整備・所蔵し、最先端の研究活動に不可欠な電子ジャーナルも積極的に整備している。また、附属図書館ホームページや選書ツリーにより学生の図書等購入希望に応えている。

以上のことから、附属図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理されており、教育・研究に有效地に活用されていると判断する。

観点7－1－④：自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生の自主的な学修を促進するために、基盤教育（全学共通教育）が行われる5号館のラーニング・コモンズ1・2・3を始め、各学部・研究科の講義棟において自主学修環境を整備し、効果的に利用されている。（資料7－1－④－1、別添資料7－1－④－1）。

自主学修のためのICT環境も全学的に整備している（資料7－1－④－2）。総合メディア基盤センターの端末PCが全学的に配置されており、整備状況と利用状況は前掲資料7－1－②－1のとおりである。これらの部屋のPCは、授業等が行われていないときは、自学自習に利用することができる（別添資料7－1－④－2）。

附属図書館では、開架閲覧室、参考図書コーナー等の図書を自由に閲覧でき、学生が自主学修に利用している。また、グループで研究や学修をするためのグループ学習室、グループラーニング室を用意している。平成26年度は75件293名がグループ学習室を利用している（資料7－1－④－3）。

資料7－1－④－1 自主的学修環境の状況（各学部・研究科等調）

学部等	自主的学修環境
基盤教育センター	<p><ラーニング・コモンズ1・2・3、CALL教室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間いつでも集い活発な討議を展開できるよう、自由に配置を換えられるミーティングテーブルやホワイトボード、貸出用ノートパソコン、プロジェクター、無線LANなどを整備している。 ・24時間利用できるパソコンコーナーを常設するとともに、資料作成に必要な文房具等を貸し出している。 ・専属スタッフが常駐し（夜間を除く）、学生からの相談に対応している。
附属図書館	<p><グループ学習室></p> <p>学生同士で図書館の資料を調べ、討論を重ねながら知識を整理し、問題の</p>

	<p>解決を図るために、グループで研究や学習をするためのスペースを整備している。</p> <p>＜グループラーニング室＞</p> <p>グループ学習が出来る会話可能なスペースで、移動可能な机・椅子・ホワイトボードが設置されている。</p>
国際学部	共同研究室、院生学習室を整備している。
教育学部	学生控室、院生控室、学生自習室、談話室等を整備し効果的に利用している。なお、7号館に多目的スペースを平成27年度内に整備する予定である。
工学部	学生メディアルームに24時間利用可能なパソコン(42台)を設置しているほか、学生の予習・復習等の共有スペースとして、ラーニングコモンズ、リフレッシュルーム、学生控室、ラーニングコモンズ兼ワークショップ、コミュニケーションスペース等を整備している。
農学部	24時間利用可能なアグリコモンズ(学生控室)のほか、パソコン演習室を整備している。

資料7-1-④-2 学内における自主学修のためのICT環境の利用状況（総合メディア基盤センター調）

(1) 教育用端末ログインユーザ数

教育用端末室での授業以外での利用によって、多数の学生が自主的学修を行っている。

教育用端末ログインユーザ数は、158,282人（平成26年度）に達している。

平成26年度・教育用端末ログインユーザ数（単位：人）

場所	平成26年度
国際学部	2,720
教育学部	10,490
工学部	8,089
農学部	19,580
総合メディア基盤センター	74,175
附属図書館	29,162
基盤教育センター	14,066
合計	158,282

注：1日あたり一人が複数回のログインを同一教室で実行しても1カウントとして集計

(2) 無線LANアクセス数

教室等に無線LANを整備し、学生の自主的学修を支援している。無線LANは、就職活動や留学生の生活支援など教育・研究の支援にも利用されている。

年度別・無線LANアクセス数（単位：人）

平成25年度前期	平成25年度後期	平成26年度前期	平成26年度後期	合計
1,921	1,836	6,526	9,071	19,354

注：1日あたり一人が複数回のアクセスをしても1カウントとして集計

資料7-1-④-3 グループ学習室利用状況

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用件数（件）	170	171	152	106	75
延べ人数（人）	824	899	802	543	293

別添資料7-1-④-1：平成27年度学生生活案内（抜粋 p.79）

別添資料7-1-④-2：平成27年度学生生活案内（抜粋 p.81）

【分析結果とその根拠理由】

基盤教育が行われるラーニング・コモンズ1・2・3を始め各学部・研究科に自主学修環境が整備されている。総合メディア基盤センターのPCとネットワーク環境が全学的に整備され、学生が自主学修に利用できる時間が確保されている。附属図書館の閲覧室やグループ学習室・グループラーニング室が整備され、学生の自学自習に有効利用されている。

以上により、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

新入生に対して、新入生オリエンテーションを含め、学部・研究科毎に、授業科目や履修等についてのガイダンスを組織的に実施している。また、学部や研究科、専攻分野の特性に応じて、高年次学生を対象とするガイダンスも実施している（資料 7-2-①-1～2）。さらに、農学部ではガイダンスの内容を冊子として作成し、新入生に配布している学科もある（訪問時閲覧資料 7-2-①-1）。

各学部では、クラス担任教員制度（指導教員）を設け、学生の日常生活や履修に関するきめ細かい指導を行っている（別添資料 7-2-①-1）。

また、留学生・国際交流センターでは、外国人留学生に対する新入生オリエンテーションを実施し、留学生対象の日本語科目について履修指導している（資料 7-2-①-3）。

資料 7-2-①-1 平成 26 年度新入生オリエンテーション日程表

平成26年度新入生(編入学生含む)オリエンテーション日程表

		9:30	9:55	10:00	11:10	11:25	12:00		14:00	16:00				
		受付 (25分)	入学式 (70分)		新入生ガイダンス (35分) (保護者同席)		(昼食・会場移動) (120分)	保護者向けガイダンス (国際、教育、農学部は峰地区) (工学部は陽東地区)						
4月5日(土)		宇都宮市文化会館(大ホール)						宇都宮大学						
9:00														
国際学部		学部ガイダンス (1121教室)				学部ガイダンス【(注)13:00開始】 (1121教室)								
教育学部		学部ガイダンス (2101教室)				専攻・課程ガイダンス								
4月8日(火)		学部ガイダンス 〔陽東キャンパス(921番教室) ○機械システム工学科 ○電気電子工学科〕				学校教育専攻(2201教室) 音楽教育専攻(2103教室) 英語教育専攻(英語演習室) 国語教育専攻(2204教室) 美術教育専攻(图画工作室) 特別支援教育専攻(2101教室) 社会科教育専攻(2104教室) 保健体育専攻(2203教室) 総合人間形成課程(マルチメディア教室2) 数学教育専攻(数学演習室) 家政教育専攻(2202教室) 理科教育専攻(マルチメディア教室1) 技術教育専攻(技術科ゼミナール室)								
工学部		学部ガイダンス 〔陽東キャンパス(アカデミア・ホール) ○応用化学科 ○建設学科 ○情報工学科〕				各学科ガイダンス ○機械システム工学科(721番教室) ○電気電子工学科(221番教室) ○応用化学科(211番教室) ○建設学科(825番教室) ○情報工学科(921番教室)								
農学部		学部ガイダンス (3101教室)				各学科ガイダンス 生物資源科学科(3101教室)【(注)生物資源科学科は13:00開始】 応用生命化学科(3103教室) 農業環境工学科(3201教室) 農業経済学科(農業経済学科大演習室) 森林科学科(森林科学科学生実習室)								

平成26年度大学院新入生ガイダンス日程

国際学研究科	博士前期課程及び後期課程：4月8日(火) 15:00～ 国際学部A棟4階大会議室
教育学研究科	修士課程：4月8日(火) 12:50～ 2102教室
工学研究科	博士前期課程：4月8日(火) 専攻別に実施しますので、別紙を参照してください。 博士後期課程：4月5日(土)11:25～宇都宮市文化会館(3F)第2会議室 (入学式終了後、移動願います。)
農学研究科	修士課程：4月8日(火) 11:30～12:00 (3101教室)

資料7-2-①-2 平成26年度各学部、研究科ガイダンス等実施状況（各学部・研究科調）

学部・研究科	対象者	時期	内容	実施組織等
国際学部	新入生	4月当初	学部ガイダンス	教務委員会
			学科ガイダンス	各学科
	2年次	4月初旬	履修指導	教務委員会
	3年次（編入生を含む）	4月初旬	履修指導 国際学部卒業研究の実施方法について	教務委員会
教育学部	新入生	4月当初	学部ガイダンス	教務委員会
			学科ガイダンス	専攻、コース
	1～3年次	4月下旬	教育実践科目ガイダンス	教務委員会
	2年次以上	学期始め	履修指導	各指導教員
工学部	新入生	4月当初	学部ガイダンスⅠ、Ⅱ	教務委員会及び学務委員会
			学科ガイダンス	各学科・コース
	2年次以上	4月当初 (情報工学科は学期始め)	履修指導	各学科・コース
農学部	新入生	4月当初	学部ガイダンス	教務委員会
			学科ガイダンス	学科
	2年次以上		履修指導	学科
国際学研究科	新入生	4月当初	博士前期課程及び後期課程ガイダンス	国際学研究科
教育学研究科	新入生	4月当初	教育学研究科オリエンテーション	教務委員会
			各専修別オリエンテーション	各専修
工学研究科	新入生	4月当初 (4月入学者) 10月当初 (10月入学者)	工学研究科ガイダンス	工学研究科長
農学研究科	新入生	4月当初	研究計画等について	専攻、コース

資料7-2-①-3 平成26年度新入学外国人留学生オリエンテーション

**平成26年4月来日外国人留学生の
留学生・国際交流センター
オリエンテーション等スケジュール**

交換留学生、国費留学生、研究生で留学生・国際交流センターの授業を、4月から新規に受講する者を対象に、下記のとおりオリエンテーション等を実施しますので、必ず出席してください。

1. 留学生・国際交流センター授業のための日本語レベルチェック
日 時：4月9日（水）10:00～11:00
場 所：4号館1454教室

2. 来日留学生オリエンテーション
 ①全体説明（日本語授業、大学生活の説明）
日 時：4月9日（水）13:30～14:30
場 所：4号館1454教室
 ②レベル別日本語授業説明会
日 時：4月9日（水）14:30～15:30
場 所：4号館1453教室ほか
 ③短期留学プログラムオリエンテーション
日 時：4月9日（水）15:30～16:30
場 所：4号館1454教室

別添資料 7-2-①-1 平成 27 年度学生生活案内（抜粋 p.9～10）

訪問時閲覧資料 7-2-①-1 学科ガイダンス資料（農業環境工学科、農業経済学科、森林科学科）

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科とも、新入生・編入生を対象に授業の履修や専門選択のガイダンスを実施し、併せて高年次のガイダンスも実施している。外国人留学生に対しても日本語科目について履修指導をしている。また、クラス担任教員（指導教員）による学生の日常生活や履修に関するきめ細かい指導を行っている。

以上により、授業科目や専門の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

平成 25 年度に、全学部学生を調査対象として、学生生活実態調査を実施しており、学修に関する学生の実態を数量的に把握するとともに学生の要望についても調査している（資料 7-2-②-1、後掲別添資料 7-2-⑤-1）。

学部の授業については、学期ごとに原則としてすべての授業科目について授業評価を実施し、教員は学生の理解度や満足度を把握する機会を得ている（前掲別添資料 6-1-②-1～2、資料 7-2-②-2）。

学生からの意見を汲み上げるため、学長との懇談会「学長ティータイム」を行っている（後掲資料 7-2-⑤-1）。また、教育学部では学生・院生と教員の意見交換会を行っている（別添資料 7-2-②-1）。

附属図書館では、学生の意見を反映した図書館づくりの一環として、総額 50 万円の予算で学生が書店の書棚から本を直接選ぶことができる「学生選書ツアー」を実施している（前掲資料 7-1-③-2）。また、キャリア教育用図書を、平成 21 年度から平成 26 年度の 6 年間で、4,193 冊購入している（資料 7-2-②-3）。

オフィスアワーは、各教員が週 2 時間程度設けシラバス等により周知している。また、学部学科・専攻及びコースごとに指導教員を学年別に配置し、学修相談・助言にあたるとともに、各学期のはじめに指導教員が学生と面談し前学期の成績表を学生に手渡しするという指導体制を整えている（別添資料 7-2-②-2）。

外国人留学生（約 260 名）に対しては、留学生・国際交流センターに専任教員 5 名を配置し、必要な日本語・日本事情教育及び修学・生活上の指導助言を行っているとともに（別添資料 7-2-②-3）、日本語科目の授業案内やオフィスアワーの案内を提供し（別添資料 7-2-②-4～5）、さらなる日本語学修が必要な留学生には日本語補講を実施している（別添資料 7-2-②-6）。また、留学生、チューター、指導教員の間で連携し適切な学修支援を行っている（訪問調査時閲覧資料 7-2-②-1）。

障がいのある学生が在籍する場合はその都度、ノートティーカー、手話等の支援を実施している。なお、障がいの有無に関わらず、特別な支援を必要と判断した場合、本人了承のもと必要部署及び指導教員と連携を図り、速やかに対応できる体制を整えており、大学ウェブサイトにおいても周知している（資料 7-2-②-4）。

資料7-2-②-1 学生の学修状況や要望の把握

(学生生活実態調査の調査項目)

調査項目	調査内容
基本調査	性別、所属学部、入学年度、出身地
1. 住居・食事	現在の住居形態、一人あたりの部屋の広さ、所持物品数、食事状況、通学方法
2. 経済生活	生活費、1ヶ月の部屋代、1ヶ月の食事代、その他の経費、1ヶ月の書籍代、諸経費補充の方法、クレジットカードの所持、アルバイト関係（目的、1ヶ月の平均収入、従事時間、主な情報源、種類）
3. 学修	本学を選んだ理由、学部・学科を選んだ理由、授業に対する満足度、授業の出席率、講義内容が理解できない場合の解決方法、1日の勉強量、シラバスの利用状況、授業の空き時間の利用法、オフィスアワーの利用状況、ポータルサイトの活用
4. 学校生活	教員との会話の有無、友人関係、悩み事の相談相手、入学直後のチューター制度、1ヶ月の読書の冊数、新聞購読の有無、学生用掲示板の閲覧頻度、大学広報誌の購読状況、海外旅行経験の有無、留学生との交流状況、就職活動への関心度、卒業後の希望進路、ボランティア活動への参加状況、セクシュアル・ハラスメントの被害状況、アカデミック・ハラスメントの被害状況、交通事故遭遇の有無、盜難被害の有無、一気飲み経験の有無、悪質商法からの接触の有無
5. 健康状態	健康状態、睡眠時間、病気・怪我による欠席、定期健康診断を受診しなかった理由、喫煙及び飲酒
6. 課外活動	学内サークル関係（加入状況、加入の動機、週平均活動日数、加入しない理由）
7. 施設利用	主な利用施設
8. 自由筆記	大学生活全般に関する意見や要望等

資料7-2-②-2 学生による授業評価の対象

(前掲別添資料6-1-②-1：平成25年度「学生による授業評価」報告書から作成)

単位：科目数

年度・期別	23年度前期	23年度後期	24年度前期	24年度後期	25年度前期	25年度後期	26年度前期	26年度後期
授業科目数	1,168	1,120	1,051	928	1,142	1,094	1,130	1,057
対象科目数	937	844	941	815	911	797	898	895

資料7-2-②-3 キャリア教育用図書（学務部調）

単位：冊

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
購入冊数	352	415	908	1,037	769	712	4,193

資料7-2-②-4 障がいのある学生への学習支援体制（大学ウェブサイト）

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/benri/supo_ch.php

別添資料7-2-②-1：H25年度教育学部学生と教員の意見交換会記録等

別添資料7-2-②-2：平成27年度履修案内（p.13 個別成績表）

別添資料7-2-②-3：留学生・国際交流センター年報 2013年度（p.31～32、p.43～53）

別添資料7-2-②-4：平成27年度授業案内 Course Descriptions

別添資料7-2-②-5：OFFICE HOUR

別添資料7-2-②-6：日本語補講案内

訪問調査時閲覧資料7-2-②-1：平成26年度外国人留学生チューター一覧

【分析結果とその根拠理由】

学生生活実態調査により、学修に関する学生の実態や要望を調査し分析を行っている。教員は、学生による授業評価により、学生の理解度や満足度を把握する機会を得ている。また、学生の意見を汲み上げるため、「学長ティータイム」や「学生選書ツアーや等が実施されている。

学修相談・助言については、オフィスアワーや指導教員による支援体制が整備されている。各学期の始めには、指導教員が学生と面談し学修面での個別指導をする機会を確保している。

外国人留学生に対しては、留学生・国際交流センターが中心となって学修支援を行い、障がいのある学生が在籍する場合は、その都度、適切な学修支援体制を整えている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学習相談、助言、支援及び特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

観点 7－2－③：通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

(該当無し)

【分析結果とその根拠理由】

(該当無し)

観点 7－2－④：学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度に課外活動共用施設の新設以降、サークル活動に必要な部室は確保されており、運動場等の課外活動施設の維持管理については、中長期の計画を立てて整備をしている。平成 25 年度に 3 体育館（体育館、第 2 体育館、陽東体育館）の照明の LED 化、野球場の整備等を行い、各施設は有効に利用されている（資料 7－2－④－1、別添資料 7－2－④－1）。

学生が積極的にサークル活動に参加するよう促す方策にも力を入れており、入学式時に学生で組織する新歓・学祭実行委員会代表によりサークルの新歓活動及び大学祭の説明を行っている。また、サークルの新歓活動及び大学祭の運営にかかる物品援助及び貸与を行っている。

課外活動団体への支援として、毎年活動に必要な物品購入をはじめ、各種大会において当番大学となった際の大会運営に必要な経費等の補助、全国大会又は世界大会出場のための旅費の支給、指導者招へいのための謝金及び旅費の支給等を行っている。また、保護者による学生支援組織である「宇都宮大学学生後援会」からも学生の旅費の一部支給等の支援が行われている（資料 7－2－④－2～4、別添資料 7－2－④－2～3）。

認定課外活動団体の次期リーダーを対象に、サークルリーダーとしての見識を養い、サークル活動の向上・発展を図るとともに、サークル間相互の交流・連帯を深めることを目的としてサークルリーダー研修会を開催しており、平成 25 年度より毎年、全団体の受講を義務付けている（別添資料 7－2－④－4）。また、活動中の事故に対応するため、体育系団体を対象に、消防署員による心肺蘇生や AED の使用方法についての救命救急講習会の受講を促している。その他、年に複数回、課外活動団体及びその他の学生を対象に、モラルの向上、安全で安心した生活が過

ごせるよう、学生の生活安全の支援の一つとして学生生活講習会を開催している。

学生応募型プロジェクトの支援として、学生主体で企画・実施する地域貢献等事業を募集し、毎年10数件の事業に対し活動経費の支給を行っている（別添資料7-2-④-5）。また、学生のボランティア活動への支援として東日本大震災直後より、岩手県・宮城県を中心に、継続して被災地ボランティアを実施している学生団体等への支援や、地域からのボランティア募集に対する学生への周知、活動で使用する物品等の貸出などを行っている。

学生の学術研究活動、課外活動、社会活動において顕著な業績を挙げた者に対し学長が表彰する学生表彰制度を設け、学生のモチベーションを高める取組を行っている。また、平成26年度からは、これら3つの活動の受賞者の中から、地域に貢献する顕著な取組を行った者を表彰する地域貢献賞を新設し、制度の拡充を図っている（資料7-2-④-5）。

資料7-2-④-1 課外活動団体一覧（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/campuslife/club.php>

資料7-2-④-2 宇都宮大学課外活動団体への支援に関する取扱要領

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-109-3.pdf>

資料7-2-④-3 宇都宮大学課外活動団体への支援に関する申合せ

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-109-4.pdf>

資料7-2-④-4 宇都宮大学学生表彰規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-460.pdf>

資料7-2-④-5 学生表彰

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/campuslife/commend.php>

別添資料7-2-④-1：課外活動施設の整備状況について

別添資料7-2-④-2：宇都宮大学学生後援会課外活動関係援助費取扱

別添資料7-2-④-3：宇都宮大学学生後援会課外活動関係援助費取扱の運用方針

別添資料7-2-④-4：平成25年度からのサークルリーダー研修会実施体制

別添資料7-2-④-5：学生応募型プロジェクト実績一覧（平成22～26年度）

【分析結果とその根拠理由】

学生が課外活動を円滑に行うための支援として、施設の整備や活動場所を必要とする課外活動団体の部室の確保及び大会参加や大会運営に関する経費支援、優れた成績を残した団体・個人への学長表彰、学生応募型プロジェクトに対する支援などが適切に行われている。

以上のことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点 7－2－⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

生活支援等に関しては『学生生活実態調査』で「学生生活」及び「健康状態」並びに「課外活動」等で各種質問項目を設け学生のニーズの把握に努めている（別添資料 7－2－⑤－1）。

学長と学生（個人や団体）との意見交換の場として毎月「学長ティータイム」を開催している（資料 7－2－⑤－1）。また、教育学部では学部生・院生と教員の意見交換会も実施されている。（前掲別添資料 7－2－②－1）。

学生からの相談に関しては、学年担任制度を設けるとともに学生相談室を全学体制（全学教職員から選出された学生相談員 30 名）で設置し、峰地区及び陽東地区にそれぞれインテーカーを配置し、学生生活全般の相談に応じている（別添資料 7－2－⑤－2）。特に、修学・履修、健康、進路・就職、メンタルヘルス、生活・経済、対人関係、留学、セクハラ等人権侵害、課外活動、その他のそれぞれの悩みについて専門部署や担当者がおり、相談先が判る場合は直接、判らない場合は「学生相談なんでも窓口」で内容ごとに受け付け、各専門部署等を案内し対応している（前掲別添資料 5－3－③－3）。

入学手続き時に、保健調査票（別添資料 7－2－⑤－3）とメンタル健康調査票（別添資料 7－2－⑤－4）の提出を必須とし、保健管理センターにおいて、入学前から学生の健康状態を把握している。入学時期には、大学生協学生委員会の学生の協力を得て「新入生お悩み相談会」を実施し、大学生活に関する様々な相談に応じている（別添資料 7－2－⑤－5）。また、日常の心身に関する健康面については、保健管理センターに専任の医師 2 名、看護師 3 名が常駐し対応している。さらに、学生のニーズに適切に対応するため、専門科の学校医やカウンセラーを加え、毎日相談に応じられるように配置している（資料 7－2－⑤－2）。

進路・就職相談に関しては、キャリア教育・就職支援センターにおいて、キャリアアドバイザー 4 名とジョブサポート 2 名を配置し、毎日相談できる体制を整えている（資料 7－2－⑤－3）。また、就職相談体制の他に、就職未内定者に対する直接指導や求人開拓等、きめ細かな指導によって、学部学生の就職率は高水準で推移している（資料 7－2－⑤－4、別添資料 7－2－⑤－6）。一方、学校教育教員養成課程の教員就職に関しては、教育実践推進室（教職センターの前身）や就職支援室（資料 7－2－⑤－5）によるきめ細かな支援により、就職率がここ数年で 50% 前後から 70% 台へと大きく上昇しており、文部科学省高等教育局調査による全国平均を概ね 10% 上回っている（資料 7－2－⑤－6）。

平成 24 年度入学者（学部と大学院の全入学者）より学生教育研究災害保険（学研災）及び学生教育研究賠償責任保険（学研賠）に全員加入することとし、正課や学校行事並びに課外活動等における不慮の事故等における負担の軽減を図っている。

留学生に対する生活支援として、入学時期にあたる 4 月と 10 月に、新入留学生を対象としたオリエンテーションや説明会を実施し、栃木県警と協力し日本における生活上のルールや習慣・防犯・安全等の指導を行うほか、国際交流会館の入居者に対し、入居説明会を実施している（別添資料 7－2－⑤－7）。また、留学生アドバイザーが、来日直後の留学生の住民登録や国民健康保険等の諸手続き、履修登録等のサポートや、留学生と日本人学生との交流イベントを行っている（別添資料 7－2－⑤－8）。

留学生に対する連絡事項は、留学生・国際交流センターウェブサイト内の Facebook や学内掲示で行っているほか、特に重要な事項、緊急連絡等の掲示は、日・英・中の 3 カ国語で行っている（別添資料 7－2－⑤－9）。

資料7-2-⑤-1 学長ティータイム（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/gakuchoteatime/page48.html>

資料7-2-⑤-2 健康相談（身体面・精神心理）相談・診療スケジュール（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/facility/healthsrv.php>

資料7-2-⑤-3 平成27年度進路相談について（大学ウェブサイト）

http://www.aid-design.jp/data/u_career/college/advice.html

資料7-2-⑤-4 学部学生の就職率の推移

年度・就職率	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
文部科学省公表	91.0%	93.6%	93.9%	94.4%	96.7%
本学	91.7%	95.5%	95.0%	96.2%	97.9%

（文部科学省の「大学等卒業者の就職状況調査」における公表値及び本学キャリア教育・就職支援センターの調査に基づき作成）

資料7-2-⑤-5 就職指導委員会・就職支援室の活動について

<http://ks002.edu.utsunomiya-u.ac.jp/>

資料7-2-⑤-6 学校教育教員養成課程の教員就職率

年度	卒業者数 (A)	正規採用 (B)	臨時的任用 (C)	合計 (D)=(B)+(C)	教員就職率 (正規+臨時) (D/A)%
平成22年度	168	44	51	95	56.5%
平成23年度	164	52	55	107	65.2%
平成24年度	156	57	54	111	71.2%
平成25年度	150	58	49	107	71.3%
平成26年度	144	68	26	94	65.3%

※平成22年度～25年度は9月30日現在の数、平成26年度は5月1日現在の数

（文部科学省高等教育調査「大学別就職状況〔教員養成課程〕」を基に作成）

別添資料7-2-⑤-1：平成25年度学生生活実態調査報告書

別添資料7-2-⑤-2：平成27年度学生相談室相談員名簿

別添資料7-2-⑤-3：保健調査票

別添資料7-2-⑤-4：メンタル健康調査票

別添資料7-2-⑤-5：新入生相談会実施報告書

別添資料7-2-⑤-6：キャリア教育・就職支援センタ一年次報告書（平成25年度）

別添資料7-2-⑤-7：平成27年度4月期新規来日留学生のオリエンテーション等日程

別添資料7-2-⑤-8：留学生アドバイザー一覧

別添資料7-2-⑤-9：学生への通知例（日・英・中）

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズを把握するための様々な取組や、学内の各部局・教員等が連携して学生相談体制を整え対応しており、学生の安全・安心な生活支援を行っている。

また、外国人留学生に対しては、留学生アドバイザー等を活用した生活支援を行い、留学生が理解しやすい様々な工夫を行っている。

以上のことから、学生の生活支援等に関するニーズが適切に把握され、それら要望に関する諸問題に対しての学生相談体制が整備されていることから、学生への必要に応じた生活支援等が適切に行われていると判断する。

観点 7－2－⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

入学料に関しては、入学前 1 年以内において、「学資負担者」が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が著しく困難であると認められる場合など、入学料を全額免除している(資料 7－2－⑥－1)。平成 26 年度は、学資負担者死亡により学部生 1 名、風水害等の災害を受けた大学院生 1 名、東日本大震災被災(全壊～半壊)の学部生 8 名、大学院生 3 名、原子力災害被災の学部生 1 名、大学院生 1 名を全額免除とした。大学院においては、上記に加え、経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる学生も対象とし、12 名を半額免除とした。

また、入学手続き時に経済的理由により入学料の納付が困難な者に対して、入学料の徴収猶予を実施している。(資料 7－2－⑥－2、別添資料 7－2－⑥－1) 平成 26 年度は、学部生 9 名、大学院生 25 名の入学料を徴収猶予した。

授業料免除に関しては、経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる学生について、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合に、授業料を免除している(資料 7－2－⑥－3)。平成 26 年度(延べ人数)は、学資負担者死亡により学部生 6 名、大学院生 1 名を全額免除とし、風水害等の災害を受けた学部生 1 名、大学院生 1 名を全額免除、経済的理由により学部生 620 名を全額免除、174 名を半額免除、大学院生 189 名を全額免除、86 名を半額免除とした。また、東日本大震災被災(全壊～半壊)の学部生 69 名、大学院生 10 名、原子力災害被災の学部生 8 名、大学院生 1 名を全額免除とした。

上記のような学費免除に関するることは、大学ウェブサイトに記載及び学内掲示にて周知している(資料 7－2－⑥－3)。新入学生に対しては、合格者に送付する入学の手引に記載することにより、1 年次前期から制度を利用できるようにしている。また、授業料免除等の事前相談会を実施し、学生が申請しやすくなるよう努めている。

資料 7－2－⑥－1 入学料免除の状況（平成 26 年度）

平成 26 年度入学料免除			平成 26 年度授業料免除		
学部	学資負担者死亡 東日本大震災(全壊～半壊) 東日本大震災(原子力災害) 経済的理由	全額免除 1 名 全額免除 8 名 全額免除 1 名 徴収猶予 9 名	学部	学資負担者死亡 風水害 東日本大震災(全壊～半壊) 東日本大震災(原子力災害) 経済的理由 経済的理由	全額免除 6 名 全額免除 1 名 全額免除 69 名 全額免除 8 名 全額免除 620 名 半額免除 174 名
大学院	風水害 東日本大震災(全壊～半壊) 東日本大震災(原子力災害) 経済的理由 経済的理由	全額免除 1 名 全額免除 3 名 全額免除 1 名 半額免除 12 名 徴収猶予 25 名	大学院	学資負担者死亡 風水害 東日本大震災(全壊～半壊) 東日本大震災(原子力災害) 経済的理由	全額免除 1 名 全額免除 1 名 全額免除 10 名 全額免除 1 名 全額免除 189 名

			経済的理由	半額免除 86名
--	--	--	-------	----------

奨学金に関しては、合格者に送付する入学手続きに関する手引に、採用数の多い日本学生支援機構奨学金について記載することにより、1年次から奨学金を受給できるよう周知し、大学ウェブサイトでも案内している。日本学生支援機構奨学金は、平成26年7月現在約4割の学生が貸与を受けている（別添資料7-2-⑥-2）。また説明会の際に各市町村奨学金等もある旨を説明した上、掲示によりその詳細を周知している。

大学独自の給付型奨学金として、学業奨励奨学金（10万円）を設けて、成績優秀者について単年ごとに奨学金を給付して経済支援を実施している（資料7-2-⑥-4）。平成26年度は、学部生36名、大学院生11名に奨学金を給付した。また、地元篤志家による寄附金により、平成22年度に「増山奨学金」を創設し、大学院学生に対する経済的支援を実施しているとともに（資料7-2-⑥-5）、平成25年度には、理系大学院生を対象とした「斎藤裕奨学金」を創設し、優れた研究により各研究科より推薦があつた学生に対し、奨学金を支給している（別添資料7-2-⑥-3）。平成26年度は、「斎藤裕奨学金」を4名の学生に100万円給付した。

そのほか、留学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構の学習奨励費や各種奨学金があり、その案内は、留学生・国際交流センターウェブサイト内のFacebook、学内掲示等で行い、留学生専門委員会で選考を行っている（別添資料7-2-⑥-4～5）。

平成25年度から本格実施した国際インターンシップについては、参加の動機付けと参加者の経済的負担の軽減のため、本学の資金による助成金を設置し、渡航費の一部を支援している（別添資料7-2-⑥-6～7）。

学生寮に関しては、第1寮（男子学生用）、第2寮（女子学生用）、雷鳴寮（男子学生用）、陽東寮（男子学生用、及び留学生用）及び国際交流会館（留学生用）が設置されている（資料7-2-⑥-6、資料7-2-⑥-7、別添資料7-2-⑥-8）。

資料7-2-⑥-2 宇都宮大学入学料の徴収猶予に関する規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-150.pdf>

資料7-2-⑥-3 学費免除・奨学金制度（大学ウェブサイト）

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/campuslife/jugyouryo_scholarship.php#nyugaku-menjo

資料7-2-⑥-4 宇都宮大学成績優秀者表彰（学業奨励奨学金）規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-475.pdf>

資料7-2-⑥-5 宇都宮大学基金増山奨学金支給要項

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-267.pdf>

資料7-2-⑥-6 学生寮について

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/benri/post_21.php

資料7-2-⑥-7 宇都宮大学国際交流会館規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/10-330.pdf>

別添資料7-2-⑥-1：入学手続きに関する手引き（抜粋：p. 8～9）

別添資料7-2-⑥-2：日本学生支援機構奨学生数

別添資料7-2-⑥-3：「宇都宮大学基金斎藤裕奨学金」の運営について

別添資料7-2-⑥-4：文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者選考に関する選考基準

別添資料7-2-⑥-5：私費外国人留学生奨学金団体一覧

別添資料7-2-⑥-6：国際インターンシップ助成金の支給について

別添資料7－2－⑥－7：国際インターンシップ助成金の支給に関する基準

別添資料7－2－⑥－8：宇都宮大学国際交流会館入居者選考に関する申合せ

【分析結果とその根拠理由】

学生への主な経済的支援として、入学科免除と授業料免除を入学前から周知することにより、適切に行っている。

また、奨学金として日本学生支援機構奨学金を利用しやすくするため周知、説明を徹底しているとともに、本学独自の奨学金制度や地元篤志家からの寄附金により創設した奨学金制度も活用している。その他、学生寮も設置しており、有効に活用されている。

以上のことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学部学生の就職率は、キャリア教育・就職支援センターのきめ細かな支援により、高水準を維持している。
- ・学校教育教員養成課程の教員就職率は、教育実践推進室や就職支援室によるきめ細かな支援により、ここ数年で大きく上昇している。
- ・総合メディア基盤センターでは、早期より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格 ISO 27001 の認証を取得し維持しているとともに、全国に先駆けて、新国際規格 ISO/IEC 27001:2013 の適合性認証を得て、情報に関するリスクを管理する体制を整備している。また、大規模災害等による停電時にも24時間のキャンパス間通信を維持する体制を整えている（東日本大震災の際にもシステムやネットワークが正常稼働しており、緊急時の情報発信を可能としていた。）とともに、横浜国立大学との「大学間情報戦略の協調に関する協定」に基づき、大学間BCP（事業継続計画）システムを稼働している。
- ・自己資金や地元篤志家の寄附金による大学独自の奨学金を創設している。
- ・学生の諸活動に対し学長が表彰する学生表彰制度を設けて、学生のモチベーションを高める取組を行っているとともに、制度の拡充を行っている。

【改善を要する点】

- ・留学生用学生寮が不足している状況にあり、日本人用学生寮の留学生との混住化を進めているものの解消には至っておらず、更なる取組が必要である。

基準8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点8－1－①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における自己評価等の方針は、宇都宮大学学則第1条の2に示している（資料8－1－①－1）。

これを踏まえ、教育研究評議会において、「教育の内部質保証に関する方針」（資料8－1－①－2）を示すとともに、各部局や委員会等において、内部質保証に関するそれぞれの取組を行っている（資料8－1－①－3）。大学機関別認証評価や国立大学法人評価など全学で取り組む評価活動にあたっては、総括理事を委員長とした点検・評価委員会が全体を統括し、全学的な自己点検・評価及びその結果を踏まえた改善活動を推進している（資料8－1－①－4～5）。

本学教育活動のデータについて、学生の履修状況及び授業に関する基礎的データと資料は、主として学務部が収集・蓄積にあたっている。また、教育課程の編成や改善の検討に必要なデータと資料は、各学部教務委員会及び基盤教育センターをはじめとする教育研究支援施設が収集・蓄積に努めている。あわせて、情報戦略・IR室において各種データの収集・蓄積を行っているほか（資料8－1－①－6）、「宇都宮大学教員情報データベース」を構築し、教員情報の収集・蓄積を行っている（別添資料8－1－①－1）。

各学部・研究科等においても、教育の取組状況や学修成果の達成状況を検証・評価するために、評価委員会等を組織して、それぞれ自己点検・評価及び改善のための取組が行われている（資料8－1－①－7、別添資料8－1－①－2）。また、学内の教育改善経費により、各学部・学科における独自の教育改善策に対し財政的補助を実施している（資料8－1－①－8）。

資料8－1－①－1 宇都宮大学学則 [\(http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf\)](http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-050.pdf)

（自己評価等）

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

資料8－1－①－2 教育の内部質保証に関する方針

平成24年2月15日

教育研究評議会決定

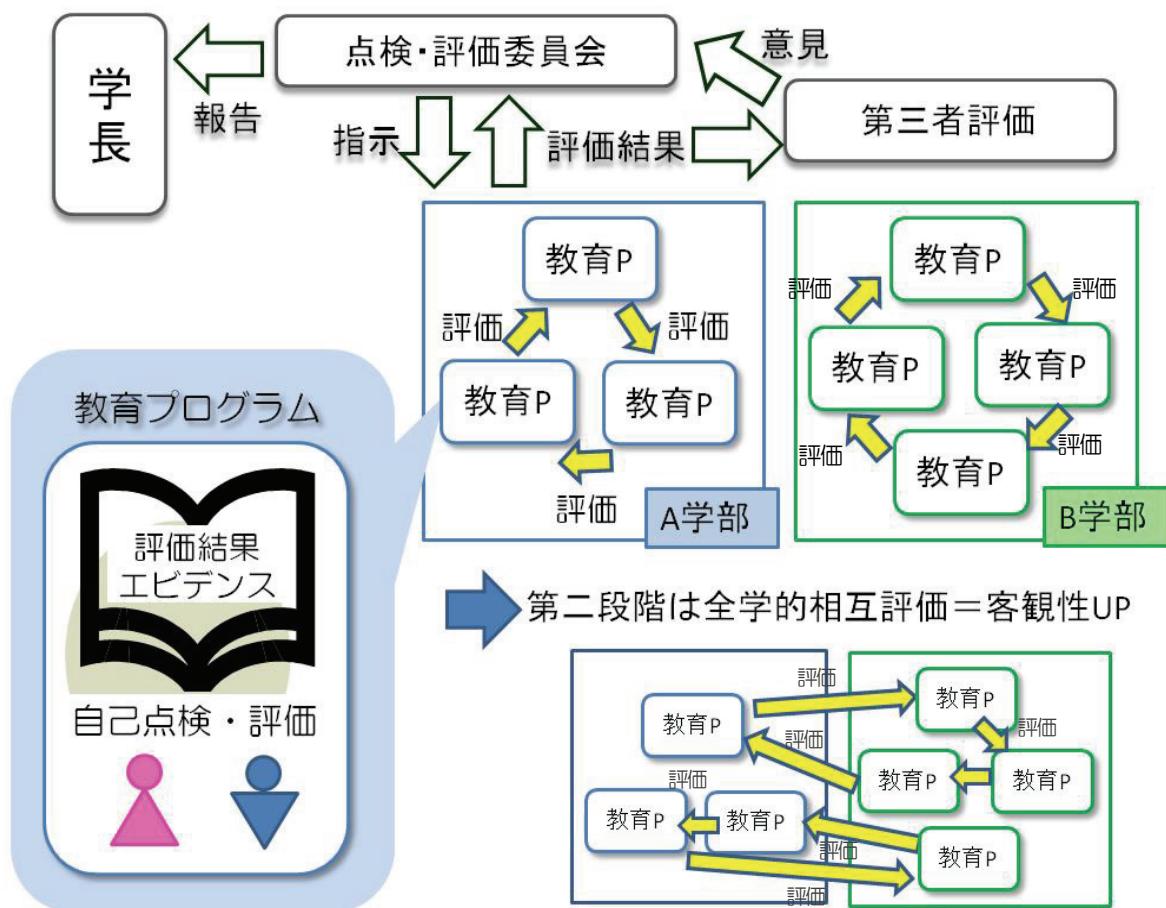
教育の内部質保証に関する方針

大学の目標計画に基づき、自立的かつ自律的な教育の質の維持・向上を絶えず図るため、以下の方針により内部質保証を推進する。

- 1) 各学科等によって提供される教育プログラムの教育改善の取り組みに関し、客観的な相互評価を全学的に行う。
- 2) 各学科等によって提供される教育プログラムの教育改善の取り組みに関する情報の共有化を推進する。
- 3) 開かれた大学として経営協議会や同窓会等による客観的な第三者評価を行う。
- 4) 相互評価および第三者評価の結果を教育改善に反映させ、教育の質の維持・向上を図る。

以下は参考・・・・・・・・・・・・

教育の内部質保証の概念図



資料8－1－①－3 内部質保証のための体制と取組

内部質保証のための要素	実施体制・責任部署	内部質保証のためのシステム (組織の体制、機能、取組)	本評価書の参照箇所
内部質保証に関する全学の方針・責任体制	○点検・評価委員会 ○企画広報部	<p>○本学の自己評価等の方針は「宇都宮大学学則」に定めている。この方針の下、点検・評価委員会規程に全学的な評価体制とその内容を定め、内部質保証に向けた自己点検・評価、改善活動を展開している。平成26年度点検・評価委員会においては、理事（企画・広報担当）を委員長とし、各学部選出教員、事務局4部の筆頭課長で構成している。</p> <p>○全学的対応が必要な第三者評価にあたっては、点検・評価委員会と企画広報部が連携をし、自己点検・評価活動を統括するとともに、提示された評価結果への対応を学内に促している。</p> <p>○各部局で実施した自己点検・評価や外部評価の結果を、点検・評価委員会に報告し、教育の成果や課題を全学的に整理・共有するとともに、具体的な解決を図っている。</p>	観点8－1－① 観点9－3－① 観点9－3－③
教育プログラムの承認・定期的点検・改善	○教育研究評議会 ○教育企画会議 ○教務委員会（全学） ○基盤教育センター ○各学部・研究科 ○学務部	<p>○教育研究評議会は、教育活動に係る重要事項を審議する機関として置かれ、教育課程編成方針に係る事項、教育及び研究の状況の自己点検・評価に関する事項等についても審議を行っている。</p> <p>○教育企画会議は、教育研究評議会のいわゆる諮問機関の1つであり、理事（教育・学生担当）を委員長とし、各学部評議員等で構成され、教育に関する基本方針の策定について専門的に審議を行っている。</p> <p>○教務委員会（全学）では、理事（教育・学生担当）を委員長とし、各学部の教務委員長や、副委員長、基盤教育センター教員、学務部長等により、基盤教育や各学部の専門教育等を含めた教務に関する全学的な重要事項の審議を行っている。</p> <p>○基盤教育センターでは、基盤教育企画委員会及び基盤教育運営会議において、基盤教育に係る事項の審議を行っている。</p> <p>○各学部・研究科では、教務委員会等において、「教育課程編成・実施の方針」を踏まえた教育課程の妥当性を検証し、教育プログラムや授業科目開設の承認及び定期的点検や改善を行っている。</p>	観点2－1－② 観点2－2－① 観点5－1－② 観点5－2－② 観点5－4－② 観点5－5－② 観点6－1－① 観点6－2－② 観点8－1－①

教職員の点検・能力開発	<ul style="list-style-type: none"> 【教員評価】 <ul style="list-style-type: none"> ○点検・評価委員会 ○企画広報部 【FD・研修】 <ul style="list-style-type: none"> ○教育企画会議 ○各学部・研究科 ○学務部 ○総務部 	<ul style="list-style-type: none"> 【教員評価】 <ul style="list-style-type: none"> ○「国立大学法人宇都宮大学教員評価実施要領」を定め、教員は毎年自己評価を行っており、各学部・研究科では2年ごとに教員評価を行っている。 【FD・研修】 <ul style="list-style-type: none"> ○「FD の活性化について」を定め、全学 FD の日や、教員相互の授業参観、ベストレクチャー受賞者による授業実践の紹介等、様々な FD 活動を展開している。また、総務部による「新任職員研修会」を実施している。 	観点3－2－② 観点8－1－① 観点8－2－② 観点9－2－④
学習環境や学生支援の点検・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○教務委員会（全学） ○学務委員会（全学） ○各学部・研究科 ○学務部 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習環境や学生支援の点検・改善については、全学の教務委員会や学務委員会、学務部が中心となり、各学部・研究科と連携を取りながら、学生のニーズ把握や改善に努めている。 	観点7－2－② 観点7－2－⑤ 観点9－2－②
大学や部局の教育に関する目的・目標に対する点検・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・評価委員会 ○各学部・研究科 ○企画広報部 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・評価委員会において、企画広報部と連携して中期目標・中期計画・年度計画の立案を行うとともに、それら進捗状況の評価を行っている。また、自己点検・評価結果を踏まえた改善課題に関する審議を行っている。 ○各学部・研究科においても、評価委員会等を組織して、それぞれ自己点検・評価及び改善の取組を行っている。 ○第三者評価での改善指摘は、次年度以降の計画に反映するなど改善を進め、優れた点として評価された事項について、更なる機能充実や学内外周知に努めている。 	観点8－1－① 観点8－1－③ 観点9－3－① 観点9－3－② 観点9－3－③
質保証への学生や外部者の関与	<ul style="list-style-type: none"> ○教育企画会議 ○基盤教育センター ○キャリア教育・就職支援センター ○各学部・研究科 ○学務部 	<ul style="list-style-type: none"> 【学生からの意見聴取等】 <ul style="list-style-type: none"> ○基盤科目及び専門教育科目について、定期的に授業評価アンケートを実施し、その結果を各授業担当者に返却することで、次年度の授業改善につなげている。このほか、学修全般、生活支援等についても、学生から各種の意見聴取を行っている。 【外部からの意見聴取等】 <ul style="list-style-type: none"> ○各部局それぞれで外部評価を実施しているほか、卒業生の就職先企業や同窓会、保護者からも意見を聞く機会を設けている。 	観点4－1－④ 観点6－1－② 観点6－2－② 観点8－1－② 観点8－1－③ 観点9－2－② 観点9－3－② 観点9－3－③

教育に関する情報の収集・分析	○教育企画会議 ○基盤教育センター ○各学部・研究科 ○学務部 ○情報戦略・IR 室	○「宇都宮大学教員情報データベース」に、教育・研究・社会貢献・大学運営等に関する実績を教員自ら入力し、教員の自己評価を行っている。 ○本学の教育活動の実態を示す資料やデータの収集及び自己点検・評価において、基盤教育に関しては基盤教育センターと学務部が行い、専門教育に関しては各学部と学務部が行っている。 ○情報戦略・IR 室においても、資料やデータの収集及び蓄積を行っている。	観点 3-2-② 観点 8-1-① 観点 9-3-①
教育情報等の公表	○広報連携委員会 ○各学部・研究科 ○企画広報部	○学校教育法及び学校教育法施行規則に即し、教育の質保証や消費者保護の観点から、入学志願者や在学生、保護者等に対して、教育研究活動に関する情報（入試情報や「3ポリシー」を含む）、大学評価に関する情報、財務諸表等についての情報を、大学ウェブサイトや大学広報などを通じて定期的に公表している。	観点 10-1-③

※本表は、大学評価・学位授与機構「教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案）」

http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/no13_20130321_gaidorain_6.pdf (p. 5) を参考に作成。

資料 8-1-①-4 国立大学法人宇都宮大学評価規程

(<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/02-010.pdf>)

(点検・評価委員会の設置)

第3条 本学に、組織等評価、中期計画・年度計画評価及び認証評価を実施するため宇都宮大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を置く。

2 点検・評価委員会に関し必要な事項は別に定める。

資料 8-1-①-5 宇都宮大学点検・評価委員会規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-032.pdf>)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学評価規程（以下「評価規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、宇都宮大学点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 評価規程第2条第1号に規定する組織等評価に関する事。
- 二 評価規程第2条第3号に規定する中期計画・年度計画評価に関する事。
- 三 評価規程第2条第4号に規定する認証評価に関する事。
- 四 前3号の結果の公表に関する事。
- 五 評価結果に基づく改善方策の提言に関する事。
- 六 改善の達成度の検証に関する事。
- 七 その他本学における点検・評価に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 理事のうち学長が指名した者 1名
 - 二 教員のうち学長が指名した者 若干名
 - 三 事務職員のうち学長が指名した者 若干名
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

資料8－1－①－6 国立大学法人宇都宮大学情報戦略・IR 室要項

(<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-435.pdf>)

(設置)

第1 国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）に、情報戦略及びIR（Institutional Research）を推進するため、学長の下に国立大学法人宇都宮大学情報戦略・IR室（以下「情報戦略・IR室」という。）を置く。

(業務)

第2 情報戦略・IR室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報戦略及びIRに係る施策に関すること。
- (2) 情報戦略及びIRに係る連絡調整に関すること。
- (3) その他情報戦略・IRに関すること。

資料8－1－①－7 各学部・研究科等における教育の質保証に向けた自己点検・評価に関する取組

部局等	取組内容
国際学部・ 国際学研究科	教員は、教育情報データベースと連動した国際学部独自の評価項目に基づき、毎年度末に自己評価書を作成し、学部長に提出している。教員各自が作成した教育研究、組織・運営、社会・地域貢献の各分野の自己評価書を、国際学部・国際学研究科点検・評価委員会が再度点検し、その結果に基づき、要件を欠く教員についてはPDCAサイクルを円滑に機能させ、適切な指導を行っている。
教育学部・ 教育学研究科	平成24年度より、毎年「全学FDの日」において教育の質保証に向けた個別FD活動を実施し、取組の成果と課題を整理しカリキュラムマップの見直しや教育組織改革・学生指導方法の検討など、次年度の授業改善に役立てている。また、個別FD活動の取組について学部構成員に対しアンケート調査を実施、自己点検・評価を行うとともに、全学の点検・評価委員会に公表と報告を行っている。
工学部・ 工学研究科	「全学FDの日」における教育の質保証に向けた個別FD活動の一環として、カリキュラムマップの見直しや教育方法・学生指導方法の改革を進めるなど、学部・研究科全体として自己点検に取り組んでいる。 さらに、各学科・コースにおいて、教育プログラム等の見直しや、自己点検、改革を、PDCAサイクルに従い、JABEE取得経験のある学科（機械システム工学科、応用化学科、建

	設学科建築学コース、建設学科建設工学コース) はもとより、未取得の学科においても、毎年進めている。
農学部・農学研究科	<p>学部FDとして大学院教育を題材に実態調査・分析を行い、全教員で認識の共有を図っている。さらに、農学部教務委員会においては、学期ごとにIRとして学科ごとの開講科目の成績評価を分析し、自己点検を行っている。</p> <p>各学科においては、主として教務委員会から提起される案件に基づき、学科教員会議で教育改善について審議している。また、一部学科では、教員数名からなる教育改善委員会を常置して、教育改善方策について検討している。</p> <p>さらに、JABEE認定の農業環境工学科や森林科学科はもとより、それ以外の学科においても、教育プログラム等の見直しや、自己点検、改革を、PDCAサイクルに従い、毎年進めている。</p>
基盤教育センター(基盤教育科目)	全学の授業改善アンケートを実施するとともに、基盤教育独自に、学期ごとの「基盤教育科目の成績評価分布状況」を分析し、基盤教育運営会議にて点検・評価を行っている(前掲別添資料5-3-③-1)。また、現在進めているアクティブ・ラーニングの推進に関しては、基盤教育センターが中心となって、平成25年度に全学のアクティブ・ラーニング補足調査を行い、平成26年度以降の改革基礎資料として用いている。

資料8-1-①-8 平成26年度教育改善経費 26年度実績

① 宇大教育個性化プロジェクト(学内GP)	9,000千円						
プレゼンテーションを経て、以下計9,000千円を配分							
<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>国際学部 1,480千円</td></tr> <tr><td>教育学部 1,800千円</td></tr> <tr><td>工学研究科 2,840千円</td></tr> <tr><td>農学部 1,880千円</td></tr> <tr><td>基盤教育センター 1,000千円</td></tr> </table>		国際学部 1,480千円	教育学部 1,800千円	工学研究科 2,840千円	農学部 1,880千円	基盤教育センター 1,000千円	
国際学部 1,480千円							
教育学部 1,800千円							
工学研究科 2,840千円							
農学部 1,880千円							
基盤教育センター 1,000千円							
② 教育充実・改善支援 「教育プログラム支援」	2,251千円						
公募(応募総数32件)及び審査を経て、以下計14件(2,251千円)を採択							
<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>国際学部 1件 (160千円)</td></tr> <tr><td>教育学部 4件 (612千円)</td></tr> <tr><td>工学研究科 3件 (440千円)</td></tr> <tr><td>農学部 4件 (679千円)</td></tr> <tr><td>留学生・国際交流センター 1件 (160千円)</td></tr> <tr><td>基盤教育センター 1件 (200千円)</td></tr> </table>		国際学部 1件 (160千円)	教育学部 4件 (612千円)	工学研究科 3件 (440千円)	農学部 4件 (679千円)	留学生・国際交流センター 1件 (160千円)	基盤教育センター 1件 (200千円)
国際学部 1件 (160千円)							
教育学部 4件 (612千円)							
工学研究科 3件 (440千円)							
農学部 4件 (679千円)							
留学生・国際交流センター 1件 (160千円)							
基盤教育センター 1件 (200千円)							

別添資料8-1-①-1 宇都宮大学教員情報データベース (トップ画面及び入力画面例)

別添資料8-1-①-2 教育の質保証に関する取組について

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究水準の向上及び本学の目的達成のため、自己評価等の方針を学則に定めている。この方針の下、点検・評価委員会や各学部学科の評価委員会等を中心とした評価の責任体制の構築や、「教育の内部質保証に関する方針」を策定し、自己点検・評価及び改善活動を展開している。

全学的に取り組む第三者評価にあたっては、点検・評価委員会が企画広報部と連携して自己点検・評価活動を統括するとともに、評価結果への対応を促している。

以上のことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され機能していると判断する。

観点8－1－②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学生の意見を直接聴く機会として、学長ティータイム（前掲資料7－2－⑤－1）を実施している。また、農学部では農学部目安箱（資料8－1－②－1）を設置し、年間を通して要望聴取等を行っている。

学士課程においては、全学として、学生による授業評価アンケート（前掲資料6－1－②－1）を半期ごとに実施しており、授業評価アンケート結果については報告書（前掲別添資料6－1－②－1～2）の形で各授業担当教員へ返却している。また、授業評価アンケート結果を参考に優れた講義を行っている教員にベストレクチャー賞を授与し、教員相互の授業改善の意識向上に役立てている。ベストレクチャー賞は、優れた授業への取組であることから、本学における志願者確保の観点から、その授業内容の動画を本学ウェブサイトに掲載し、広報活動にも活用している（資料8－1－②－2、別添資料8－1－②－1）。また、上記アンケートの他、授業期間の途中に、授業改善に役立てることを目的とする中間アンケート（資料8－1－②－3）を実施して学生の意見聴取を行っている。

卒業時、修了時に学生に対するアンケートを実施している学部・研究科もあり、集計結果を次年度の改善に役立てている（前掲別添資料6－2－②－2）。

また、教員の意見については、教員相互の授業参観により意見を聴取し、聴取結果を授業に反映させることで教育の質の改善・向上を図っている（別添資料8－1－②－2）。

資料8－1－②－1 農学部学生目安箱 <http://env.mine.utsunomiya-u.ac.jp/intro/green13/pdf/17.pdf>

資料8－1－②－2 「宇都宮大学ベストレクチャー賞」（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/important/2014/09/001716.php>

資料8－1－②－3 授業評価（「中間アンケート」）の実施（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/teach-eva.php>

別添資料8－1－②－1：第11回「宇都宮大学ベストレクチャー賞」選考要項

別添資料 8－1－②－2：宇都宮大学における教員相互の授業参観実施要項

【分析結果とその根拠理由】

学生からの意見聴取は、授業評価アンケートや中間アンケート及び学長ティータイム等で定期的に実施している。授業評価アンケートは、全学で実施し、分析結果を担当教員に報告している。また、授業評価アンケート結果を参考に、優れた講義を行っている教員にベストレクチャー賞を授与するとともに、授業内容の動画を本学ウェブサイトに掲載し、広報活動にも活用している。中間アンケートは、受講している学生の授業改善に対する意見を担当教員が聴取することで授業期間中の授業改善に活用している。

教員からの意見聴取は、教員相互の授業参観等で実施され、聴取結果は授業等の具体的な改善に役立てられる。

以上のことから、大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 8－1－③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学外関係者の意見聴取の方法として、各学部・学科等において外部評価を実施しているほか、本学理事や県内の産業界から選出された委員による「産業界のニーズに対応した教育改善のための産官学会議」を通じて、産業界からの意見を聴取している（資料 8－1－③－1、別添資料 8－1－③－1、訪問調査時閲覧資料 8－1－③－1）。また、卒業生の就職先企業（前掲別添資料 6－2－②－4）や同窓会（資料 8－1－③－2）、保護者（別添資料 8－1－③－2）からも意見を聞く機会を設けている。

このほか、学外委員を含む経営協議会も、本学教育に対する重要な意見聴取の機会となっている（後掲資料 9－2－②－6）。栃木県内高校進路担当教諭との連絡協議会も毎年実施しており、教育関係者の意見を聴取する機会を設けている（前掲資料 4－1－④－1）。

なお、国立大学法人評価委員会による国立大学法人評価や、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価（平成 20 年度受審）において指摘された事項について、次年度以降の取組や計画に反映している（後掲資料 9－3－③－2）。

資料 8－1－③－1 各学部・学科等における外部評価及び学外関係者からの意見聴取

被評価組織名	評価実施年度	評価者・評価報告書	反映事例
国際学部・国際学研究科	平成 21 年度 平成 23 年度	宇都宮大学国際学部・国際学研究科外部評価委員「外部評価報告書」	地元有力企業の名誉副会長や、地元新聞社の論説委員から、国際学部の評価を受けている。特に、地域企業・社会と卒業生との関係強化の要請や、地域の歴史文化への理解促進の要請、人材養成への強い期待が国際学部に寄せられた。 指摘事項のうち、一般的な事項を「FD 委員会」、カリキュラムや入試等事項を「将来検討委員会」において、そ

			それぞれ議論している。その結果、入試の配点・科目等は27年度から改善・実施された。そのほか検討が必要な事項についても、相当する委員会で継続的に議論し、改善を図っている。
教育学部・教育学研究科	平成23年度	宇都宮大学教育学部・教育学研究科外部評価委員	不登校の児童生徒の支援にあたることのできる臨床心理士の養成に努めてほしいとの意見があり、第3期中期目標期間中の教育学研究科修士課程の見直しにおいて、臨床心理士の養成を含め検討する予定である。
	平成23年度	教育実習Ⅲ（協力校実習）アンケート	学校教育教員養成課程において、毎年、教育実習Ⅰ・Ⅲ（公立学校での実習）実施後、現場教員から意見・要望を聴取し、教育実践科目の内容改善・運営方法の見直しを図っている。
	平成24年度	学校体験実施校によるアンケート	
工学部・工学研究科	平成26年度	近隣大学と分野別（学科別）の相互評価を行った。 (電気電子工学科は群馬大学と、情報工学科は茨城大学と行った。)	相互評価における意見や指摘事項は、各学科の教育の質改善と機能強化に反映させている。 応用化学科は平成21年度と平成22年度に群馬大学と相互評価を行ったため、平成26年度は実施しなかった。 また、JABEE認定学科（機械工学科、建設学科建設工学コース）では、同プログラムの認定審査をもって、教育の機能の強化にも反映させている。
工学部機械工学科	平成24年度	日本技術者教育認定機構（JABEE）	審査に際しての指摘・質問を、教育の質改善に活用している。
工学部電気電子工学科	平成26年度	群馬大学理工学部電子情報工学科電気電子コースとの相互評価	群馬大学との相互評価を行い、教育プログラムに関する特徴についてご指摘をいただき、今後のプログラム改訂への参考とした。
工学部応用化学科	平成21年度 平成22年度	群馬大学大学院工学研究科	平成21年度と平成22年度に群馬大学工学部化学系との相互評価を実施した。評価の項目としては、主に学部の教育、入試、就職ならびに大学院の定員等であった。 相互評価・意見交換は、教育プログラムの修繕や教育質の向上に有意に促進されている。
工学部建設学科建設工学コース	平成22年度	日本技術者教育認定機構（JABEE）	審査に際しての指摘・質問を、教育の質改善に活用している。
工学部情報工学科・工学研究科情報システム科学専攻	平成26年度	茨城大学工学部情報工学科・大学院理工学研究科情報工学専攻教員	指摘および質問事項に関して、教育の質の改善に活用している。

工学部附属ものづくり創成工学センター	平成 24 年度	ものづくり創成工学センター評価委員会	産官学および保護者代表の有識者からなる評価委員会から、工学部・工学研究科における創造性教育・ものづくり教育カリキュラムについて指摘・意見をいただき、以降のカリキュラム改訂、科目内容の改訂に反映している。
農学部・農学研究科	平成 20 年度 平成 21 年度	農学部顧問会議 農学部運営諮問会議	農学部において過去数回の外部評価を実施している。一部学科においては、「教育システム外部委員会」を毎年開催しており、学科の教育システムおよび卒業生の質について意見を聴取している。(前掲別添資料 6-2-②-3)
農学部農業環境工学科	平成 15 年度	日本技術者教育認定機構 (JABEE)	審査に際しての指摘・質問を、教育の質改善に活用している。
農学部森林科学科	平成 16 年度		
基盤教育センター	平成 25 年度	宇都宮大学基盤教育センター「平成 25 年度文部科学省特別経費に係る外部評価会議」	外部評価会議で出された意見については、平成 26 年度の特別経費事業に反映するほか、ここでの評価結果に基づき、文部科学省「大学教育再生加速プログラム」への申請をまとめ、採択を受けるに至った。
	平成 26 年度	宇都宮大学平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」に関する外部評価委員会	これまでの本学の教育改革に関する取組内容について説明するとともに、本事業の事業構想について発表し、今後の方向性について外部の高等教育の専門家の意見を聴取した。特にルーブリックによる学生の能力測定については、困難さと厳しい指摘を受けると同時に、そこを乗り越えて実現させてほしいというエールを受けており、次年度以降の活動の実質化において反映させることとした。
キャリア教育・就職支援センター、留学生・国際交流センター、国際学部	平成 25 年度 平成 26 年度	産業界のニーズに対応した教育改善のための産官学会議	産業界委員からの意見を参考に、産業界のニーズに対応したキャリア開発科目の高次化及び産官学地域共同によるインターンシップの高次化に関し、キャリア教育・就職支援センターにおける「課題発見・解決型インターンシップ」、留学生・国際交流センターにおける「国際インターンシップ」、国際学部における「国際キャリア合宿セミナー」、など教育プログラムの改善を図っている。

資料8－1－③－2 宇都宮大学各学部等同窓会連絡協議会申合せ

宇都宮大学各学部等同窓会連絡協議会申合せ

第1 宇都宮大学国際学部同窓会、教育学部同窓会、工学部同窓会、農学部同窓会及び国際学研究科同窓会（以下「各同窓会」という。）と宇都宮大学は、母校の発展と各同窓会の発展を目的として、情報交換及び連携協力をを行うため、宇都宮大学各学部等同窓会連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 協議会は、次の事項について検討・調整する。

- 一 各同窓会連携の推進に関すること。
- 二 宇都宮大学と各同窓会の連携と協力に関すること。
- 三 その他協議会の目的に沿った事業活動に関すること。

（以下略）

別添資料8－1－③－1：産業界のニーズに対応した教育改善のための産官学会議要項

別添資料8－1－③－2：新入生保護者アンケート

訪問調査時閲覧資料8－1－③－1：各学部における外部評価報告書

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者の意見聴取は、外部評価を始め、卒業生の就職先関係者・同窓会関係者・保護者等との懇談やアンケート調査、地域社会とのネットワークを通じた意見聴取等を行っている。また、これら学外関係者から得られた意見は、次年度以降の計画に反映するとともに教育の質の改善・向上に活かしている。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点8－2－①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、平成20年度に教育研究評議会において策定した「FDの活性化について」（別添資料8－2－①－1）に基づき「全学のFD」を推進している（資料8－2－①－1～2、別添資料8－2－①－2）。また、ベストレクチャー賞としての教員表彰（前掲資料8－1－②－2）を行っており、受賞者による授業実践の紹介も行っている。教員相互の授業参観（前掲別添資料8－1－②－2）も行われている。

日常的FD活動として、各教員は、学生による授業評価を次年度の授業改善に活かすことや、授業評価中間アンケート（前掲資料8－1－②－3）に基づく自己検証を行い、その結果を当該年度の授業改善に活かしている。

各学部・研究科においても、それぞれの特性に応じたFDを実施し、学内外の取組や活動について学ぶことで、教育の改善に活かしている（資料8－2－①－3）。

資料8－2－①－1 「全学FDの日」テーマ一覧

年度	開催日	「全学FDの日」テーマ	備考
平成21年度	平成21年9月29日	“3方針”の連結による教育内容の見える化と質向上	
平成22年度	平成22年9月29日	なぜ今、共通教育（教養教育）改革か	
平成23年度	平成23年9月29日	教育の内部質保証	
平成24年度	平成24年9月27日	学士課程教育の質的転換	外部講師招聘
平成25年度	平成25年9月27日	アクティブ・ラーニングによる教育の現状と実践的課題	外部講師招聘
平成26年度	平成26年9月29日	大学におけるIRの実際と役割	外部講師招聘

資料8－2－①－2 平成26年度「全学FDの日」における全学シンポジウム及び各学部個別FDの教員参加状況

区分	所属学部 (所属教授会)	現員(人) (H26.5.1現在の 常勤教員)	参加者数(人) (特任教員及び特定 科目担当教員を含む)	参加率(%)	備考
全学シンポジウム	国際学部	39	30	76.9	留学生・国際交流センター、基盤教育センターを含む
	教育学部	87	47	54.0	地域連携教育研究センター、保健管理センター、キャリア教育・就職支援センター、教職センターを含む
	工学部 工学研究科	128	79	61.7	総合メディア基盤センター、地域共生研究開発センター、オプティクス教育研究センターを含む
	農学部	80	34	42.5	雑草と里山の科学研究センター、バイオサイエンス教育研究センターを含む
各学部個別FD	国際学部	39	28	71.8	留学生・国際交流センター、基盤教育センターを含む
	教育学部	87	51	58.6	地域連携教育研究センター、保健管理センター、キャリア教育・就職支援センター、教職センターを含む
	工学部 工学研究科	128	97	75.8	総合メディア基盤センター、地域共生研究開発センター、オプティクス教育研究センターを含む
	農学部	80	41	51.3	雑草と里山の科学研究センター、バイオサイエンス教育研究センターを含む

資料8－2－①－3 各学部・研究科でのFDの取組状況（平成26年度）

<平成 26 年度 国際学部での FD の取組状況>

①開催日：平成 26 年 4 月 29 日

テーマ：大学改革の議論の経過と現状および今後の課題

報告者：田巻 松雄（学部長）

②開催日：平成 26 年 5 月 29 日

テーマ：大学改革 WG の進捗状況と国際学部の機能強化

報告者：田巻 松雄（学部長）

③開催日：平成 26 年 6 月 24 日

テーマ：国際学部の国際交流活動の現状と課題

報告者：松金 公正

④開催日：平成 26 年 7 月 22 日

テーマ：2014 年度に新規着任された先生方による教育・研究

報告者：出羽 尚、栗原 俊輔、立花 有希

⑤開催日：平成 26 年 9 月 29 日

テーマ：【全学 FD の日 個別 FD 活動】

（1）国際学部における高校訪問等の経験共有と学部入試のあり方

（2）高校訪問と入試改善の方法—IR との関連を含む

報告者：田口 卓臣、清水 奈名子、佐々木 一隆

⑥開催日：平成 26 年 9 月 30 日

テーマ：グローバル人材育成教育について

話題提供者：茅野 甚治郎 理事（教育・学生担当）

⑦開催日：平成 26 年 10 月 28 日

テーマ：平成 28 年 4 月からの学部改革に向けて

報告者：田巻 松雄（学部長）

⑧開催日：平成 26 年 11 月 25 日

テーマ：学部改革に向けた外国語関連教育プログラムの整備

報告者：佐々木 一隆、中村 真

⑨開催日：平成 26 年 12 月 16 日

テーマ：（1）外国語教育の目標の数値化と見える化

（2）今後の国際キャリア開発プログラムと ICS の扱い

報告者：佐々木 一隆、松金 公正、重田 康博、清水 奈名子

⑩開催日：平成 27 年 1 月 20 日

テーマ：国際学部の機能強化について

話題提供者：田巻 松雄（学部長）

⑪開催日：平成 27 年 2 月 24 日

テーマ：（1）学部長の選出方法について

（2）外国人生徒の入試特別枠に関する文部科学省ヒアリングの結果報告

発表者：田巻 松雄（学部長）、松尾 昌樹

⑫開催日：平成 27 年 3 月 23 日

テーマ：国際学部の改組に向けて

報告者：田巻 松雄（学部長）

<平成 26 年度 教育学部での FD の取組状況>

①開催日：平成 26 年 4 月 22 日

テーマ：宇都宮大学教育学部期待すること

発表者：瓦井 千尋 教職センター教授・副センター長

②開催日：平成 26 年 5 月 27 日

テーマ：学部改革の方向性についての意見交換

発表者：伊東 明彦

③開催日：平成 26 年 6 月 24 日

テーマ：学部改革の方向性についての意見交換

発表者：伊東 明彦

④開催日：平成 26 年 7 月 24 日

テーマ：総合人間形成課程における学生指導の意義を考える－異分野教員協働による学生指導の実施に向けて－

発表者：松居 誠一郎、天沼 実、中島 望

⑤開催日：平成 26 年 9 月 29 日

テーマ：【全学 FD の日 個別 FD 活動】

小学校教員の志向を高める授業

発表者：茅野 理子、上原 秀一、大森 玲子

⑥開催日：平成 26 年 10 月 28 日

テーマ：栃木県における特別支援教育の実態－小中学校を中心に－

発表者：原田 浩司

⑦開催日：平成 26 年 11 月 25 日

テーマ：教育学部の将来を考える－若手教員と語ろう③－

発表者：司城 紀代美、三橋 秀生、新井 恵美

<平成 26 年度 工学部・工学研究科での FD の取組状況>

① 催日：平成 26 年 6 月 24 日

件 名：水準が高い研究や社会還元が顕著である研究の紹介

講 師：杉原 興浩 オプティクス教育研究センター教授

②開催日：平成 26 年 9 月 29 日

件 名：【全学 FD の日 個別 FD 活動】

IR (インスティテューション・リサーチ) について

③開催日：平成 26 年 11 月 13 日

件 名：建築教育運営協議会

講 師：斎藤 公男 氏 (日本大学教授)、藤原 宏史 氏 (設計事務所代表)

④開催日：平成 26 年 12 月 17 日

件 名：FD 研究講演会（工学部講演会）

演 題：「私の研究・教育作法」

講 師：細野 秀雄 氏 (東京工業大学教授)

<平成 26 年度 農学部での FD の取組状況>

①開催日：平成 26 年 4 月 22 日

件 名：新任教員の研究紹介

発表者：水重 貴文、福森 理加

②開催日：平成 26 年 9 月 29 日

件 名：【全学 FD の日 個別 FD 活動】リメディアル教育の効率的な導入について

発表者：斎藤 高広、松井 宏之

③開催日：平成 26 年 10 月 21 日

件 名：パデュ一大学訪問報告会

④開催日：平成 26 年 12 月 24 日

件 名：農学と大学改革について

講 師：藤井 克己 監事

⑤開催日：平成 27 年 3 月 12 日

件 名：特別講演会 Molecular regulation of phosphate starvation

講 師：ラグー 氏（パデュー大学教授）

別添資料 8-2-①-1 FD の活性化について

別添資料 8-2-①-2 平成 26 年度「全学 FD の日」

【分析結果とその根拠理由】

「FD の活性化について」に基づき、全学 FD の日、教員相互の授業参観、ベストレクチャー賞としての教員表彰等により、各学部・研究科はもとより全学にわたる FD を推進している。また、各教員は学生による授業評価や授業評価中間アンケートの結果を、授業改善に活かしている。

以上のことから、FD が適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るために研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生支援を担当する事務職員に対しては、教育活動支援の質の向上を目的とした研修会等に積極的に参加させている（資料 8-2-②-1）。

学生の実験・実習を補助する技術職員に対しては、職務に必要な専門的知識や技術の修得を目的とした研修会や講習会等に派遣することで、資質向上を図っている（資料 8-2-②-2）。

TA に対しても適切な指導を行っており、TA のための手引書（別添資料 8-2-②-1）を作成した上で講習会を独自に行っている学科もある。

資料 8-2-②-1 平成 26 年度における学務系職員に対する研修実施状況

実施日（平成 26 年）	研修名	参加人数
6月 3日	大学国際交流・海外研修管理者向け危機管理セミナー	1名
6月 21 日～22 日	平成 26 年度(第 1 回)普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会	1名
6月 29 日	セミナー「大学と社会をつなげる、ジェネリックスキルの「育成」」	1名
8月 5日	平成 26 年度日本学生支援機構奨学金学校事務新任者研修会	1名
8月 28 日～29 日	第 52 回全国大学保健管理協会関東甲信越地方部会研究集会	5名
8月 29 日	平成 26 年度障害学生支援ワークショップ	1名
9月 3日～4日	第 52 回全国大学保健管理研究集会	5名
9月 4日～6日	平成 26 年度スクーデントコンサルタント認定試験受験及び基礎研修講座	1名
9月 9日	平成 26 年度インターンシップ等実務者研修会	1名
9月 10 日	教育機関における留学生支援関係教職員向け研修会	1名
9月 13 日	平成 26 年度大学等におけるキャリア教育実践講習	1名
9月 30 日	大学の MOOC 活用に関するワークショップ	1名

11月 5日	平成26年度全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー1」	2名
11月 17日～19日	平成26年度関東・甲信越地区国立大学法人等係長研修	1名
11月 20日	平成26年度留学生指導教員及び事務担当者研修会	4名
12月 13日	平成26年度全国障害学生支援セミナー「専門テーマ別障害学生支援セミナー6」	2名
12月 18日～19日	平成26年度国立大学法人等若手職員勉強会	1名

資料8－2－②－2 平成26年度における技術職員に対する研修実施状況

実施日（平成26年）	研修名	参加人数
7月 8日～8月 11日	平成26年度栃木県家畜人工授精に関する講習会	1名
7月 18日	pH・水質分析 基礎セミナー	1名
8月 7日～8日	平成26年度関東・甲信越地域大学農場協議会総会並びに研究集会、研修会	2名
8月 20日～21日	車両系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育講習会	5名
8月 21日～22日	平成26年度関東・甲信越地域大学農場協議会技術研修会	3名
9月 1日	平成26年度工学部・工学研究科技術部全体研修	23名
9月 4日～5日	平成26年度全国大学附属農場協議会秋季全国協議会	1名
9月 4日～5日	平成26年度北海道大学総合技術研究会	1名
9月 18日	第3回北関東地区技術系職員安全管理ワークショップ	4名
9月 25日	平成26年度全国大学演習林協議会秋季総会	1名
10月 1日～2日	車両系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育講習会	2名
10月 17日	GNSSによる基準点測量技術	1名
10月 28日～30日	平成26年度中国・四国・近畿地区大学附属演習林等技術職員研修	1名
11月 17日～20日	第22回東海地区農学部附属演習林技術職員研修	2名
11月 18日	平成26年度危険物取扱者保安講習会	2名
1月 14日～15日	高エネルギー加速器研究機構技術職員シンポジウム	1名
1月 22日～23日	新規果樹としてのワイン用ブドウ栽培の調査	4名

別添資料8－2－②－1 ティーチング・アシスタント手引書（農学部応用生命化学科）

【分析結果とその根拠理由】

事務職員及び技術職員に対して、関係諸機関における研修に積極的に参加する機会を設けており、資質向上を図るために取組が十分行われていると判断する。また、TAに対しても必要に応じ適切な指導が行われている。

以上のことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るために研修等、その資質の向上を図るために取組が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・授業アンケートの結果を参考に優れた講義を行っている教員にベストレクチャー賞を授与するとともに、授業

内容の動画を本学ウェブサイトに掲載し、志願者確保のための広報活動にも活用している。また、中間アンケートを授業の改善に役立てるなど、講義の向上へフィードバックを行っている。

- ・大学をより良き学びの場として発展させることを目的に、学長が学生から直接意見を聴く「学長ティータイム」を平成 22 年度から毎月 1 回程度、継続して実施している。

【改善を要する点】

- ・ICT を活用して、より積極的に学生の意見を集約するシステムを導入し、大学運営に反映する仕組みを構築する必要がある。

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9－1－①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点に係る状況】

本学の資産等の状況は、資料9－1－①－1のとおりである。平成27年3月31日現在における資産の合計は81,176百万円、負債の合計は8,310百万円となっている。負債については、大半が国立大学法人会計基準固有の処理により計上されている。負債には学生寮整備のための借入金71百万円を含んでいるが、債務は過大ではなく財政状況は良好である。

資産のうち固定資産は79,194百万円である。このうち土地については延べ面積8,919千m²（演習林等を含む）で61,449百万円、建物については延べ面積167千m²で12,261百万円となっている。この他、土地及び建物以外の設備備品等固定資産についても、教育研究活動に必要な規模が確保されている（資料9－1－①－1）。

資料9－1－①－1 宇都宮大学の資産、負債の状況

（単位：百万円）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産	78,110	78,034	78,313	79,431	79,194
流动資産	2,034	1,871	2,991	2,807	1,982
資産合計	80,145	79,906	81,305	82,239	81,176
固定負債	5,872	6,015	5,923	6,465	6,470
流动負債	2,033	2,056	3,147	2,867	1,839
負債合計	7,905	8,072	9,070	9,332	8,310

【分析結果とその根拠理由】

本学は、安定した教育研究活動が行える十分な資産を有し、債務は過大ではなく財政状況は良好である。土地建物や、それ以外の設備備品等固定資産についても、教育研究活動に必要な規模が確保されている。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務も過大ではないと判断する。

観点9－1－②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の主な経常的収入は、運営費交付金及び学生納付金（授業料収入、入学料収入、検定料収入）である。学生の収容定員は充足しており、授業料収入は安定している。

本学の教育研究活動を高めるための自己収入の確保、外部資金の獲得にも努力している（資料9－1－②－1～3）。

資料9－1－②－1 全学予算に占める運営費交付金、授業料・入学料及び検定料、寄附金等収入一覧
 (単位：百万円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全学予算	9,526	9,652	9,723	9,453	9,286
運営費交付金	5,724	5,759	5,971	5,704	5,528
授業料・入学料及び検定料	3,043	3,027	2,897	2,763	2,715
寄附金等収入	541	615	605	600	559
目的積立金取崩額	-	-	-	135	227
その他雑収入	215	250	249	250	256

資料9－1－②－2 年度別自己収入の状況
 (単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
間接経費収入	58,973	71,710	77,377	76,225	70,070
講習料収入	24,014	27,490	27,364	27,523	26,819
農場収入	32,384	32,747	31,847	31,282	43,970
演習林収入	7,070	8,494	8,887	7,109	8,713
寄宿料収入	34,947	30,828	33,082	33,597	32,054
職員宿舎貸付料収入	19,754	20,967	20,575	20,438	20,510
学校財産貸付料収入	21,573	24,029	23,514	24,838	27,985
その他収入	43,955	52,930	52,229	49,252	53,645

資料9－1－②－3 年度別外部資金受入の状況
 (単位：千円)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額								
寄附金	285	231,132	167	218,820	220	243,946	204	181,654	247	179,240
受託研究	52	255,421	63	228,224	58	201,686	49	171,016	50	490,345
共同研究	115	111,891	116	100,608	115	94,533	101	76,031	102	78,425
受託事業	8	106,488	10	86,075	10	82,846	8	78,794	10	79,920
補助金	9	140,280	10	106,846	9	67,081	9	140,248	17	241,989
計	469	845,212	366	740,573	412	690,092	371	647,743	426	1,069,919

【分析結果とその根拠理由】

運営費交付金や学生納付金のほか、様々な自己収入や外部資金の継続的確保に努力しているが、教育研究活動を安定して展開するために更なる収入確保が求められる。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点9－1－③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法に則り、国立大学法人宇都宮大学中期計画に、中期的な収支計画及び資金計画を策定し、これを本学の財務上の基礎としている。各年度に係る予算、収支計画及び資金計画についても、国立大学法人法に則り、年度計画として策定している（資料9－1－③－1～2）。

収支に係る計画等に関連する収支予算案は、教育研究評議会、経営協議会の議を経て策定し、最終的に役員会で審議決定している。

収支予算と収支決算報告書は、大学ウェブサイト等で公表し、教職員、学生及び保護者をはじめ広く一般に明示している。（資料9－1－③－3）。

資料9－1－③－1 第2期中期計画

(p. 9～p. 13 「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」)
http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/ch-plan-2_H22-27.pdf

資料9－1－③－2 平成27年度 国立大学宇都宮大学 年度計画

(p. 7～p. 9（別紙）「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」)
http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/plan_H27.pdf

資料9－1－③－3 財務に関する情報（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukoukai/kessan.php>

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人法に則り、中期計画や年度計画において、収支計画及び資金計画を学内の適切な審議を経て策定している。これら収支に係る計画や収支予算は、大学ウェブサイト等により公表されている。

以上のことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点9－1－④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

収入予算や支出予算、資金状況等は、収支決算ベースでは支出超過とはなっていない。また、損益計算ベースでも損失とはなっていない（資料9－1－④－1、前掲資料9－1－③－3）。予算の執行にあたっては、各年度の予算編成方針（資料9－1－④－2）に基づき配分を行い、配分された予算の範囲内での執行に努めているため、基本的に支出超過になることはない。また、執行状況を毎月確認し一元的に把握している。

これにより、収入予算における減収等の収支バランスの変動を予測しながら、全学的な経費の見直しが可能となっている。

資料9－1－④－1 過去5年間の収支状況

○収支決算ベース

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	予算	決算								
収入	9,800	10,261	9,886	10,099	11,102	10,637	11,149	11,485	10,037	10,589
支出	9,800	10,113	9,886	10,100	11,102	10,522	11,149	11,413	10,037	10,278
収入－支出	－	148	－	△ 0	－	114	－	72	－	311

(注) 単位未満を切り捨てているため、差引額が一致しない場合がある。

○損益計算ベース

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常費用	9,953	10,000	9,708	9,685	10,171
経常収益	9,972	10,079	9,764	9,792	10,358
臨時損益	△ 2	△ 0	△ 8	△ 9	△ 6
目的積立金取崩	－	－	－	－	－
当期総損益	16	78	48	97	180

(注) 単位未満を切り捨てているため、差引額が一致しない場合がある。

資料9－1－④－2 各年度の予算編成方針

年度	URL（予算編成方針 PDF）
平成27年度	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/27yosan.pdf
平成26年度	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/26yosan.pdf
平成25年度	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/25yosan.pdf

【分析結果とその根拠理由】

収入予算や支出予算、資金状況等は、収支決算ベースでは支出超過とはなっていない。また、損益計算ベースでも損失とはなっていない。

以上のことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

観点9－1－⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育研究活動に対する経費として「基盤的教育研究費（教育経費、教員研究費及び教育研究運営費）」を予算計上し、各部局等へ一括配分している。

この他、教育支援経費として、教育改善に関する「教育改善経費」、教員養成に関する「教育

実習等特別経費」及び情報工学に関する「情報処理教育経費」を配分している。

また、研究支援経費として、若手教員やステップアップ支援を望む教員に対する研究助成経費である「若手萌芽的研究プロジェクト経費」、研究拠点創成ユニット(UU-COE)に対する研究助成経費、リサーチ・アドミニストレーター(URA)の配置等に係る経費である「個性化プロジェクト経費」及び研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究の研究遂行能力を育成するための経費である「RA 経費」を配分している。

さらに、中期目標・中期計画等に基づく計画的・戦略的な特色ある大学を目指すため、全学的な視点で予算を配分することを基本方針として、予算調整会議で予算編成方針（前掲資料9－1－④－2）を毎年度作成し、予算の戦略的・効率的な配分に努めている。

特に必要不可欠な施設・設備の整備を実施するために、キャンパスマスターplan（資料9－1－⑤－1）及び設備マスターplan（別添資料9－1－⑤－1）を策定の上、「教育研究環境改善経費」として予算を計上し適正な執行に努めている。

資料9－1－⑤－1 宇都宮大学キャンパスマスターplan

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukoukai/campus_plan.php

別添資料9－1－⑤－1 平成27年度宇都宮大学設備マスターplan

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教員に対し経常的な基盤的教育研究費として、「教育経費」、「教員研究費」を配分している。この他、本学のミッションの実現、強み・特色の創出・強化、質の保証の徹底を図っていくため、柔軟で戦略的な予算編成をしている。

また、施設及び設備のマスターplanを作成し、実行するための経費として教育研究環境改善経費を計上し、教育研究を支える上で必要不可欠な施設・設備の整備を計画的に行っている。

以上のことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点9－1－⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法に基づき、財務諸表等として、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書を事業年度ごとに作成し、大学ウェブサイトに説明文を付して公開している（前掲資料9－1－③－3）。

財務に係る会計監査は、独立行政法人通則法に定める監事監査及び会計監査人監査を実施している。また、学内に独立した監査室を設けて国立大学法人宇都宮大学会計監査規程に基づき、内部監査を実施している（資料9－1－⑥－1～2）。監事、会計監査人（監査法人）及び監査室の3者は、それぞれ緊密な連携を保ち、積極的に意見交換を行い効率的に監査している（資料9－1－⑥－3～4）。

資料9－1－⑥－1 宇都宮大学会計規程 (<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/08-010.pdf>)

第7章 内部監査

(監査)

第37条 学長は、予算の執行及び会計の適正を期するため、毎会計年度定期に、又は臨時に内部監査を行わせるものとする。

(細則)

第38条 内部監査については、別に定めるところにより業務の円滑な実施を確保するものとする。

資料9－1－⑥－2 国立大学法人宇都宮大学会計監査規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/08-040.pdf>

資料9－1－⑥－3 国立大学法人宇都宮大学の平成25事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/25kanjiiken.pdf>

資料9－1－⑥－4 独立監査人の監査報告書

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/25kansahoukoku.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は、関係法令に基づいて適切に作成され、大学ウェブサイト等で公表している。財務に係る会計監査については、監事、会計監査人（監査法人）及び監査室の3者がそれぞれ緊密な連携のうえ、独立性を保ちながら適正に行われている。

以上のことから、財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

**観点9－2－①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。
また、危機管理等に係る体制が整備されているか。**

【観点に係る状況】

学校教育法第92条第3項及び国立大学法人法第11条第1項に基づき、宇都宮大学は学長を置き、学長は国立大学法人宇都宮大学を代表し、その業務を総理している。その下で、国立大学法人法及び宇都宮大学役員会規程等（資料9－2－①－1～3）に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置し、中期目標・中期計画に沿いながら学長による最終決定の前に、大学の管理運営及び教育研究に係る重要事項についての審議が行われている（資料9－2－①－4）。これらの組織を支援する事務組織を4名の理事・副学長がその所掌する業務に応じて直接分掌して統括する形をとっている。

また、管理運営に係る事務組織とその所掌は、国立大学法人宇都宮大学事務組織規程（資料9－2－①－5）に基づいて、5部11課2室、2事務室及び各学部に事務部を置き（資料9－2

–①–6）、業務の遂行に必要な人員を配置している（資料9–2–①–7）。なお、大学院の事務は、該当する各学部の事務組織及び学務部が行っている。

危機管理に係る体制としては、宇都宮大学危機管理マニュアル（別添資料9–2–①–1）を整備し、地震総合訓練及び火災総合訓練等（別添資料9–2–①–2）を実施しているほか、年末年始やゴールデンウィークには学長・理事を始め、管理職の休暇等の予定をとりまとめ、事件事故等の発生時における対応を速やかに行うための体制を整備している（訪問調査時閲覧資料9–2–①–1）。学生及び教職員が登録をしている、宇都宮大学緊急メール（緊急連絡／安否確認サービス）は、大地震や新型インフルエンザ等の極めて重大な災害においていち早く安否確認や人命の安全を確保し、大学業務を継続するため、学長の判断により適用することとしており、実際に送受信の訓練も実施している（別添資料9–2–①–3）。また、宇都宮大学における研究費等の取扱いに関する規程に基づき、研究費等の不正使用防止計画を策定し、適切な管理を行っている（資料9–2–①–8～9）。

資料9–2–①–1 国立大学法人宇都宮大学役員会規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-020.pdf>

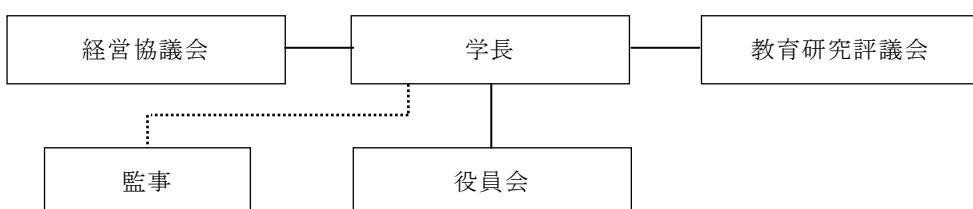
資料9–2–①–2 国立大学法人宇都宮大学経営協議会規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-030.pdf>

資料9–2–①–3 国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/01-040.pdf>

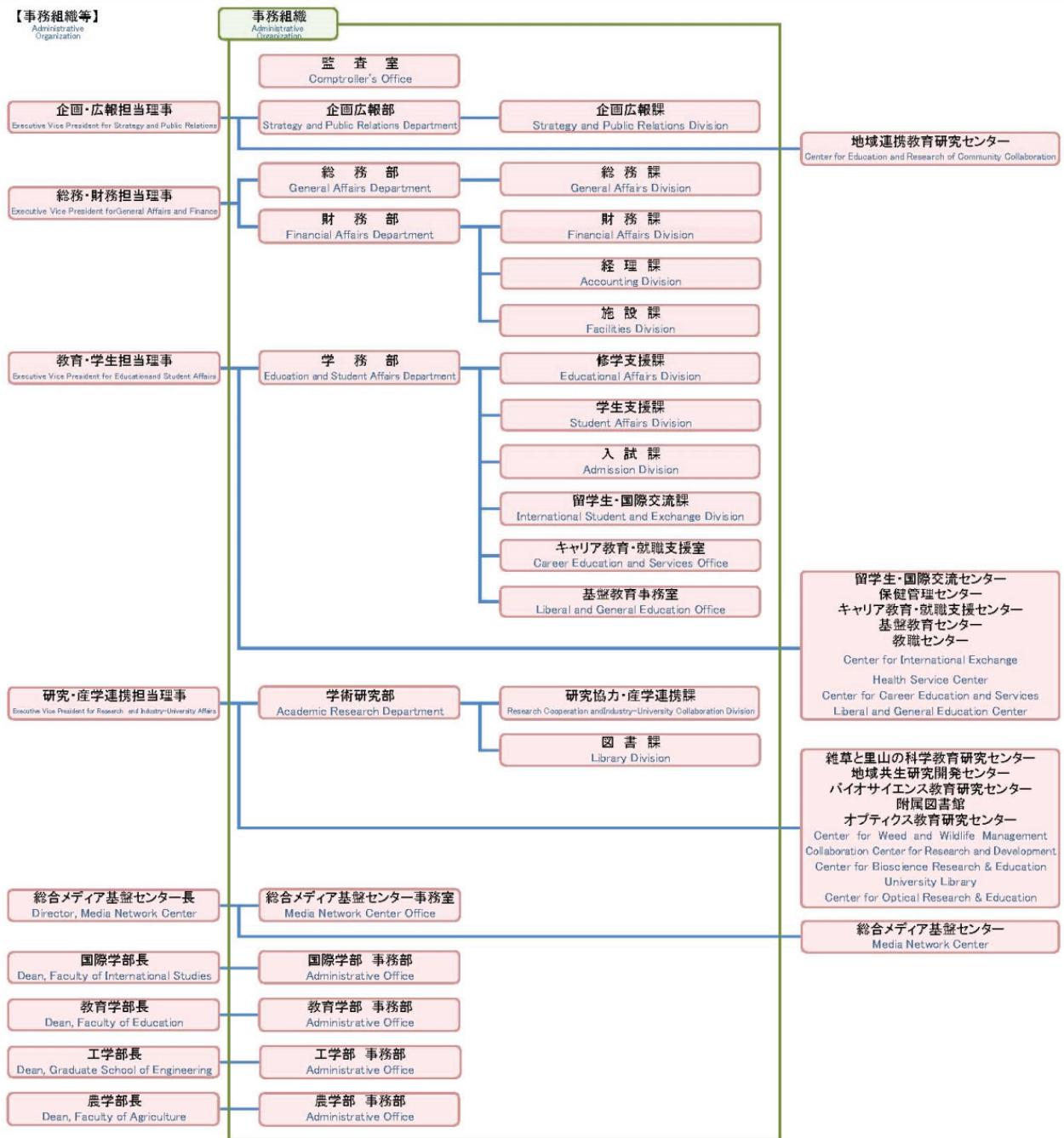
資料9–2–①–4 宇都宮大学の運営体制



資料9–2–①–5 国立大学法人宇都宮大学事務組織規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/06-010.pdf>

資料9–2–①–6 宇都宮大学の事務組織図



資料9－2－①－7 部局等の専任事務職員配置状況（平成27年5月1日現在）

部局等名	事務職員数（単位：人）
監査室	2
企画広報部	10
総務部	16
財務部	35
学務部	33
学術研究部	17
国際学部	5
教育学部	10
工学部	10
農学部	14
総合メディア基盤センター事務室	3

資料9－2－①－8 研究費等の取扱いに関する規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/08-105.pdf>

資料9－2－①－9 研究費等不正使用防止計画

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/fuseiboushi2014.pdf>

別添資料9－2－①－1：宇都宮大学危機管理マニュアル

別添資料9－2－①－2：平成26年度総合訓練実施概要（峰地区・陽東地区）

別添資料9－2－①－3：宇都宮大学緊急メール（緊急連絡／安否確認サービス）の運用方針

訪問調査時閲覧資料9－2－①－1：年末年始及びゴールデンウィークにおける管理職等の所在
並びに連絡先一覧

【分析結果とその根拠理由】

学長は、国立大学法人宇都宮大学を代表し、その業務を総理している。

管理運営については、学長の下に理事・副学長を置き、また、国立大学法人法に基づいて役員会、経営協議会及び教育研究評議会が設置され、大学の管理運営及び教育研究に係る重要事項の審議を行っている。

事務組織については、必要な部、課、室を設けて、適切な規模の職員を配置している。

危機管理等については、火災や地震時等の安全管理体制が整備され、防災訓練、消防訓練も実施しているほか、研究費等の不正使用防止のための体制も整備し、大学構成員に周知している。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点9－2－②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学長と学生が直接意見交換を行う「学長ティータイム」を平成22年度から継続して開催しており、実際に学生からの意見が課外活動施設の充実や教室等の環境整備等につながるなど、学生のニーズが積極的に管理運営に反映されている（別添資料9－2－②－1）。

教職員の意見やニーズは、「女性職員と学長との意見交換」及び「学長と若手職員の懇談会」を開催し、学長と職員が直接対話できる機会を設けることにより把握している（別添資料9－2－②－2～3）。また、平成27年度においては、若手教員（50歳未満）全員を対象とした学長との意見交換会を、17ある学科・専攻・系単位（都合17回）で行うこととしている（別添資料9－2－②－4）。

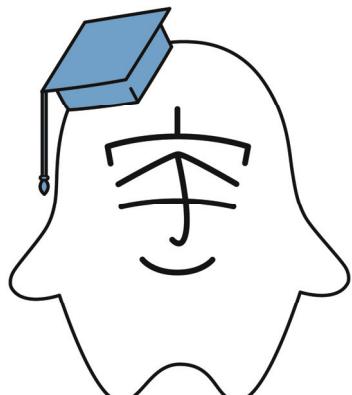
平成24年度に若手職員からの発案により創設された2つの若手職員SDグループでは、その活動の成果として「宇大あび～る隊！」の提案により、本学のアピールを目的として大学オリジナルキャラクターを学内公募により作成した（資料9－2－②－1）。また、「学生窓口対応向上グループ」が提案した「学生対応モットー及び学生対応行動指針」は、学生窓口サービスの向上に活かされている（資料9－2－②－2、別添資料9－2－②－5）。

学外関係者からの意見等については、新入生保護者アンケートの実施（前掲別添資料8－1－③－2）、地域連携協議会（資料9－2－②－3）や課題別地域懇談会（資料9－2－②－4）の開催（併せて県内26自治体すべてを訪問）とともに、近隣地区自治会長との懇談会（別添資料9－2－②－6）や同窓会連絡協議会（別添資料9－2－②－7）等を通じて、要望や課題の把握に努めている。

また、経営協議会では、学外委員から大学改革の方向性に対応した経営改善等の提言を受け、その対応状況について大学ウェブサイトで公開している（資料9－2－②－5）。さらに、学外委員に学内教育研究活動等に関する理解を深めてもらうことを目的として、農学部附属農場やオプティクス教育研究センター等の視察を実施し、幅広く意見聴取できる取組を行っている（資料9－2－②－6）。

また、ホームカミングデーを2年に1度開催し、本学卒業生や教職員OBを招いて意見交換の場として活用している（資料9－2－②－7）。

資料9－2－②－1 宇都宮大学オリジナルキャラクター



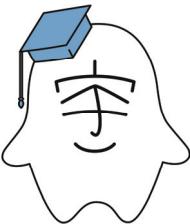
うーた
宇都宮大学オリジナルキャラクター「宇~太」

デザインは公募により教育学部3年生が発案したもの。
平成26年11月22日（開学記念日）にお披露され、
公式デビューした。

資料9－2－②－2 「学生対応モットー及び学生対応行動指針」

宇都宮大学事務職員 学生対応行動指針

1. 学生一人ひとりの立場で考え方行動します
2. 挨拶と笑顔を大切にします
3. 一人ひとりが宇都宮大学の代表であることを自覚します
4. 「迅速」「丁寧」「適切」な対応を心がけます
5. 職員間で情報を共有し、対応の質を向上させます



宇～太も職員も
宇大の顔だよ♪

(学生窓口対応向上グループ、総務部総務課)

※本行動指針は、浸透を図るために携帯用カード(名刺サイズ)の様式を作成しており、名刺の裏面に印刷することや、身につけることができる。

資料9－2－②－3 地域連携協議会要項

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-320.pdf>

資料9－2－②－4 課題別地域懇談会（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/topics/2014/10/001728.php>

資料9－2－②－5 経営協議会学外委員からの提言に対する対応（平成26年度）

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/H26keiei_taio.pdf

資料9－2－②－6 経営協議会学外委員による本学施設視察（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/topics/2013/05/000753.php>

資料9－2－②－7 第3回ホームカミングデー（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/topics/2014/01/001284.php>

別添資料9－2－②－1：学長ティータイム要望等一覧

別添資料9－2－②－2：男女共同参画室「女性職員と学長との懇談会」メモ

別添資料9－2－②－3：「学長と若手職員の懇談会」実施要項

別添資料9－2－②－4：「学長と若手教員との意見交換会」について

別添資料9－2－②－5：若手職員SDグループ（「宇大あび～る隊！」「学生窓口対応向上グループ」）の企画書

別添資料9－2－②－6：平成26年度近隣地区自治会長との懇談会概要メモ

別添資料9－2－②－7：平成26年度同窓会連絡協議会議事メモ

【分析結果とその根拠理由】

学生の意見やニーズを、学長ティータイム等を利用して把握しており、実際に管理運営に反映している。

また、教職員に対しては、学長と教職員が直接対話できる機会を設けることにより、意見やニーズを把握するとともに、若手職員 SD グループの活動も有効に機能しており、大学運営に意見が反映されている。

学外関係者からの意見等については、経営協議会の他に、学生、保護者、県内自治体や近隣地区自治会との意見交換等の場を積極的に設けており、寄せられた意見を大学運営の改善に活用している。

以上のことから、大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点9－2－③：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法第11条第4項に基づいて2名の監事を置き、本学の業務を監査している。

監事監査は監査計画に基づき、本学の業務及び会計について定期的に年に2回（中間監査、期末監査）実施している。また、必要がある場合には臨時に監査を実施している。

監査は、大学の理念、中期目標、中期計画に基づいて、各年度の計画が適切に実施されているかなどを基本方針とし、監査計画によって重点事項を定め、全部門を対象に大学経営全般にわたり、書類監査及び実地監査によって行っている。

監査にあたっては、監査室の職員が監事監査規程に基づく補助職員として任命され、監査業務の補助及び連絡調整を行っている（資料9－2－③－1、別添資料9－2－③－1）。

監査結果及び監事の意見等に対する取組（改善）状況については、学内に周知され、大学ウェブサイトでも公開している（資料9－2－③－2～3）。

なお、監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会をはじめとする全学的な諸会議に出席し、運営状況の把握に努めるとともに、学内施設の視察等を通じて業務実施状況の把握に努めている。

資料9－2－③－1 国立大学法人宇都宮大学監事監査規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/03-020.pdf>

資料9－2－③－2 平成25年度 監事監査報告書

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/25-kansa.pdf>

資料9－2－③－3 平成25年度 監事監査における意見、指摘事項等への取組状況

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/25_kansa_action.pdf

別添資料9－2－③－1 平成27年度監査計画

【分析結果とその根拠理由】

監事監査は、監査計画に基づき、全部門を対象に大学経営全般にわたり、中間監査及び期末監査として実施されている。監査の実施にあたっては、補助職員を任命し、監事をサポートする体

制が整えられている。

監査結果及び監事の意見等に対する取組（改善）状況については学内に周知され、大学ウェブサイトでも公開している。

監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会をはじめとする全学的な諸会議に出席し、運営状況の把握に努めるとともに、学内施設の視察等を通じて業務実施状況の把握に努めている。

以上のことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

観点9－2－④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学においては、国立大学法人宇都宮大学職員研修規程を定め、職務遂行に必要な知識、技能等を修得するために実施される各種研修を受講させている（資料9－2－④－1～2）。

また、若手職員 SD グループを設置し、若手職員が自由な課題を設定し、自発的に活動することにより、自己啓発を促し本学職員としての資質向上を図っている（別添資料9－2－④－1、前掲別添資料9－2－②－5）。

資料9－2－④－1 国立大学法人宇都宮大学職員研修規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学職員就業規則第42条第2項の規程に基づき、国立大学法人宇都宮大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（大学の責務）

第2条 大学は、職員に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修計画を立て、実施に努めなければならない。

（略）

（事務職員等の研修）

第7条 教員以外の職員（以下「事務職員等」という。）に、勤務能率の増進のため、必要な研修を行わせるものとする。

2 事務職員等は、職務遂行に必要な知識、技能等を修得するために実施される各種研修の受講を命じられた場合には、これを受講しなければならない。

資料9－2－④－2 平成26年度における職員に対する研修実施状況

実施日	研修名	参加者数
4月1日～9月30日	宇都宮大学外国語研修、専門教育研修（前期）	8名
4月15日	宇都宮大学新任職員研修	36名
5月28日、6月18日、9月10日、11月19日	公文書管理研修Ⅰ	6名

5月1日～6月20日	情報システム統一研修（第1四半期）	1名
7月14日～15日	国立大学法人等部課長級研修	3名
8月1日～9月22日	情報システム統一研修（第2四半期）	1名
10月1日～3月31日	宇都宮大学外国語研修、専門教育研修（後期）	12名
10月14日～15日	関東甲信越地区及び東京地区職員啓発セミナー	2名
10月23日	関東甲信越地区及び東京地区実践セミナー（財務の部）	2名
10月27日～10月31日	関東甲信越地区国立大学法人等会計事務研修	2名
11月17日～19日	関東甲信越地区国立大学法人等係長研修	3名
12月18日～19日	国立大学法人若手職員勉強会	1名
12月12日	関東甲信越地区及び東京地区実践セミナー（人事・労務の部）	2名
1月30日	関東甲信越地区及び東京地区実践セミナー（産学連携の部）	2名

別添資料9－2－④－1 宇都宮大学若手職員SDグループの設置

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人宇都宮大学職員研修規程に基づき、学内研修を実施するとともに、学外における諸機関主催の研修にも積極的に参加させている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点9－3－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、学校教育法第109条第1項の自己点検・評価として、中期計画に基づく年度計画の実施状況について、毎年度、自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価、及び国立大学法人評価委員会からの年度業務実績評価の結果は、次年度以降の年度計画に反映され実行されることにより、着実な改善につながっている。

本学における自己点検・評価に係る体制としては、担当理事を委員長とし、各学部から選出された教員、事務部の課長で構成される点検・評価委員会を設置して、全学的な点検・評価業務を行っている（資料9－3－①－1～2、別添資料9－3－①－1）。

本学の活動の総合的な状況については、国立大学法人評価委員会による法人評価に対応した中期計画に基づく年度計画の実施状況について点検・評価を行い、その結果を「業務の実績に関する報告書」として同委員会に提出している。当該報告書は、各部局から提出された進捗状況点検表等により点検・評価委員会において検証のうえ取りまとめを行っている（別添資料9－3－①－2）。また、毎年度の中間に、各部局から提出される進捗状況に基づき点検・評価を行い、そ

の結果進捗が遅れていると評価された事項に関しては、年度計画の着実な達成に向けて取組を充実するよう各部局へ促すとともに、点検・評価結果を教育研究評議会等に報告し、課題の共有・周知を図っている（別添資料9-3-①-3）。

学校教育法第109条第2項の規定による大学機関別認証評価については、平成27年度受審を決定し、大学の活動の総合的な状況について点検・評価を実施し、平成27年6月に自己評価書を作成した。

加えて、教育の質保証に関しては、各学部の取組内容について他の学部が相互に点検・評価を行い、各学部の取組にとどまらず、全学として教育の質の改善・向上に向けて取組を強化している（前掲別添資料8-1-①-2）。

資料9-3-①-1 国立大学法人宇都宮大学評価規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/02-010.pdf>

資料9-3-①-2 宇都宮大学点検・評価委員会規程

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/05-032.pdf>

別添資料9-3-①-1：宇都宮大学点検・評価委員会委員一覧

別添資料9-3-①-2：国立大学法人宇都宮大学 中期計画期間（平成22～27年度）の進捗状況点検表（抜粋）

別添資料9-3-①-3：国立大学法人宇都宮大学 平成26年度 年度計画の実績（進捗状況）及び点検表（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

本学における自己点検・評価に係る体制としては、点検・評価委員会を中心とした全学的な点検・評価体制が構築されている。本学の活動の総合的な状況については、国立大学法人評価委員会による法人評価に対応した点検・評価を行い、毎年度の中間時点では進捗状況の確認が行われている。

また、教育の質保証に関しては、全学として教育の質の改善・向上に向けた取組が行われている。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、国立大学法人法に基づく中期目標・中期計画の達成状況及び各年度の年度計画の実施状況について自己点検・評価を行い、それを踏まえた報告書を国立大学法人評価委員会に提出し、

毎年の業務実績評価及び6年ごとの中期目標期間評価を受けている（資料9-3-②-1）。また、学校教育法に規定された大学機関別認証評価は、大学評価・学位授与機構を認証評価機関として平成20年に1回目の自己評価書を提出して大学評価基準を満たしているとの評価を受け（資料9-3-②-2）、平成27年に2回目の受審に向けて自己評価書を提出した。

また、国際学部及び教育学部においては外部評価を実施しており、工学部及び農学部においてもJABEEによる技術者教育の認定を受けている（前掲資料8-1-③-1）。

資料9-3-②-1 国立大学法人評価委員会による業務実績評価

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hojin/detail/1353143.htm

資料9-3-②-2 平成20年度実施大学機関別認証評価 評価報告書

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukoukai/pdf/20-ninsyo.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人として、国立大学法人評価委員会による毎年の業務実績評価及び6年ごとの中期目標期間評価を受審している。また、大学機関別認証評価は、大学評価・学位授与機構を認証評価機関として平成27年に2回目の審査を受けることとしている。

加えて、各学部・研究科においては、それぞれの特性に応じた外部評価も受けている。

以上のことから、大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われていると判断する。

観点9-3-③：評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

中期計画に基づく年度計画の実施状況について、各部局から提出される中間時点での進捗状況を点検・評価委員会が点検・評価を行い、その結果進捗が遅れていると評価された事項に関しては、各部局へ進捗を促すとともに、点検・評価結果を教育研究評議会等に報告し、課題の共有・周知を図っている（前掲別添資料9-3-①-3）。点検・評価委員会からフィードバックを受けた各部局では、さらにそれぞれの担当委員会等を中心に事業の推進に向けた取組が進められている。

また、各事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会の評価結果並びに大学機関別認証評価に基づく大学評価・学位授与機構の評価結果は、役員会や経営協議会、教育研究評議会などで報告が行われ、大学全体で共有し各部局において改善に努めるとともに、大学ウェブサイト上に公表している（資料9-3-③-1、前掲資料9-3-②-2）。

国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構による評価結果で指摘された事項については改善に向けた対応を進めている（資料9-3-③-2）。

資料9-3-③-1 評価結果等について（大学ウェブサイト）

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukoukai/kansa.php#hyoka>

資料9－3－③－2 評価で指摘のあった点に対する改善状況一覧

評価区分	指摘事項	改善結果・取組例																																																						
第1期中期目標に 係る業務の実績に 関する評価結果 【国立大学法人評 価委員会】	「すぐれた教員を確保するた めに、外国からも応募しやす い環境を整え、外国への公募 を強化し、教育研究面での国 際化に対応した外国人教員の 増加に努める。」（実績報告 書23頁・中期計画【34】） については、外国人教員が増 加していないことから、中期 計画を十分には実施していな いものと認められる。	<p>平成23年4月に外国人教員を積極的に採用することと した学内通知を発出し、必要な環境整備を求めた結果、平成20年度と比べ19名増加となった。 (宇都宮大学における女性教員及び外国人教員の積極的 採用について http://180.222.93.12/topics/index.php?id=260)</p> <p>○外国人教員数について（学校基本調査の数値を引用） 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>教授</th> <th>准教授</th> <th>講師</th> <th>兼務者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>28</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	教授	准教授	講師	兼務者	合計	平成20年度	1	6	3	10	20	平成21年度	1	7	3	12	23	平成22年度	1	7	3	16	27	平成23年度	2	5	3	14	24	平成24年度	3	5	3	18	29	平成25年度	3	5	3	16	27	平成26年度	3	5	3	23	34	平成27年度	3	7	1	28	39
年 度	教授	准教授	講師	兼務者	合計																																																			
平成20年度	1	6	3	10	20																																																			
平成21年度	1	7	3	12	23																																																			
平成22年度	1	7	3	16	27																																																			
平成23年度	2	5	3	14	24																																																			
平成24年度	3	5	3	18	29																																																			
平成25年度	3	5	3	16	27																																																			
平成26年度	3	5	3	23	34																																																			
平成27年度	3	7	1	28	39																																																			
平成25年度業務 の実績に関する評 価結果 【国立大学法人評 価委員会】	飲酒死亡事故に対する注意喚 起のポスターの学内掲示や、 新入生ガイダンスでのイッキ 飲み防止連絡協議会のチラシ 配付、外部講師（警察）によ る酔いつぶれた人の介護方法 やすぐに救急車を呼ぶべき状 態などについての講習会の実 施等、飲酒事故防止のための 取組を行っているが、平成26 年度において、課外活動中の 未成年学生の飲酒事故が発生 していることから再発防止に 向けた組織的な取組を行うこ とが求められる。	<p>＜届出等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月から「課外活動を行う際の注意事項」 を全課外活動団体に配布するとともに、活動の届出提出の都度、説明・配布した。 課外活動団体（サークル）に対する事前の活動計画の 提出を徹底するため、従来の「遠征届」、「学内合宿 届」に変え、サークルとして行う全ての行事（OBとの懇談会、コンパ等を含む）について、新規様式「課 外活動届」を事前に提出させることとした。 <p>＜研修会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年9月30日にサークルリーダー研修会を実施 し、地元警察署による講義を実施し、学生の意識向上 を図った。 平成26年11月から平成27年3月まで、全課外活動 団体を対象にDVD教材を視聴させ、指導した。 																																																						

		<p><注意喚起></p> <ul style="list-style-type: none"> 冊子（「適正飲酒のススメ」、「大学生のためのアルコール・ハンドブック～お酒とのつきあい・お作法～」）を学生支援課窓口で配布した。 平成26年11月から学生支援課窓口に注意喚起のための電子掲示板を設置。 飲酒事故防止バッジ（飲めません、飲みません、飲ませません）を作成し、学生・教職員に配布した。 平成26年11月26日付で、飲酒事故を起こしたサークルの認定取消処分と学生個人への教育的注意を行ったこと、また、未成年者の飲酒禁止や二度とこのような事故を起こさないための注意喚起を学内に掲示した。 <p><危機管理体制></p> <ul style="list-style-type: none"> 各課外活動団体への緊急時の連絡体制の作成及び提出を徹底した。 <p><サークルの認定方法の改善></p> <ul style="list-style-type: none"> 「宇都宮大学課外活動団体の届出及び認定等に関する要項」を見直し（平成27年4月1日改正）、課外活動本来の目的達成のための支援を行う。 <p>○主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> サークルリーダー研修会の受講を必須化し、課外活動団体の認定要件とした。 サークル認定申請時に明確な課外活動計画、日常的な活動内容、活動実績等を明記させた。 誓約書の提出を義務付け、認定条件とした。
平成20年度に受審した大学評価・学位授与機構による認証評価結果	<p>教育学研究科教科教育専攻10専修のうち6専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成20年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。</p>	平成27年4月の教育学研究科の改組により改善している。
	学士課程の1つの学部の3年	指摘のあった国際学部（3年次編入）及び国際学研究

	<p>次編入学及び大学院博士後期課程の1つの研究科においては、入学定員超過率が高い。</p>	科（博士後期課程）における入学定員に対する入学者数の5年間の平均の割合は、それぞれ1.06及び1.26であり、適切な状況である。
	<p>教育研究活動の特色や活動の成果に関する情報が十分に社会に発信されているとはいえない。</p>	<p>①学校教育法施行規則に基づく教育情報について、シラバス、教育研究組織、教員の経歴及び学生の修学支援等の情報をデータベース化し、公式ホームページにおいてステークホルダーに分かりやすい形で公開することにより、大学の情報発信の取組を一層促進した。（平成23年度～）</p> <p>②大学情報の積極的な発信のため、平成23年6月に「UU プラザ」を正門横に開設し、教育研究成果の紹介、学生サークルやゼミの発表の場として活用しているほか、附属農場生産物の販売、地元町内会等への積極的開放など地域との連携やコミュニケーション機能の強化を図っている。（平成23年度～）</p>

【分析結果とその根拠理由】

法人評価に関する各部局の点検・評価結果は、点検・評価委員会において検証し、改善が必要な部署に事業の進捗を促し、それぞれの部署で事業の推進に向けた取組が進められている。

また、課題として指摘された事項については、改善に向けた取組が進められている。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、学生の意見やニーズを、学長ティータイム等を利用して把握しており、実際に管理運営に反映している。また、若手の事務系職員の自発的意見によって設けられた「若手職員SDグループ」制度によって、「宇大あび～る隊！」と「学生窓口対応向上グループ」の2グループがそれぞれの成果として、大学オリジナルキャラクターの学内公募による作成、「学生対応モットー及び学生対応行動指針」の提案等を行い、大学運営の改善に反映された実績を残している。さらに、平成27年度においては、若手教員全員を対象とした学長との意見交換を実施するなど、大学の構成員（教職員及び学生）の意見やニーズが広く把握され、適切な形で管理運営に反映されている。

【改善を要する点】

特になし。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の理念と方針・教育目標は、大学ウェブサイトに掲載し、広く社会に周知している（前掲資料 1-1-①-2）。また、学則にも目的を明示するとともに（前掲資料 1-1-①-1、前掲資料 1-1-②-1）、理念や方針を掲載した宇都宮大学ガイドブックを冊子として、教職員や学生、報道機関、自治体等の学外機関へ配付している（資料 10-1-①-1）。

各学部においては学科又は課程ごとに、大学院においては研究科又は専攻等ごとに、それぞれの目的や養成しようとする人材像を大学ウェブサイトで公表するとともに、学部案内や履修案内にも掲載することで、教職員・学生及び高等学校、志願者等へ配付し周知に努めている（資料 10-1-①-2～3）。

新入生に対しては、各学部等の新入生オリエンテーションやガイダンスにおいて履修案内等を配付し、各学部・研究科の理念や目的等を周知している（別添資料 10-1-①-1）。

新規採用教職員に対しては新任職員研修会を開催し、大学の目的や中期目標・中期計画及び大学改革の状況等について研修を行っている（別添資料 10-1-①-2）。

なお、外国人留学生等にも大学の目的および各学部（学科又は課程ごと）・研究科の目的が周知されるよう、大学ウェブサイトにおいて英語表記のページを用意している（資料 10-1-①-4）。

資料 10-1-①-1 大学刊行物による大学の目標等の配付状況（平成 26 年度）

掲載場所	発行部数	
宇都宮大学ガイドブック (p. 2) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/GUIDE_BOOK.pdf	進学相談会等 39,000 部 学内配付 1,000 部	合計 40,000 冊

資料 10-1-①-2 ウェブサイトによる各学部・研究科の目的等の公表（平成 26 年度）

学部／研究科	URL
国際学部	(大学ウェブサイト) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/fis.php (学部ウェブサイト) http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/about/p1.html
教育学部	(大学ウェブサイト) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/fedu.php (学部ウェブサイト) http://ks002.edu.utsunomiya-u.ac.jp/index.php/information/admissionpolicy
工学部	(大学ウェブサイト) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/feng.php (学部ウェブサイト) http://www.eng.utsunomiya-u.ac.jp/outline.html

農学部	(大学ウェブサイト) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/fagri.php (学部ウェブサイト) http://agri.mine.utsunomiya-u.ac.jp/about/02.html
国際学研究科	(大学ウェブサイト) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/fis_uugraduate.php (研究科ウェブサイト) http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/fis/about/p2.html
教育学研究科	(大学ウェブサイト) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/fedu_uugraduate.php (研究科ウェブサイト) http://ks002.edu.utsunomiya-u.ac.jp/index.php/futurestudent
工学研究科	(大学ウェブサイト) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/feng_uugraduate.php (研究科ウェブサイト) http://www.eng.utsunomiya-u.ac.jp/outline.html
農学研究科	(大学ウェブサイト) http://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/fagri_uugraduate.php (研究科ウェブサイト) http://agri.mine.utsunomiya-u.ac.jp/about/gshp/about/index.html

資料 10－1－①－3 刊行物による各学部の目的等の公表（平成 26 年度）

掲載場所	URL	配付数
国際学部パンフレット(p. 5)	http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/outline/2015Pamphlet.pdf	4,800 部
教育学部パンフレット(p. 3～p. 4)	http://ks002.edu.utsunomiya-u.ac.jp/images/uu_images/annai3.pdf	4,800 部
工学部パンフレット	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/2014kou_pamphlet.pdf	5,500 部
農学部パンフレット(p. 2)	http://agri.mine.utsunomiya-u.ac.jp/news/data/pamphlet2015/index.html	6,000 部

※工学部では学科ごとにもパンフレットを作成

資料 10－1－①－4 英語表記のウェブサイトによる大学の目的および各学部・研究科の目的等の公表

掲載内容		URL
拿 各 学 部 ・ 研 究 科	理念と方針・教育目標	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/en/introduction/vision.php
	国際学部・国際学研究科	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/en/faculties/internationalstudies.php
	教育学部・教育学研究科	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/en/faculties/education.php
	工学部・工学研究科	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/en/faculties/engineering.php
	農学部・農学研究科	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/en/faculties/agriculture.php

別添資料 10－1－①－1：各学部新入生オリエンテーション・ガイダンス実施要項・配付資料

別添資料 10-1-①-2：平成 27 年度宇都宮大学新任職員研修実施要項

【分析結果とその根拠理由】

本学の理念と方針・教育目標について、大学ウェブサイトにて公表するとともに、学則に明示し、かつ宇都宮大学ガイドブック等の刊行物により広く社会に周知している。また、各学部・研究科の教育目標等についても、大学及び各学部・研究科のウェブサイトや学部案内等により大学構成員及び社会に周知・公表している。

また、新入生オリエンテーションや新任職員研修会において、大学の理念等を周知している。

以上のことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断する。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイト、入学者選抜要項、学生募集要項等に公表している（前掲資料 4-1-①-1～3、5-1-①-1、5-3-①-1～2、5-4-①-1～2、5-6-①-1、別添資料 4-1-①-1～2）。

また、各学部のそれぞれの学科又は課程、及び大学院の各研究科の入学者受入方針については、上記媒体に加え大部分の各学部及び研究科のウェブサイト等で明示している（資料 10-1-②-1）。

本学への入学を検討する方々に対しては、上記資料の配付に加え、オープンキャンパスを利用した入試・進学相談会、本学教職員の高校訪問等において入学者受入方針を周知し、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を理解して入学を志願できるようになっている（資料 10-1-②-2）。

新入生をはじめとする学生や保護者に対しては、シラバス等の配付に加え、履修指導やガイダンスの機会に上記資料の配付及び具体的な説明を行っている（前掲別添資料 10-1-①-1）。

資料 10-1-②-1 ウェブサイトによる各学部及び研究科の入学者受入方針の公表

学部・研究科名	URL
国際学部	(国際社会学科) http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/faculty/p1.html#policy (国際文化学科) http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/faculty/p2.html
教育学部	(教育学部各課程) http://ks002.edu.utsunomiya-u.ac.jp/index.php/information/admissionpolicy

工学部	(機械システム工学科) http://www.mech.utsunomiya-u.ac.jp/?page_id=42 (電気電子工学科) 「学科紹介」のページ http://www.ee.utsunomiya-u.ac.jp/ (応用化学科) http://www.chem.utsunomiya-u.ac.jp/home/outline.html (建築学コース) http://archi.ishii.utsunomiya-u.ac.jp/cat8/cat25/ (建設工学コース) http://civil.utsunomiya-u.ac.jp/civil/admission.html
農学部	(農学部各学科) http://agri.mine.utsunomiya-u.ac.jp/about/03.html
国際学研究科	(国際学研究科) http://www.kokusai.utsunomiya-u.ac.jp/fis/about/p4.html
教育学研究科	(教育学研究科) http://ks002.edu.utsunomiya-u.ac.jp/index.php/futurestudent
農学研究科	(農学研究科各専攻) http://agri.mine.utsunomiya-u.ac.jp/about/gshp/examination/index.html

資料 10－1－②－2 説明会及び資料の配付先一覧（平成 26 年度）

配付先	回数等	配付資料
オープンキャンパスを利用した入試・進学相談会	2 回	・大学ガイドブック ・各学部案内 等
本学教職員の高校訪問又は高校の本学訪問による大学見学	18 校	
進学相談会（本学教職員の参加）	22 箇所	
進学相談会（資料のみ）	70 箇所	
本学窓口による説明及び資料配付	随時	

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針、教育課程編成・実施方針及び学位授与の方針は、大学ウェブサイト及び大学ガイドブック等の主要冊子において適切に公表している。また、説明会やガイダンスを利用した周知がされており、志願者、高等学校、保護者、教職員、社会一般等に公表している。

以上のことから、入学者受入の方針、教育課程編成・実施方針及び学位授与の方針が適切に公表、周知されていると判断する。

観点 10－1－③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

宇都宮大学の教育研究活動の情報については、学校教育法第 109 条第 1 項（自己点検・評価及び認証評価制度）、第 113 条（教育研究活動の公表）及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 を踏まえ、大学ウェブサイト等で公開している（資料 10－1－③－1）。また、大学ガイドブックや大学広報紙「UUnow」に掲載・配付することにより、本学の様々な取組を分かりやすく社会に

発信している（資料 10－1－③－2）。

各学部・研究科の教育研究活動に関しては、各学部・研究科のウェブサイト及び発行するパンフレット等において周知している（前掲資料 10－1－①－2～3）。

なお、平成 24 年度にユーザビリティの向上を図るため、ウェブサイトのリニューアルを行っている。

その他、宇都宮大学の「生の姿（ライブ）」を伝えることを目的に、授業の様子や研究成果、キャンパスの雰囲気や地域とのつながり、先輩の活躍などを紹介する動画サイト「U-Tunes」をインターネット上で公開している（資料 10－1－③－3）。

資料 10－1－③－1 教育研究活動の情報公表

掲載内容等	URL
自己点検・評価及び認証評価の結果（学校教育法第 109 条第 1 項関係）	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果等について（大学ウェブサイト） http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukoukai/kansa.php#hyoka
教育情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係）	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮大学教育情報の公表（大学ウェブサイト） http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukoukai/kouhyou.php
財務諸表等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条関係）	<ul style="list-style-type: none"> 財務に関する情報（大学ウェブサイト） http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukoukai/kessan.php 財務レポート http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/25zaimurepo-to.pdf
宇都宮大学の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮大学企業交流会 http://118.82.78.28/common/sysfile/topics/ID00000423binary1.pdf 秋の保護者ガイダンス http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/h26career_fes%20annai.pdf 研究シーズ集 http://118.82.78.28/collabo/seeds/

資料 10－1－③－2 大学広報紙 UUnow

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/utility/_uunow_1.php

資料 10－1－③－3 動画サイト U-Tunes

http://www.utsunomiya-u.ac.jp/u_tunes/index.html

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動、大学評価に関する情報、財務諸表等についての情報は、大学ウェブサイトや大学広報誌等を通じて広く社会に公表している。また大学紹介のための動画コンテンツ等を活用し、インターネット上で公開している。

以上のことから、教育研究活動等についての情報が適切に公表されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学紹介のための動画コンテンツ等を活用し、インターネット上で公開しており、様々な媒体を利用して公表、周知している。

【改善を要する点】

特になし。